

伊 予 市
第2次障がい者計画
第5期障がい福祉計画
第1期障がい児福祉計画



～心から描いた夢を実現に～

2018（平成30）年3月

はじめに

少子高齢化や核家族化の進行、地域内における人とのつながりの希薄化などを背景に、福祉サービスに対するニーズは、ますます複雑・多様化しています。

国においては、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や障がい児支援のニーズへのきめ細やかな対応等を目的に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」等を改正したところです。



このような状況の中、伊予市では、現行計画の改定時期を迎えたことから、地域の障がい者福祉を取り巻く環境変化に的確に対応し、今後必要とされる福祉サービス量や障がい者支援の方向性を明確にするため本計画を策定いたしました。

今計画では新たに「私たちができること」と「子どもたちが輝きながら暮らすために」を念頭に実効性の高い重点目標を掲げ、関係施策の着実な推進に努めることとしています。

この計画を基に「障がいのある人もない人も誰もが自分らしく暮らせ、お互いが支え合う思いやりのあるまちづくり」に邁進してまいりますので、市民及び関係者の皆様には、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定に当たり御尽力いただきました策定審議会委員の皆様をはじめ、貴重な御意見を賜りました市民の皆様から心から感謝申し上げます。

2018（平成30）年3月

伊予市長 武智 邦典

目 次

第1章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	他計画との関連	3
5	計画策定の方法	4
	(1)計画の策定体制	
	(2)障がい者（児）ニーズの把握	
	(3)パブリックコメント	

第2章 障がい者を取り巻く現状

1	人口・世帯数の状況	5
2	障がい者の現状	7
3	障がい種別の状況	8
	(1)身体障がい者（児）	
	(2)知的障がい者（児）	
	(3)精神障がい者（児）	
	(4)自立支援医療受給者の推移	
	(5)難病患者のうち障害福祉サービス利用者の推移	
4	障害支援区分認定について	11
5	障がい者アンケート調査について	12
6	障がい児アンケート調査について	25
7	発達障がい児等（配慮を要する子）実態調査について	31
8	事業所アンケート調査について	33

第3章 国の動向

1	支援の充実に向けた動き	35
	(1)目的	
	(2)法律改正の背景	
	(3)基本方針見直しのポイント	

第4章 障がい者計画

1	基本理念	38
2	基本原則	38
3	基本的な考え方・体系図	40
4	重点目標	45

第5章 障がい福祉計画

1	基本的な考え方	51
2	推進体制	53
3	目標の設定及び事業量の見込み	54

第6章 障がい児福祉計画	
1 基本的な考え方	66
2 推進体制	67
3 目標の設定及び事業量の見込み	68

第7章 計画の推進	
1 計画の進行管理	74
2 計画の推進体制	75

資料編

1 伊予市障がい者計画・障がい福祉計画 ・障がい児福祉計画策定経過	77
2 伊予市障害者自立支援協議会の体系	78
3 障がい者アンケート調査結果（抜粋）	79
4 障がい児アンケート調査結果（抜粋）	96

第1章

計画の概要



伊豫国あじの郷（くに）五勇士

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

2011（平成 23）年 8 月に障害者基本法が改正され、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現を目指すことが掲げられ、さらに 2013（平成 25）年 4 月には、障害者自立支援法が障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」として改正施行されました。

2016（平成 28）年 4 月には障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体と民間事業者等における、差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

また、同年 6 月には障害者総合支援法が改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図ることとされました。

さらに児童福祉法が改正され、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとし、いずれも 2018（平成 30）年 4 月から施行されることとなりました。

伊予市では 2015（平成 27）年 3 月に「第 2 次伊予市障害者計画・第 4 期障害福祉計画（2015（平成 27）年度～2017（平成 29）年度）」を策定し、計画的な障がい者施策の推進を図っています。

このたび、国の基本指針が見直されたこと、また、計画の改定時期を迎えたことにより「第 2 次伊予市障がい者計画」については、「生活」と「就労」に対する新たなサービスを創設することとしました。

「第 5 期障がい福祉計画」については、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、2018（平成 30）年度から 2020（平成 32）年度までの基本目標やサービスの見込量等を設定することとしました。「第 1 期障がい児福祉計画」については、新たな指針の下、障がい児福祉の充実に向け、2018（平成 30）年度から 2020（平成 32）年度までの基本目標やサービスの見込量等を設定することとしました。

2 計画の位置づけ（根拠法令）

伊予市障がい者計画

障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、障がい者等の状況等を踏まえ、伊予市における障がい者の自立支援及び社会参加の支援等のための施策に関する基本的な計画です。

（障害者基本法抜粋）

第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

伊予市障がい福祉計画

障害者総合支援法第88条で定める市町村計画で、「伊予市障がい者計画」の実施計画として策定します。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律抜粋）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- ・障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

伊予市障がい児福祉計画

障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、国の定める「基本指針」に即して策定するものです。

（児童福祉法抜粋）

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- ・障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 計画の期間

第2次障がい者計画は、6年間（2015（平成27）年度～2020（平成32）年度）の計画期間となっており、社会情勢や需要の変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

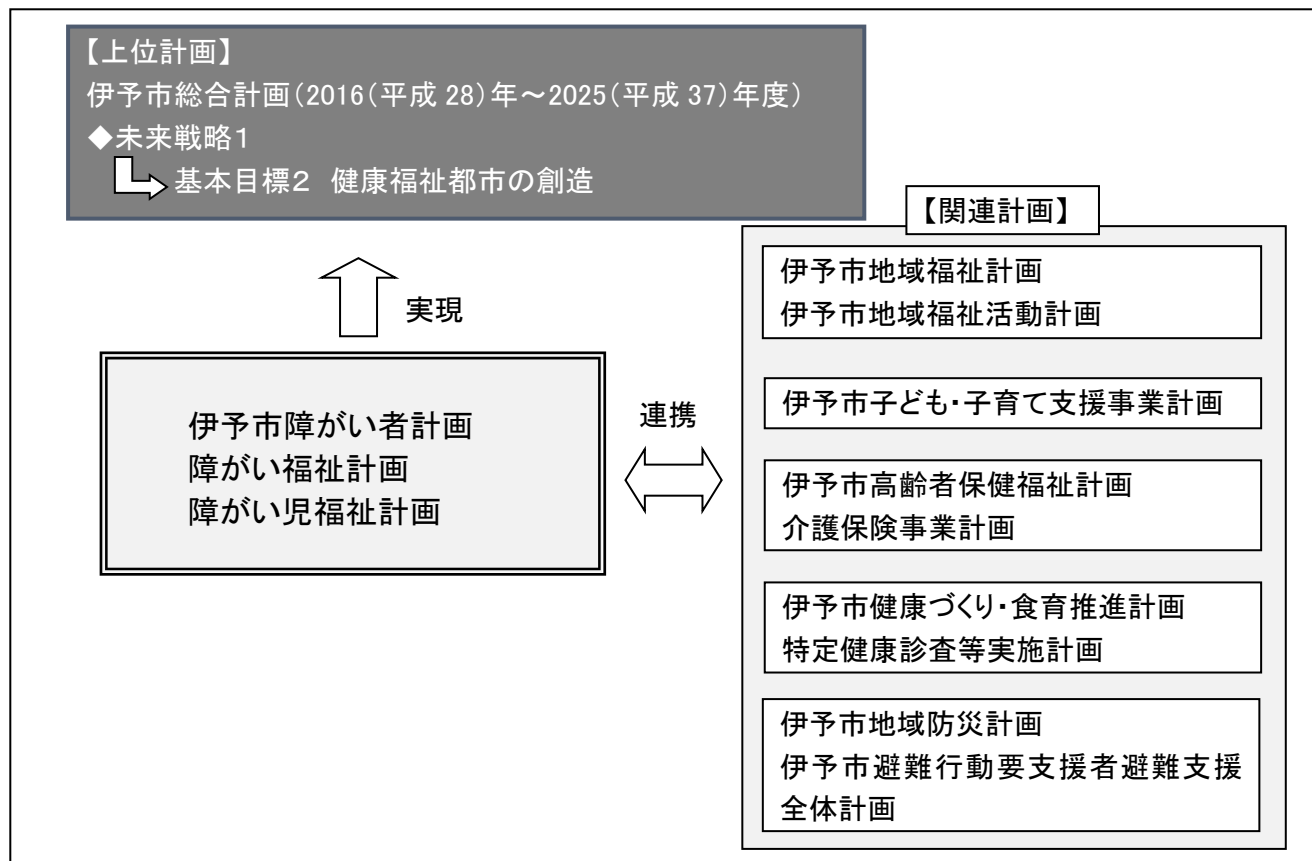
また、障がい福祉計画、障がい児福祉計画は、3年ごとに作成することとされており、「第5期障がい福祉計画」及び「第1期障がい児福祉計画」については、2018（平成30）年度から2020（平成32）年度までの3年間を計画期間とします。

【計画の対象期間】

	27年度 (2015年)	28年度 (2016年)	29年度 (2017年)	30年度 (2018年)	31年度 (2019年)	32年度 (2020年)	33年度 (2021年)	34年度 (2022年)	35年度 (2023年)	
障がい者計画	第2次計画 (見直し)						次期計画			
障がい福祉計画	第4期計画			第5期計画			次期計画			
障がい児福祉計画				第1期計画			次期計画			

4 他計画との関連

本計画は、「第2次伊予市総合計画」を上位計画とし、健康福祉分野及び防災関係の計画と関連づけ、整合性を図るものとしてします。



5 計画策定の方法

(1) 計画の策定体制

障がい者等関係者の幅広い意見を本計画に反映していくため、「伊予市障害者福祉計画策定審議会」以外にも、障がい者団体の代表、学識経験者、事業者の代表等により構成される「伊予市障害者自立支援協議会」からの意見を取り入れています。

(2) 障がい者（児）ニーズの把握

計画検討に向け基礎的な情報の収集のため、障がい者（児）やその介助者、保育所・幼稚園及び障害福祉サービス事業所などへの調査を実施しました。

- 障がい者アンケート調査（18歳以上の手帳所持者全員）
調査年月 2017（平成29）年7月
- 障がい児アンケート調査（18歳未満の手帳所持者全員）
調査年月 2017（平成29）年7月
- 発達障がい児等（配慮を要する子）実態調査
 - ・幼稚園・保育所
調査年月 2017（平成29）年8月
 - ・障がい者（児）福祉サービス事業所
調査年月 2017（平成29）年8月
- 事業所アンケート調査（障がい者・児の通所施設、相談支援事業所）
調査年月 2017（平成29）年8月

(3) パブリックコメント

パブリックコメント（意見公募手続）とは、市の基本的な政策等を策定する際に、政策の趣旨・目的・内容等の必要な事項を広く公表し、意見、情報、改善案などを求める手続きです。寄せられた意見などを考慮することにより行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図ります。

実施時期：2018（平成30）年2月

第2章

障がい者を取り巻く現状



ミカンまる

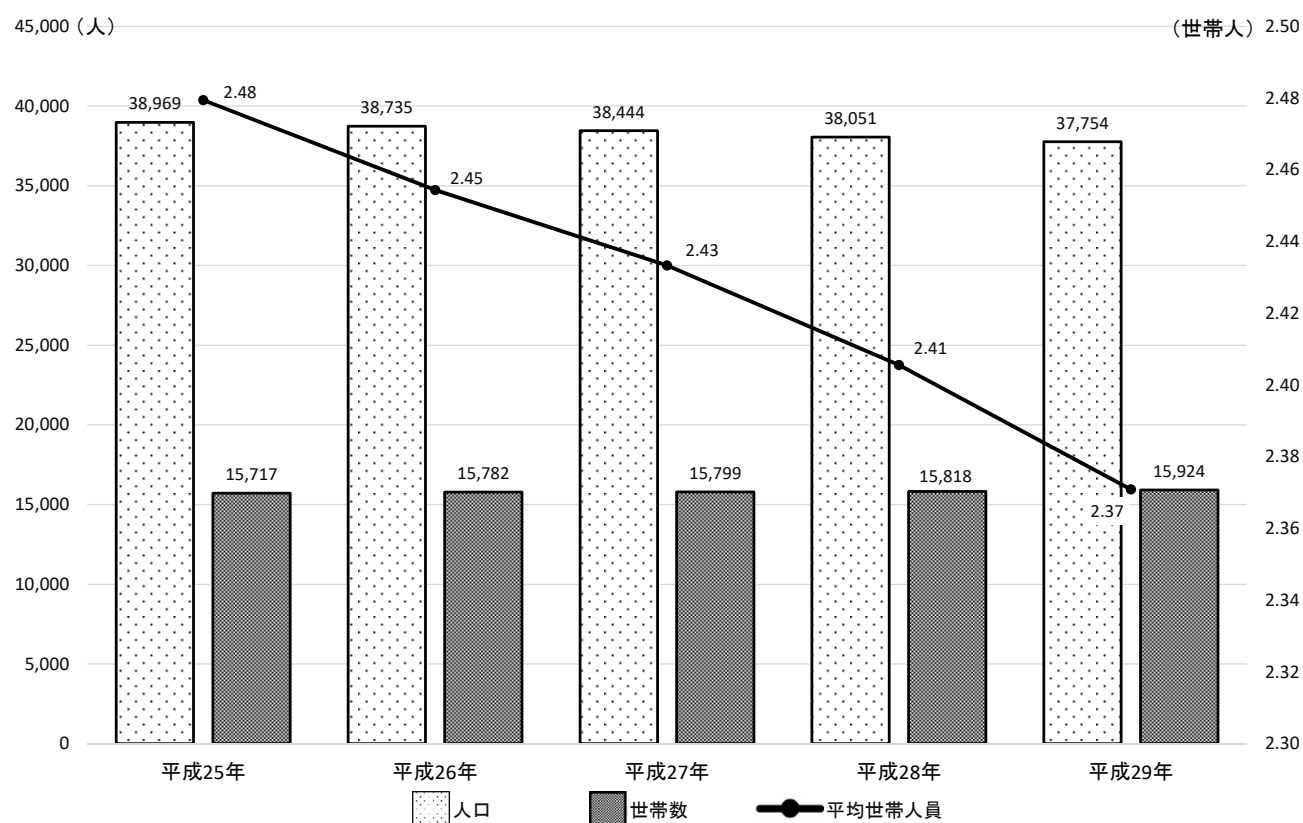
第2章 障がい者を取り巻く現状

1 人口・世帯数の状況

本市の総人口は、2017（平成29）年3月末現在、37,754人で、近年は微減状態が続いています。世帯数は増加傾向にあります。

人口の構成を年代別の3区分で見ると、65歳以上の割合が増加傾向にあります。

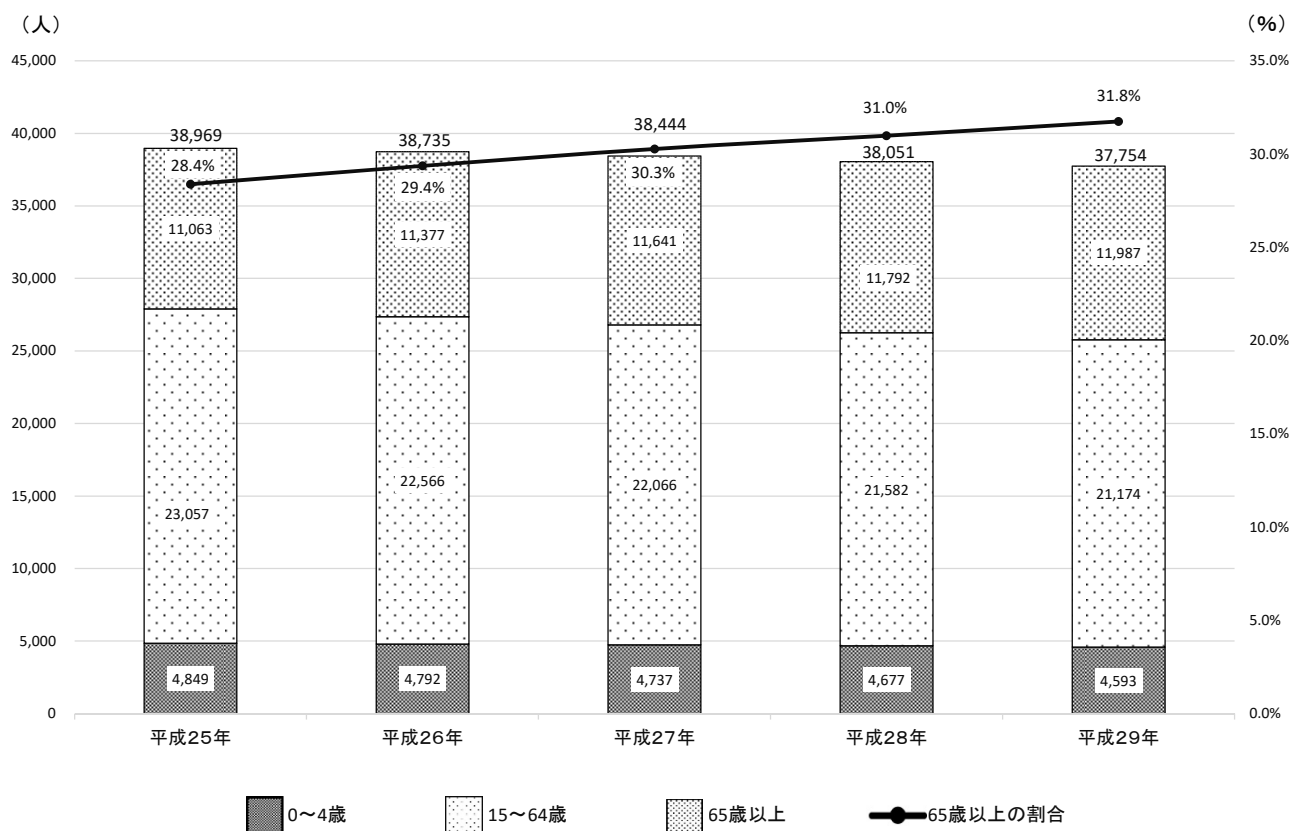
【人口（人）及び世帯数の推移】



	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	増加率
人口(人)	38,969	38,735	38,444	38,051	37,754	△3.1%
世帯数	15,717	15,782	15,799	15,818	15,924	1.3%
平均世帯人員	2.48	2.45	2.43	2.41	2.37	△4.4%

※各年3月末現在／増加率は2013（平成25）年～2017（平成29）年

【人口3区分の推移】



	平成 25 年 (2013 年)	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)
0~14 歳	4,849	4,792	4,737	4,677	4,593
15 歳~64 歳	23,057	22,566	22,066	21,582	21,174
65 歳以上	11,063	11,377	11,641	11,792	11,987
計	38,969	38,735	38,444	38,051	37,754
65 歳以上 の割合	28.4%	29.4%	30.3%	31.0%	31.8%

※各年 3 月末現在

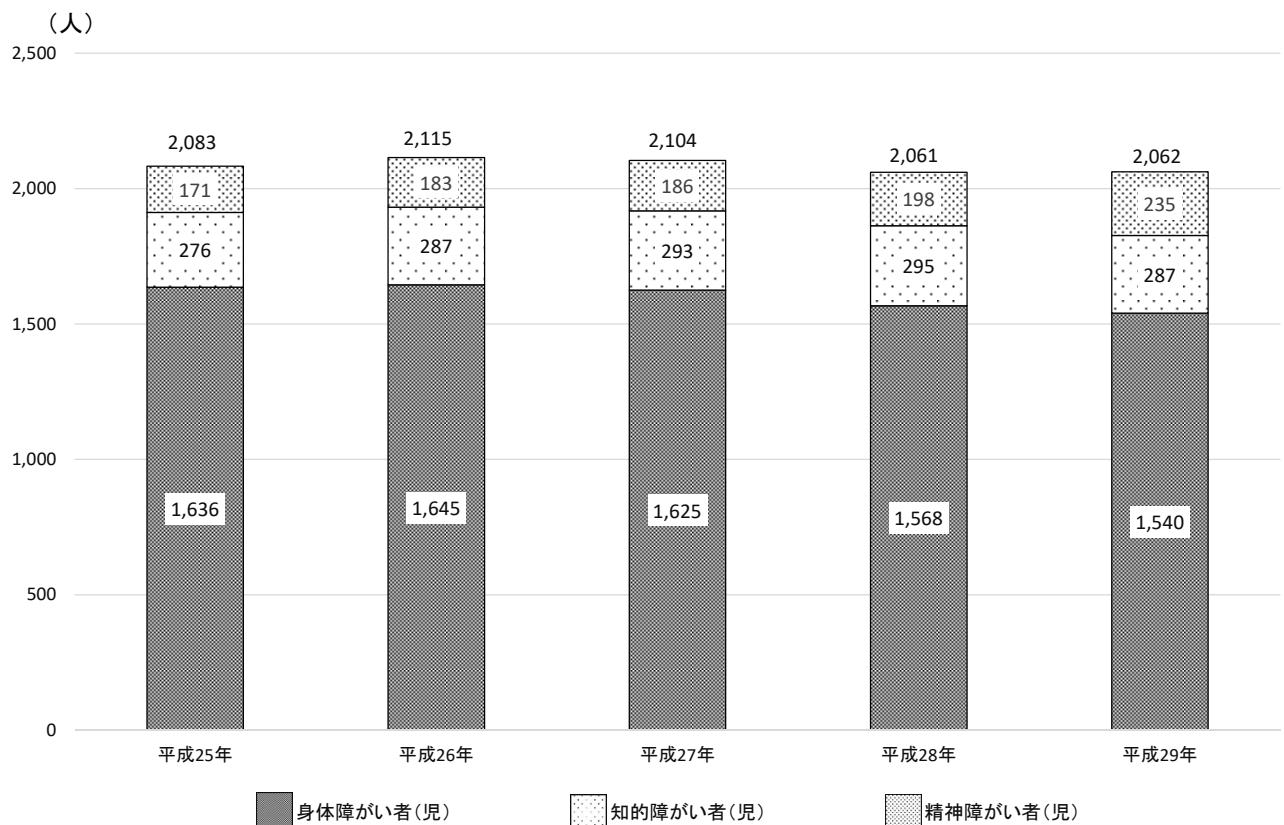
2 障がい者の現状

障害者手帳所持者は、2017（平成 29）年には、身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）を合わせて 2,062 人となっており、2013（平成 25）年と比較すると 21 人減少しています。

【障害者手帳所持者数の推移（人）】

	平成 25 年 (2013 年)	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	増加率
身体障がい者（児）	1,636	1,645	1,625	1,568	1,540	△5.9%
知的障がい者（児）	276	287	293	295	287	4.0%
精神障がい者（児）	171	183	186	198	235	37.4%
計	2,083	2,115	2,104	2,061	2,062	△1.0%

※各年 3 月末現在／増加率は 2013（平成 25）年～2017（平成 29）年



3 障がい種別の状況

(1) 身体障がい者（児）

身体障害者手帳所持者数は、2017（平成 29）年 3 月末現在 1,540 人で、等級別で見ると、1・2 級の手帳を持っている方が 53.6%、3～6 級の手帳を持っている方が 46.4%になっており、1・2 級の重度障がいの方が半数以上を占めています。

障がい種別で見ると、肢体不自由、内部障がいの順で多く、年齢別では、18 歳未満の障がい児は手帳所持者全体の 1.4%（22 人）で、65 歳以上の障がい者が 75.4%を占めています。

【身体障害者手帳等級別所持者数】

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
所持者数	529	296	223	352	72	68	1,540
等級別	825 (53.6%)		715 (46.4%)				

(2017（平成 29）年 3 月末現在)

【年齢別・障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移（人）】

区 分		総 数	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語・そしゃく機能障がい	肢体不自由	内部障がい
平成 25 年 (2013 年)	18歳未満	27	1	5	0	14	7
	18歳以上	1,609	121	85	13	908	482
平成 26 年 (2014 年)	18歳未満	28	1	6	0	12	9
	18歳以上	1,597	110	80	13	909	485
平成 27 年 (2015 年)	18歳未満	26	1	6	0	10	9
	18歳以上	1,599	109	85	13	901	491
平成 28 年 (2016 年)	18歳未満	25	0	6	0	12	7
	18歳以上	1,543	104	81	14	870	474
平成 29 年 (2017 年)		1,540	105	90	14	856	475
	18歳未満	22	0	7	0	10	5
	18歳以上	1,518	105	83	14	846	470

※各年3月末現在

(2) 知的障がい者（児）

療育手帳所持者数は、2017（平成29）年3月末現在で287人です。障がい程度別では、重度であるAが全体の30.7%（88人）を占めています。2013（平成25）年と2017（平成29）年を比較すると、Aは減少傾向に、Bは増加傾向にあります。年齢別では、18歳未満（障がい児）が24.7%、18歳以上（障がい者）が75.3%になっています。

【年齢別・等級別療育手帳所持者数の推移（人）】

区 分		総 数	A	B
平成25年 (2013年)	18歳未満	57	19	38
	18歳以上	219	87	132
平成26年 (2014年)	18歳未満	60	18	42
	18歳以上	224	87	137
平成27年 (2015年)	18歳未満	63	20	43
	18歳以上	230	91	139
平成28年 (2016年)	18歳未満	71	19	52
	18歳以上	216	66	150
平成29年 (2017年)		287	88	199
	18歳未満	71	20	51
	18歳以上	216	68	148

※各年3月末現在

(3) 精神障がい者（児）

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、2017（平成29）年3月末現在で235人です。2013（平成25）年と2017（平成29）年を比較すると約1.4倍になっています。

【年齢別・等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（人）】

区 分	総 数	1 級	2 級	3 級	
平成25年 (2013年)	171	24	131	16	
平成26年 (2014年)	181	27	133	21	
平成27年 (2015年)	186	25	136	25	
平成28年 (2016年)	198	22	147	29	
平成29年 (2017年)	235	32	169	34	
	18歳未満	3	0	3	0
	18歳以上	232	32	166	34

※各年3月末現在

(4) 自立支援医療受給者（精神通院医療費公費負担認定者）の推移

自立支援医療（精神通院公費）とは、精神疾患に起因して生じた病態に対して病院及び診療所に入院しないで行われる医療を対象としています。原則、1割負担ですが、低所得の方や、継続的に相当額の医療負担が生じる方にも1月当たりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減策があります。

受給者数は、年ごとに増減を繰り返しています。

【自立支援医療受給者数の推移（人）】

区 分	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	増加率
受給者数	431	418	446	423	441	2.3%

※各年3月末現在／増加率は2013（平成25）年～2017（平成29）年

(5) 難病患者のうち障害福祉サービス利用者の推移

2012（平成 24）年6月に成立した「障害者総合支援法」及び「改正児童福祉法」において、2013（平成 25）年 4 月1日から障がい者の定義に難病患者が追加され、特定疾患研究事業の対象疾患（56 疾患）を含む 130 疾病について、障害福祉サービス等の利用が可能になりました。2017（平成 29）年 4 月からは 358 疾病に拡大され、対象となる方は、障害者手帳を所持しなくても必要と認められた支援を受けることができます。

伊予市には、2016（平成 28）年、2017（平成 29）年に障害福祉サービスの対象となっている人は3人で、そのうち難病のみの方が1人になっています。

【難病患者のうち障害福祉サービス対象者の推移（人）】

区 分	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
手帳所持あり（主障害難病）	3	3
手帳所持なし（難病のみ）	1	1

※各年 3 月末現在

4 障害支援区分認定について

障害者総合支援法に基づき、障害支援区分認定を実施しています。

障害支援区分とは、障がい者等の障がいの多様な特性、その他心身の状態に応じて標準的な支援の度合いを6段階の区分で示します。（支援の度合いを1～6の区分で表し、数字が高くなるほど支援度が高い重度の方になります。）

【障害支援区分認定の状況（人）】

区 分	総 数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
平成25年 (2013年)	200	5	38	65	32	26	34
平成26年 (2014年)	87	1	13	23	16	9	25
平成27年 (2015年)	77	1	12	25	15	9	15
平成28年 (2016年)	119	2	15	20	20	14	8
平成29年 (2017年)	140	10	40	35	22	17	16

※各年3月末現在

5 障がい者アンケート調査について

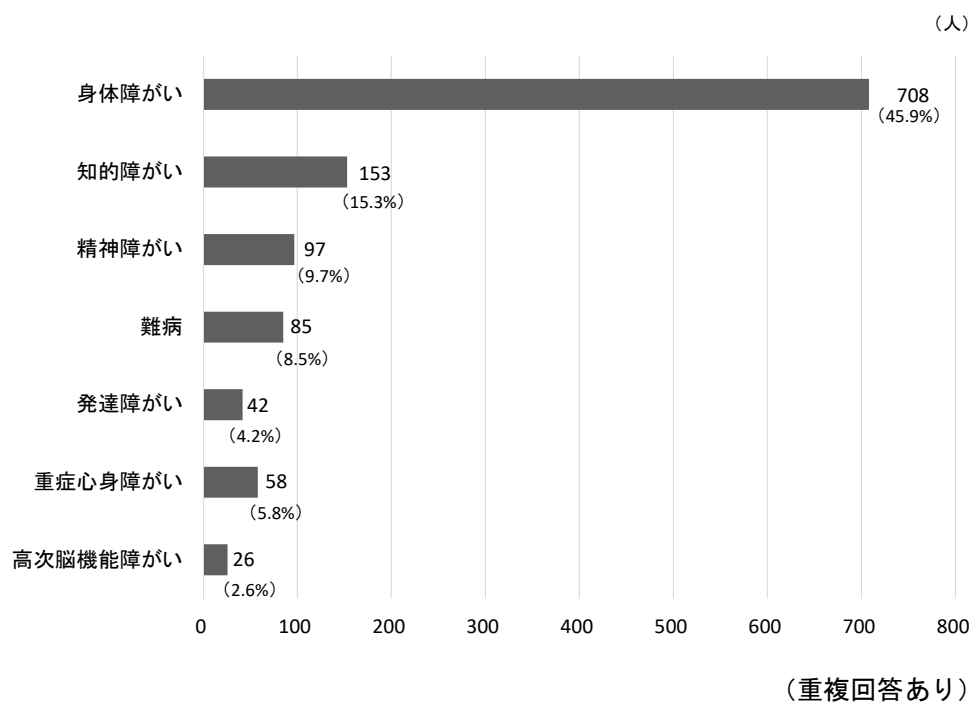
(1) アンケート調査の概要

■調査期間	：2017（平成29）年7月3日～7月24日		
■調査方法	：郵送配布		
■対象	：障害者手帳所持者（18歳以上）		
■配布数	：（全体） 1,953人		
	（内訳）	①身体障害者手帳所持者	1,492人 76.4%
		②療育手帳所持者	262人 13.4%
		③精神障害者手帳所持者	199人 10.2%
■回収数	：（全体） 1,001人	有効回収率	51.3%
	（内訳）	①身体障がい者	708人
		②知的障がい者	153人
		③精神障がい者	97人
		④その他	43人

(2) 回答者

- ・障がいのある方の状況（年齢は2017（平成29）年4月1日現在）

アンケート回答者の障がい区分の状況は、身体障がい45.9%、知的障がい15.3%、精神障がい9.7%の順になっており、年齢は65歳以上の回答が64.4%になっています。



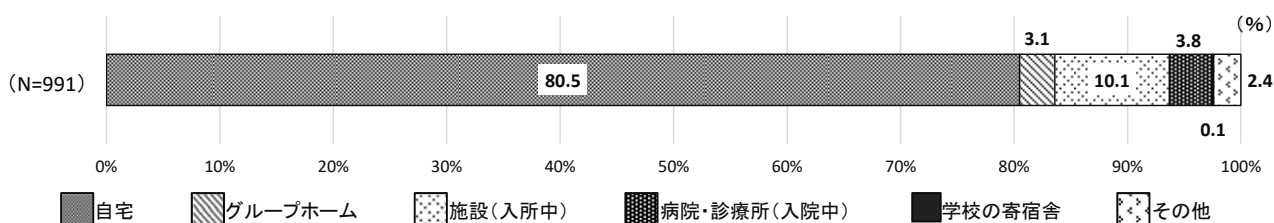
(3) 主な調査結果

ア 生活環境（安心できる生活）

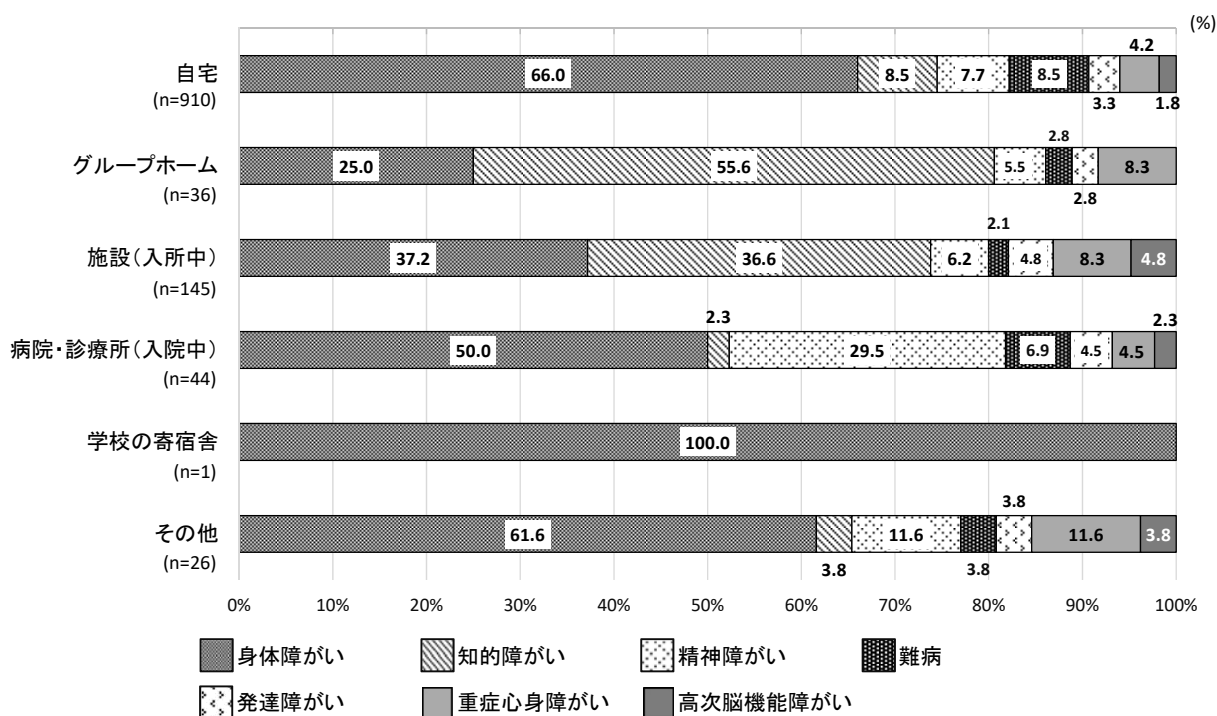
全体では、「自宅」で生活している方が 80.5%を占め最も多くなっています。回答者の約 65%は 65 歳以上であることを考えると、高齢に伴う身体機能の低下による生活支援(介護等)が懸念されます。知的障がいの方は、障がいの状況に応じて、グループホーム等施設を利用した地域生活への移行、生活支援の取り組みが課題といえます。精神障がいの方は、病院から地域への移行支援が求められています。難病、重症の障がい、高次脳機能障がいの方は在宅の方が多ことから、訪問系サービスの充実が求められます。

■生活している場所について、1つに○をつけてください

・全体



・障がい種別ごと



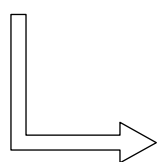
※設問回答ごとの数値 (%) は、障がい種別ごとの回答割合である。表記の n=は設問回答数であり、回答者数ではない。

■現在一緒に暮らしている人、今後どのように暮らしたいか（上位回答）

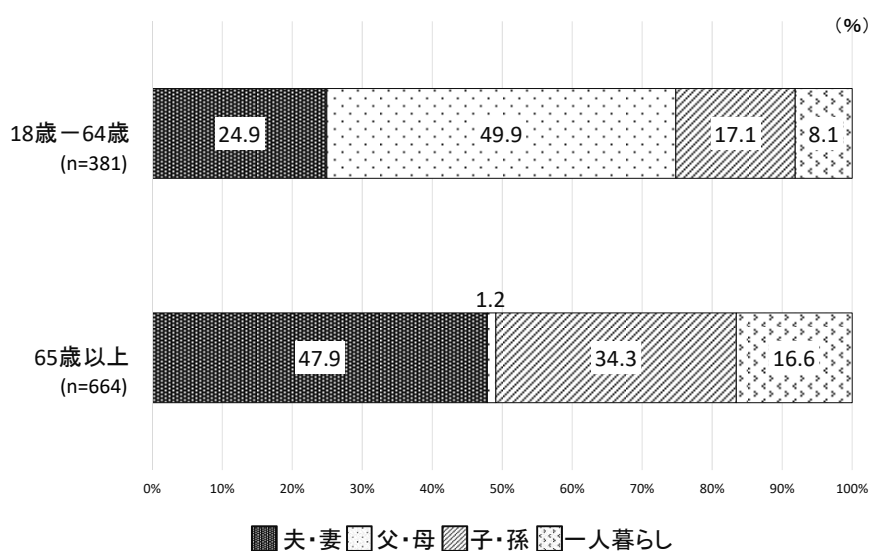
今後の暮らしについては、前回調査と同様、「家族と一緒に暮らしたい」が66.5%と最も多くなっています。

現在一緒に暮らしている人		
項目	件数	割合
夫または妻	419	41.9%
子・孫	297	29.7%
父・母	203	20.3%
一人暮らし	146	14.6%

今後どのように暮らしたいか		
項目	件数	割合
家族と一緒に暮らしたい	626	66.5%
福祉施設（障害者支援施設、老人福祉施設）で暮らしたい	134	14.2%
一人で暮らしたい	119	12.6%
グループホームで仲間と共同生活がしたい	42	4.5%



（年齢別）



■主に援助、手助け、介護、看護をしている人の年齢、性別

年齢	男性 (人)	女性 (人)	合計 (人)	割合 (%)
20~29歳以下	8	13	21	2.8
30~39歳以下	20	12	32	4.2
40~49歳以下	28	48	76	10.0
50~59歳以下	45	82	127	16.6
60~69歳以下	74	110	184	24.1
70歳以上	91	126	217	28.4
合計	266	391	657	86.1

N=763

イ 就労

就労支援に必要なことについての質問では、前回調査と同様、「障がいの程度に合った職種が増えること」、「職場の上司や同僚に障がいに対する理解があること」、「通勤手段の確保」、「企業等における障がい者雇用への理解」等が求められています。

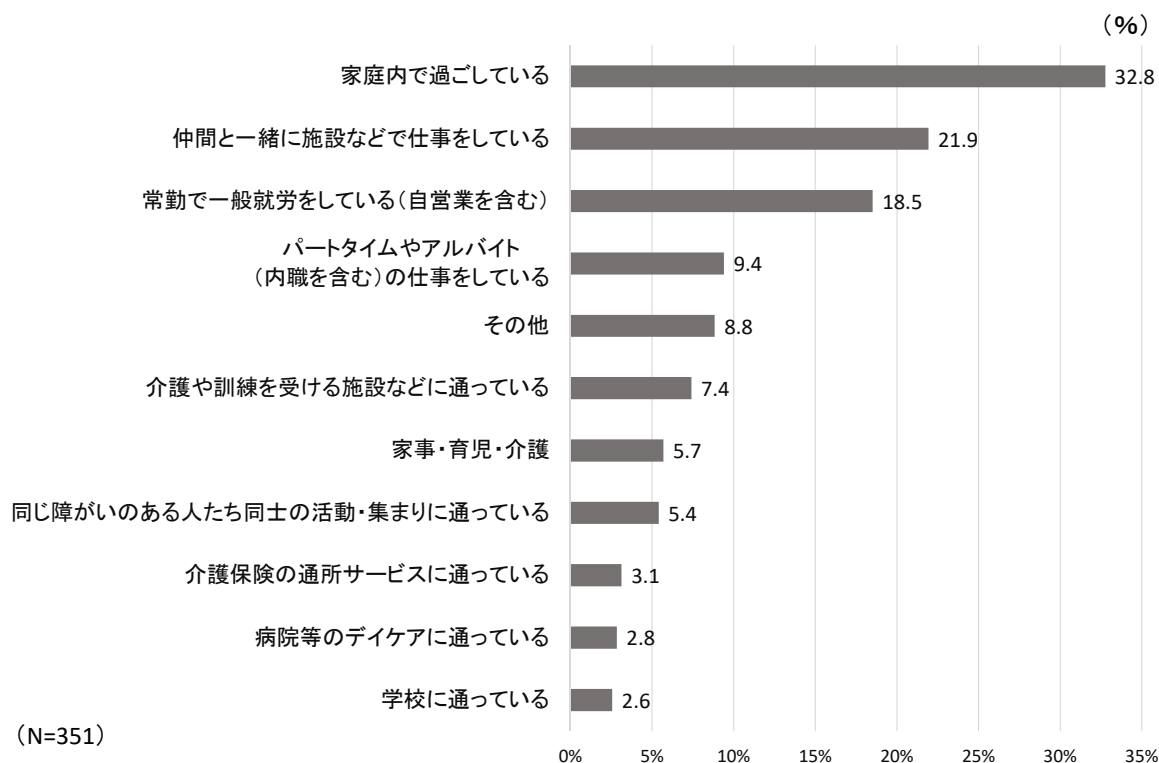
また、一般就労を希望する人の割合が最も高くなっていますが、福祉施設を退所し一般就労に移行した人数は、2014（平成26）年から2016（平成28）年の合計で7人とどまっています。

伊予市には、就労継続支援（A型）の事業所がないことから、一般就労への円滑な移行体制を整えることが今後の課題となります。今後とも就労意欲のある方への一般就労先の支援や障がい者雇用事業所の拡大を進めていく必要があります。

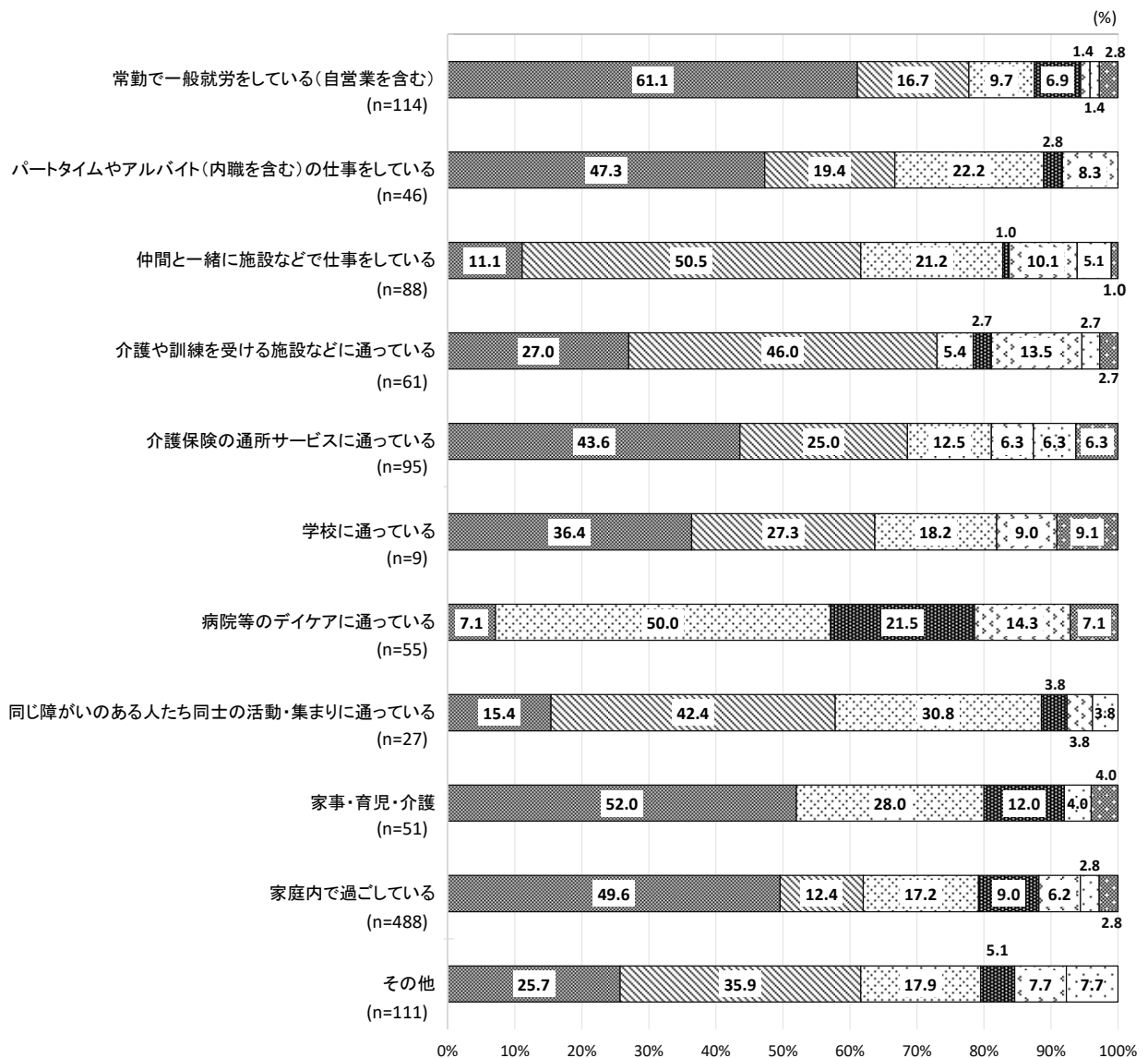
■あなたは、日中の生活をどのように過ごされていますか（18歳-64歳、複数回答）

一般就労やパート・アルバイトに従事している人は、身体障がいに多くみられます。また、仲間と一緒に施設で従事している人は、知的障がい、精神障がいに多く見られます。

・全体



・障がい種別ごと



■ 身体障がい ■ 知的障がい ■ 精神障がい ■ 難病 ■ 発達障がい ■ 重症心身障がい ■ 高次脳機能障がい

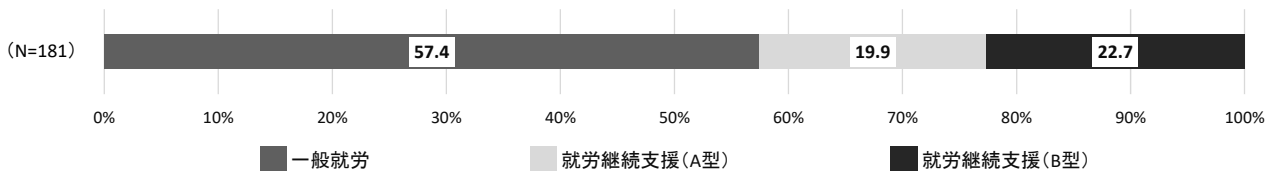
※設問回答ごとの数値 (%) は、障がい種別ごとの回答割合である。表記のn=は設問回答数であり、回答数ではない。



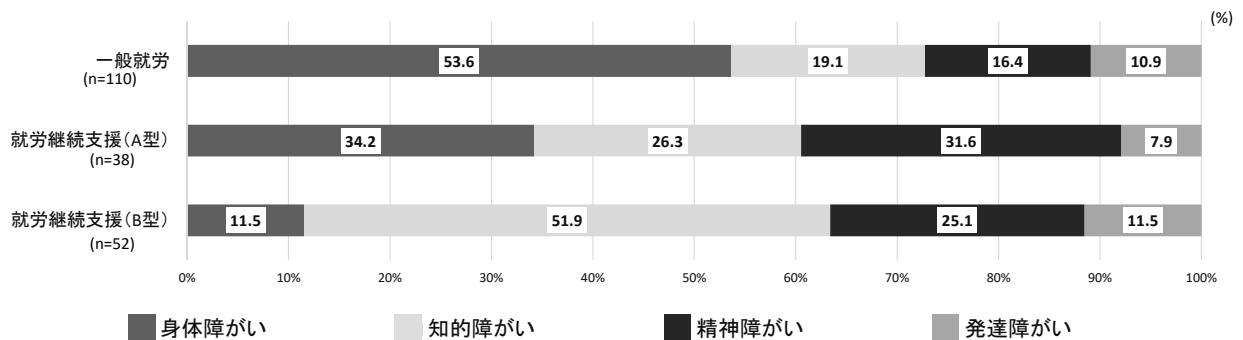
■どのような就労形態で働きたいですか 18歳-64歳（1つ回答）

一般就労を希望する障がいの区分は、身体障がい、発達障がいが多くなっています。また、就労継続支援（B型）については、知的障がいが多くなっています。障がいの区分に応じた就労支援を検討していく必要があります。

• 全体



• 障がい種別ごと



※設問回答ごとの数値（%）は、障がい種別ごとの回答割合である。表記のn=は設問回答数であり、回答者数ではない。

■障がいのある人の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか

（上位回答、3つ回答）

上位の2項目については、前回調査と同様でした。これらは、今後、就労支援を進めていく上で、重要な課題といえます。

	平成 26 年（2014 年） (N=992)	平成 29 年（2017 年） (N=1,001)
1	障がいの程度に合った職種が増えること 14.7%	障がいの程度に合った職種が増えること 28.2%
2	職場の上司や同僚に障がいに対する理解があること 10.5%	職場の上司や同僚に障がいに対する理解があること 22.8%
3	企業等における障がい者雇用への理解 9.5%	通勤手段の確保 18.7%
4	わからない 9.3%	企業等における障がい者雇用への理解 18.7%
5	通勤手段の確保 8.9%	わからない 17.1%

ウ 悩み事、困り事

前回の調査同様、現在の悩み事、将来の不安のいずれも「健康や体力のこと」が高い割合で1位になっています。これは、障がい者やその家族が高齢化していることの現われではないかと考えられます。

また、困り事の相談先も前回調査同様、「家族」「病院や診療所」が上位2項目となっています。まず、最も身近な家族に困りごとを相談することが多いようです。障がいのある方本人だけでなく、家族に対する相談や支援も重要な課題といえます。

■現在の悩み事、将来の不安の上位5項目（それぞれ、3つまで回答）

	現在の悩み事				将来の不安			
	平成26年 (2014年) (N=992)		平成29年 (2017年) (N=1,001)		平成26年 (2014年) (N=992)		平成29年 (2017年) (N=1,001)	
1	健康や体力のこと	49.4%	健康や体力のこと	54.2%	健康や体力のこと	49.3%	健康や体力のこと	53.8%
2	将来の生活のこと	33.1%	将来の生活のこと	36.9%	経済的なこと (お金のこと)	36.9%	経済的なこと (お金のこと)	42.1%
3	経済的なこと (お金のこと)	31.4%	経済的なこと (お金のこと)	35.3%	将来の生活のこと	28.2%	将来の生活のこと	34.1%
4	地震や災害のこと	19.8%	地震や災害のこと	22.6%	地震や災害のこと	20.3%	地震や災害のこと	24.2%
5	悩みは特にない	12.5%	生きがいや楽しみのこと	14.4%	福祉サービスのこと	14.5%	医療的ケアのこと	15.6%

■困りごとがある時の相談先（上位回答、複数回答）

	平成26年 (2014年) (N=992)		平成29年 (2017年) (N=1,001)	
1	家族	44.7%	家族	49.9%
2	病院や診療所	21.5%	病院や診療所	20.9%
3	障がい者福祉担当窓口	15.5%	福祉サービス事業者や福祉施設	19.3%
4	地域包括支援センター、ケアマネ	14.7%	地域包括支援センター、ケアマネ	17.7%
5	友人・知人	14.3%	友人・知人	13.8%

工 防災

「地震等の災害が起きた時に、どんなことを不安に思いますか」という質問では、前回の調査同様、「安全な場所に避難できるか（迅速な避難行動）」が1位になっています。

東日本大震災以降、避難に対する意識が高まっていることの現れではないかと考えられます。避難場所と避難ルート、避難にかかる時間を確認しておく必要があります。

避難訓練に参加したことがある人の割合は、31.6%になっています。前調査から6ポイント上昇していますが、今後とも、地域や各施設において避難訓練を重ね、ひとりでも多くの方が避難訓練に参加できる機会をつくる必要があります。

災害時には、家族も自分の身を守りながらの援助、介護となることを考慮し、「避難行動要支援者避難支援個別計画（あい・愛プラン）」への登録を促していきます。

■地震等の災害が起きた時に、どんなことを不安に思いますか（上位回答、複数回答）

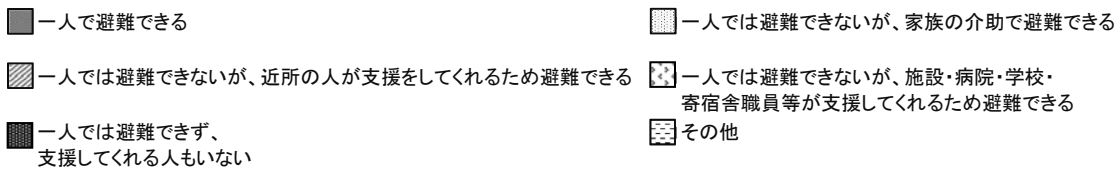
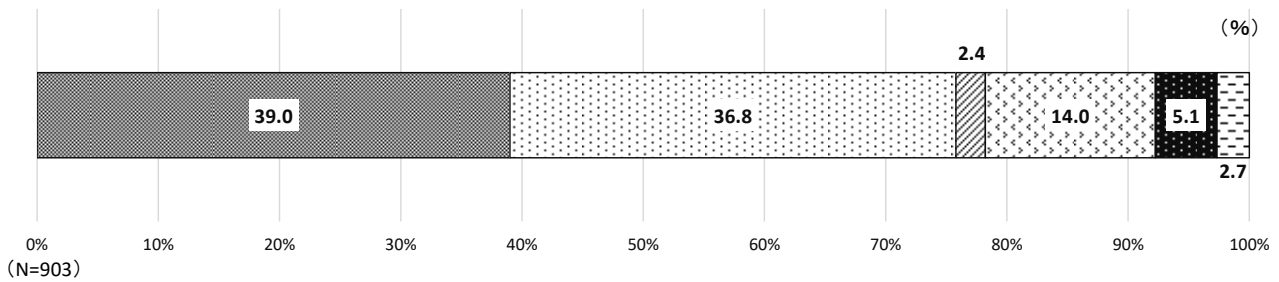
	平成 26 年 (2014 年) (N=992)		平成 29 年 (2017 年) (N=1,001)	
1	安全な場所に避難できるか (迅速な避難行動)	46.2%	安全な場所に避難できるか (迅速な避難行動)	51.9%
2	避難先等で必要な医薬品や医療が受けられるか	26.2%	避難先等で必要な医薬品や医療が受けられるか	41.4%
3	避難先等で十分な食糧や衣類が得られるか	16.7%	避難所の設備が障がいに対応しているか	32.8%
4	避難後に生活できる場所が確保できるか	14.8%	避難先等で十分な食糧や衣類が得られるか	31.5%
5	避難所の設備が障がいに対応しているか	14.2%	避難後に生活できる場所が確保できるか	30.8%

■災害時のために備えができていないものについて（上位回答、複数回答）

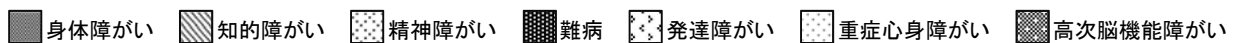
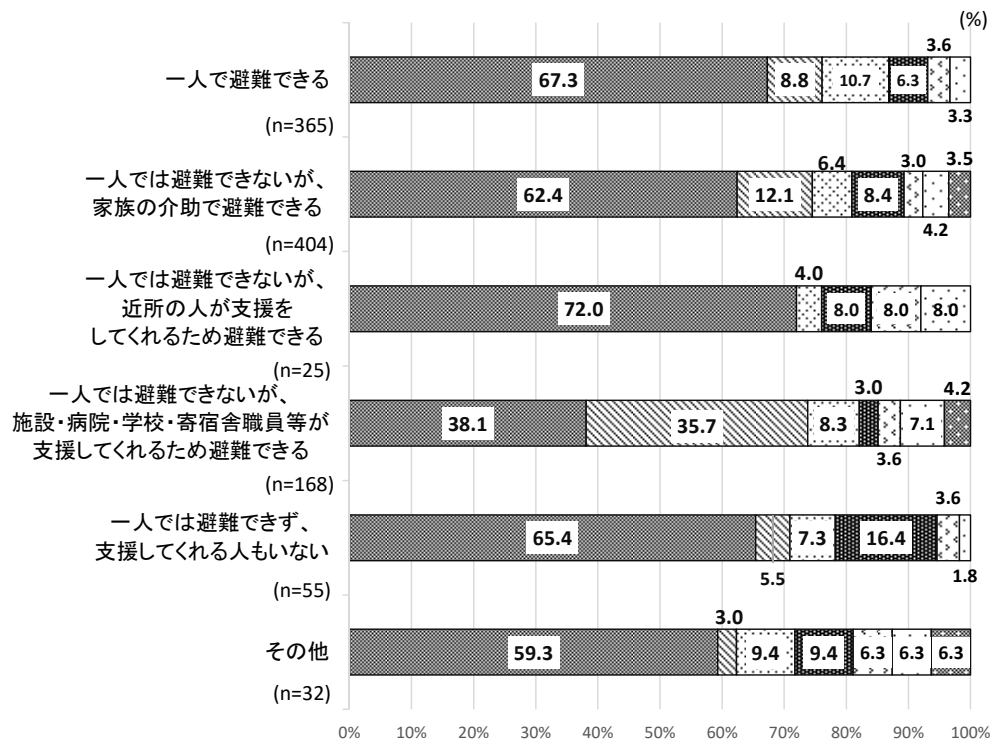
	平成 26 年 (2014 年) (N=992)		平成 29 年 (2017 年) (N=1,001)	
1	医薬品（若しくは処方箋の控え）	27.3%	医薬品（若しくは処方箋の控え）	29.8%
2	消火設備（消火器の設置等）	21.1%	非常持出品（水、食料品、衣料等）	22.3%
3	非常持出品（水、食料品、衣料等）	18.5%	消火設備（消火器の設置等）	21.7%
4	必要な装具や介護用品	8.2%	家具の転倒防止措置	10.3%
5	家具の転倒防止措置	8.1%	必要な装具や介護用品	8.2%

■災害時に一人で避難できますか (1つ回答)

・全体



・障がい種別ごと



※設問回答ごとの数値 (%) は、障がい種別ごとの回答割合である。表記のn=は設問回答数であり、回答者数ではない。

■避難訓練に参加したことがない理由 (上位回答、1つ回答)

	平成 26 年 (2014 年) (N=565)		平成 29 年 (2017 年) (N=535)	
1	訓練の案内(情報)がない	41.4%	訓練の案内(情報)がない	37.0%
2	介助者の負担を考え、 見合わせている	19.8%	障がいの程度や体調により、参加を 見合わせている	23.9%
3	障がい者の参加への配慮がない	18.6%	その他	10.8%
4	その他	7.1%	他の参加者に気を遣い参加を見合わ せている	7.5%
5	障がいの程度や体調により、参加を 見合わせている	5.8%	介助者の負担を考え、見合わせて いる	7.1%

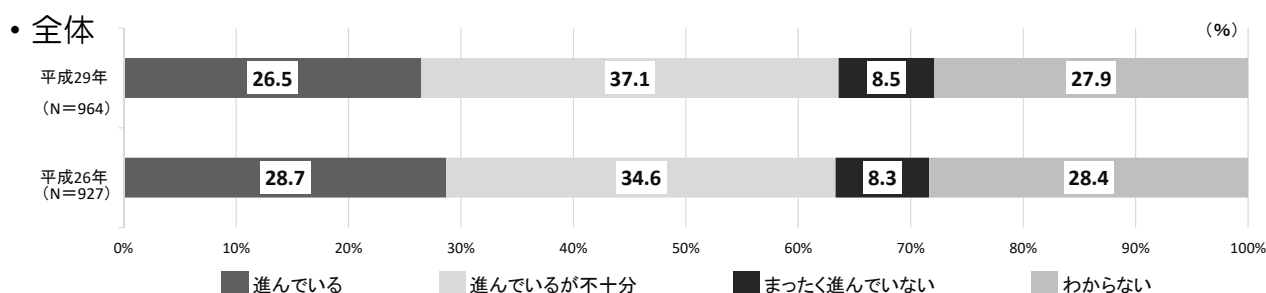


オ 共生社会（障がい者に対する周囲の理解）

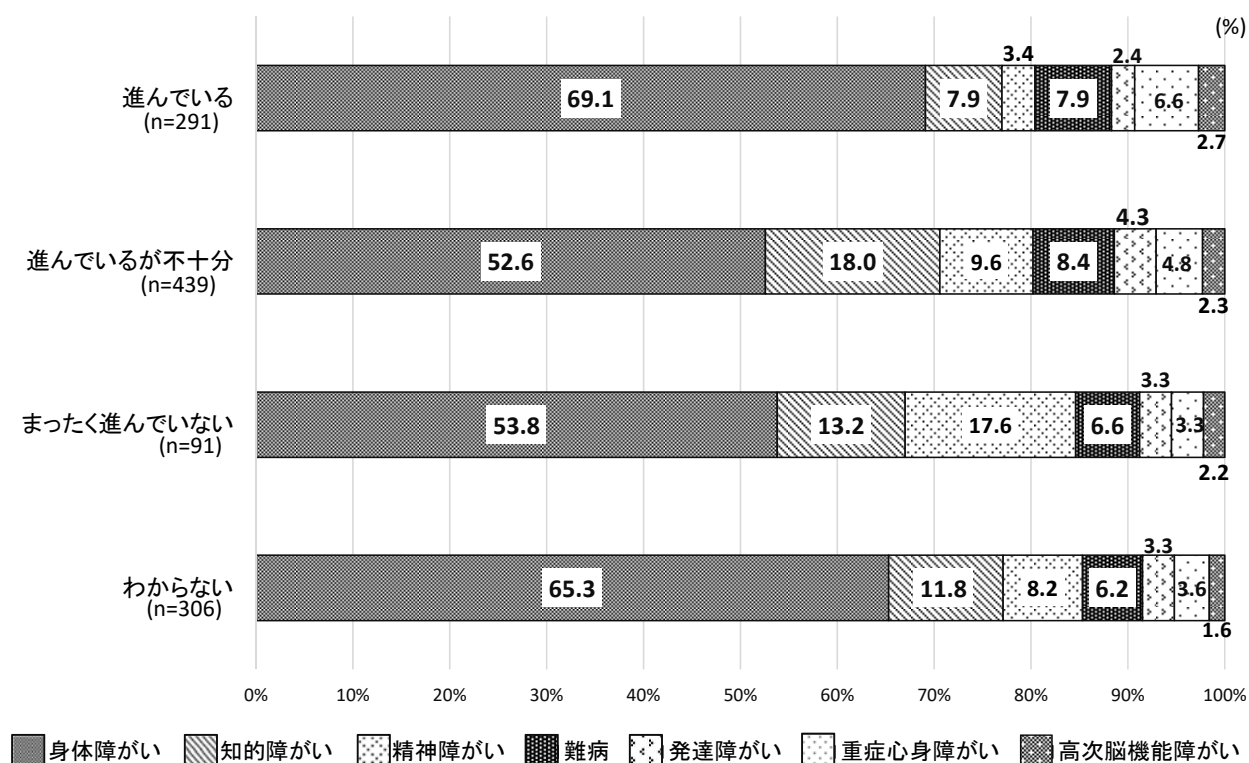
障がいを理由とした差別的扱いについての質問では、「ほとんどない」、「まったく進んでいない」の合計が60%以上となっています。障がい者への差別解消に向けた取り組みが一定の成果を見せています。

一方、障がいへの理解に対する認識は、「進んでいるが不十分」が最も多く、理解が進まない理由は、「障がいが正しく理解されていない」が最も多くなっており、障がい者への差別解消、障がいへの理解促進を図る継続的な情報発信、啓発活動が求められています。

■障がいや障がいのある人に対する周りの理解は、進んでいると思いますか（1つ回答）



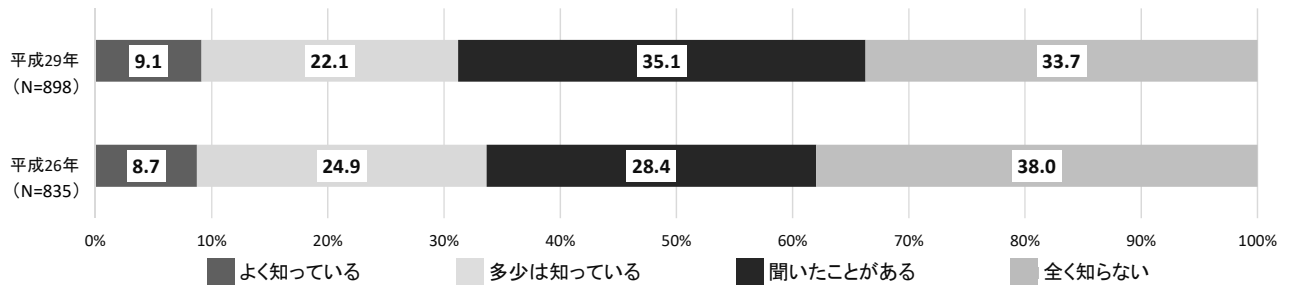
• 障がい種別ごと



※設問回答ごとの数値（%）は、障がい種別ごとの回答割合である。表記のnは設問回答数であり、回答者数ではない。

■あなたは、成年後見制度についてご存知ですか （1つ回答）

成年後見制度については、「よく知っている」「多少は知っている」を合わせて、31.1%になっています。成年後見制度に対する認知度は、まだまだ低いといえます。生活上の金銭管理が行き届かないことや、意思疎通が困難な障がい者への成年後見制度は必要な取り組みになります。



カ 障害福祉サービス等

現在利用しているサービスとして、身体障がい・難病の方は「居宅介護」が最も多く、知的障がいの方は「施設入所」、精神障がいの方は「就労継続支援（B型）」になっています。

利用したいサービスの上位で、現在利用しているサービスの上位にないものは、身体障がいでは「移動支援」、知的障がいでは「居宅介護」になっています。

また、精神障がいでは「就労継続支援（A型）」を希望する人が最も多く、事業者の確保等、より適切な就労支援が必要と考えられます。

■障がい種別ごとの「利用しているサービス」「利用したいサービス」（上位5つ）

障がい種別	利用しているサービス			利用したいサービス		
	項目	件数	割合	項目	件数	割合
身体障がい (N=708)	居宅介護	55	7.8%	居宅介護	57	8.1%
	施設入所	42	5.9%	日常生活用具給付	35	4.9%
	日常生活用具給付	40	5.6%	自立訓練（機能訓練）	34	4.8%
	自立訓練（機能訓練）	34	4.8%	移動支援	29	4.1%
	生活介護	29	4.1%	施設入所	28	4.0%

障がい種別	利用しているサービス			利用したいサービス		
	項目	件数	割合	項目	件数	割合
知的障がい (N=153)	施設入所	47	30.7%	施設入所	25	16.3%
	生活介護	44	28.8%	生活介護	19	12.4%
	就労継続支援（B型）	30	19.6%	居宅介護	13	8.5%
	計画相談支援	23	15.0%	就労継続支援（B型）	13	8.5%
	共同生活援助（グループホーム）	17	11.1%	共同生活援助（グループホーム）	13	8.5%

障がい種別	利用しているサービス			利用したいサービス		
	項目	件数	割合	項目	件数	割合
精神障がい (N=97)	就労継続支援（B型）	14	14.4%	就労継続支援（A型）	12	12.4%
	計画相談支援	11	11.3%	居宅介護	11	11.3%
	居宅介護	9	9.3%	施設入所	10	10.3%
	就労継続支援（A型）	9	9.3%	自立生活援助(H30年4月～)	10	10.3%
	施設入所	9	9.3%			

障がい種別	利用しているサービス			利用したいサービス		
	項目	件数	割合	項目	件数	割合
難病 (N=85)	居宅介護	11	12.9%	居宅介護	10	11.8%
	自立訓練（機能訓練）	9	10.6%	自立訓練（機能訓練）	7	8.2%
	日常生活用具給付	4	4.7%	日常生活用具給付	6	7.1%
	移動支援	4	4.7%			

6 障がい児アンケート調査について

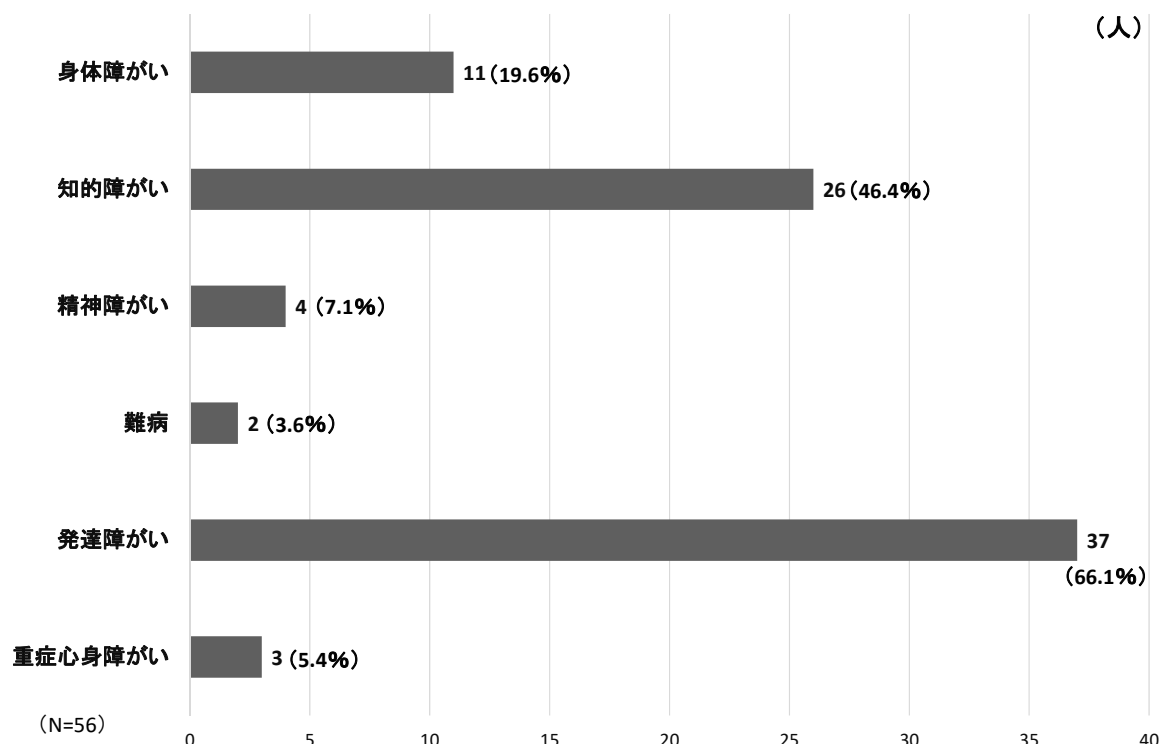
(1) アンケート調査の概要

- 調査期間：2017（平成29）年7月3日～7月24日
- 調査方法：郵送配布
- 対象：18歳未満の手帳所持者の保護者
- 配布数：（全体） 92人
 - （内訳）①身体障害者手帳所持者 21人 22.8%
 - ②療育手帳 71人 77.2%
 - ③精神障害者保健福祉手帳 0人
- 回収数：（全体） 56人 有効回収率 60.9%
 - （内訳）①身体障がい児 11人
 - ②知的障がい児 26人
 - ③精神障がい児 4人
 - ④その他 15人

(2) お子さんの障がいの状況

■障がいの種別（複数回答）

発達障がい最も多く、次に知的障がい、身体障がいの順で続いています。



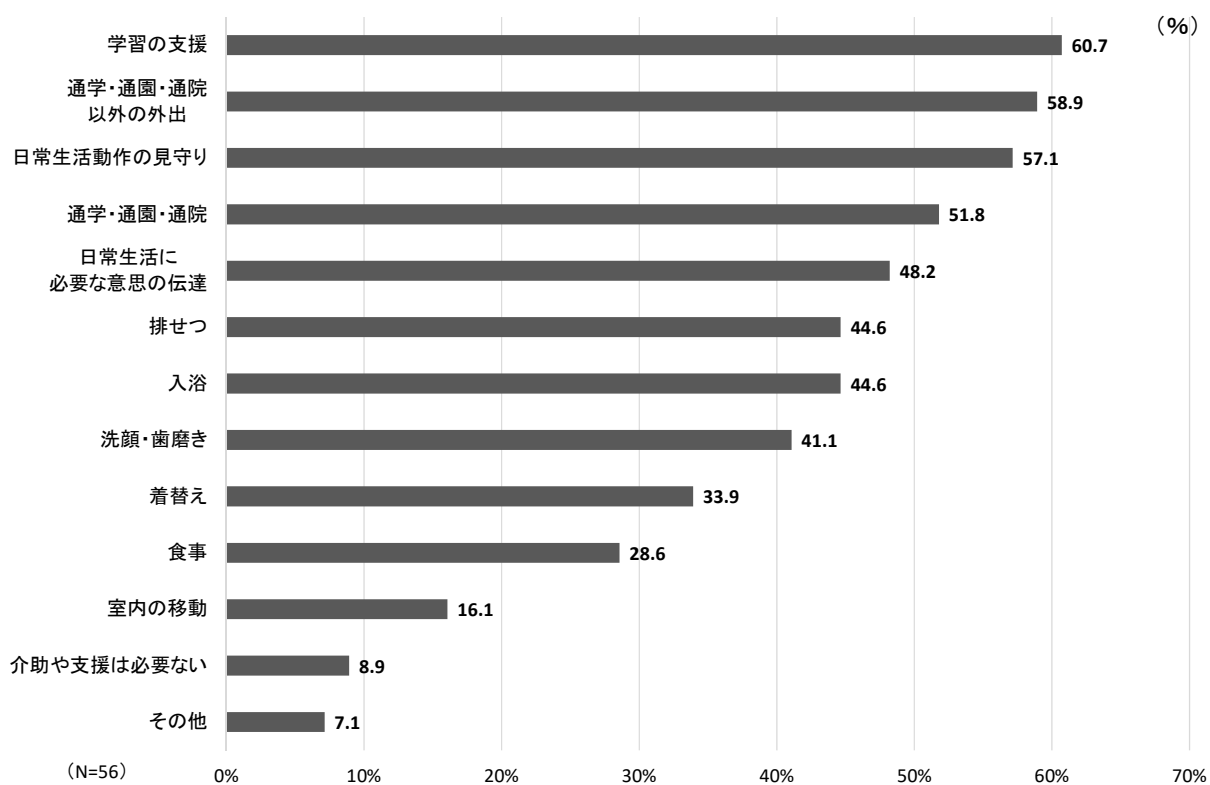
(3) 主な調査結果

ア 必要な介助や支援

日常生活を送る上で必要な介助や支援については、全体では「学習の支援」が最も多く、次に「通学・通園・通院以外の外出」「日常生活動作の見守り」になっています。

障がい種別ごとに見た場合、身体障がいでは「動作の見守り」、知的障がいでは「外出に関するもの」、発達障がいでは「外出に関するもの」や「学習の支援」の割合が高くなっています。家庭以外での支援やサービスが求められています。

■ 日常生活の中で、どのような介助や支援が必要ですか（複数回答）



身体障がい(N=11)		知的障がい(N=26)		発達障がい(N=37)	
項目	件数	項目	件数	項目	件数
排せつ	7	日常生活動作の見守り	20	通学・通園・通院以外の外出	24
入浴	7	通学・通園・通院以外の外出	19	通学・通園・通院	23
着替え	7	学習の支援	18	日常生活動作の見守り	23
洗顔・歯磨き	7	通学・通園・通院	17	学習の支援	22
通学・通園・通院	7	日常生活に必要な意思の伝達	16	入浴	19
日常生活動作の見守り	7				

イ 悩み、不安

全体では「将来（進路等）のこと」が最も多く、次に「コミュニケーション能力」「言語発達について」になっています。

障がい種別で見ると、身体障がいでは「災害時の避難」の割合が高く、知的障がいでは「言語発達」と「コミュニケーション能力」が高い割合を示しています。発達障がいでは「コミュニケーション能力」が一番高く、次いで「将来のこと」「言語発達」の順になっています。

課題は「将来（進路等）のこと」として進学、就職、親亡き後のことなどが考えられます。また、障がい児の健全な発育のためには、障がい児福祉計画の領域だけでなく、子ども・子育て支援事業計画等との整合、連携が重要です。親の悩みや不安は「精神的な負担が大きい」ことがあげられており、気軽に相談できる場所や人の充実が必要です。

■悩みや不安について（複数回答）

○障がい別上位回答

身体障がい(N=11)			知的障がい(N=26)			発達障がい(N=37)		
項目	件数	割合	項目	件数	割合	項目	件数	割合
将来のこと	9	81.8%	将来のこと	21	80.8%	コミュニケーション能力	29	78.4%
災害時の避難	8	72.7%	言語発達について	18	69.2%	将来のこと	27	73.0%
健康状態への不安	7	63.6%	コミュニケーション能力	17	65.4%	言語発達について	24	64.9%
運動発達について	6	54.5%	災害時の避難	13	50.0%	多動や衝動性行動	20	54.1%
コミュニケーション能力	6	54.5%	運動発達について	12	46.2%	災害時の避難	17	45.9%

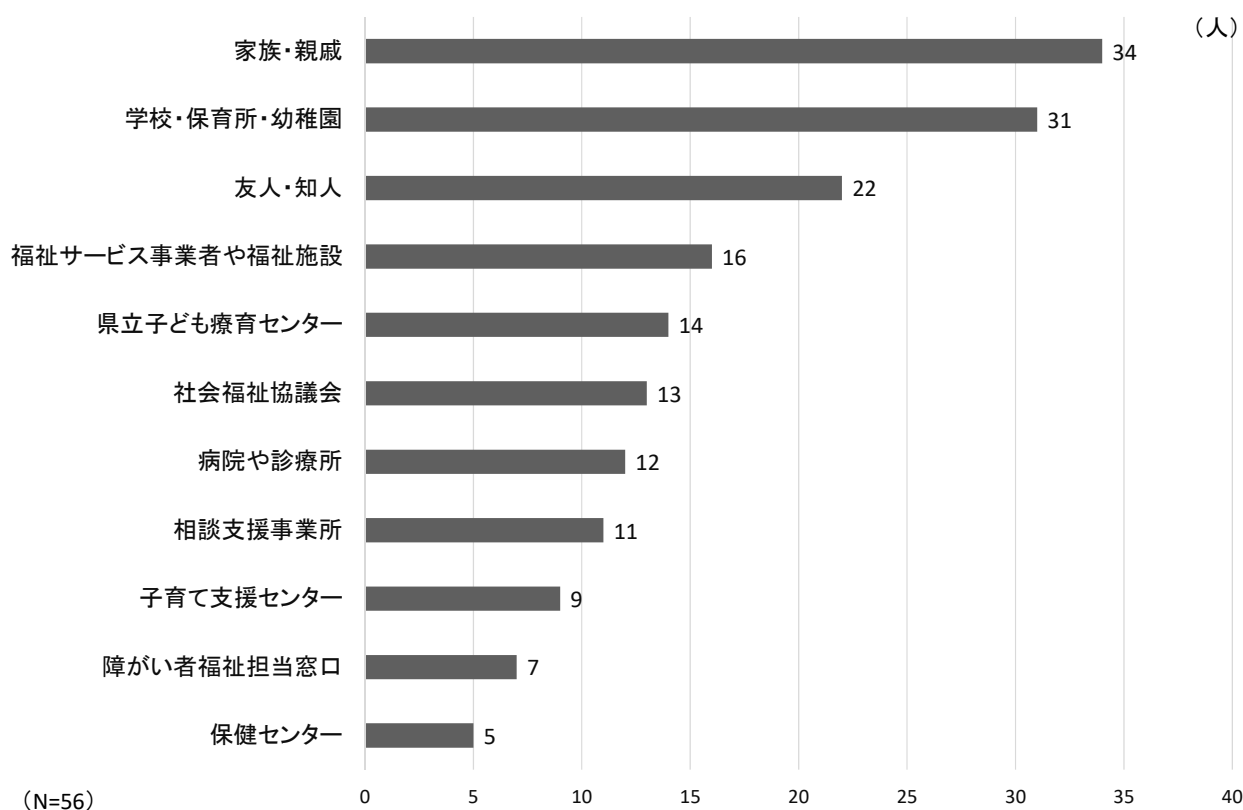
ウ 相談先

困り事、悩みや不安の相談先については、「家族・親戚」が34人（60.7%）と最も多く、次に「学校・保育所・幼稚園」が31人（55.4%）、「友人・知人」が22人（39.3%）、「福祉サービス事業者や福祉施設」16人（28.6%）となっています。専門機関よりも身近な人に相談する人が多いようです。

学校・保育所・幼稚園の教職員が適切に対応できるよう保育所等訪問支援事業の充実が必要です。

■困り事がある時、誰（どこ）に相談していますか（複数回答）

○上位回答

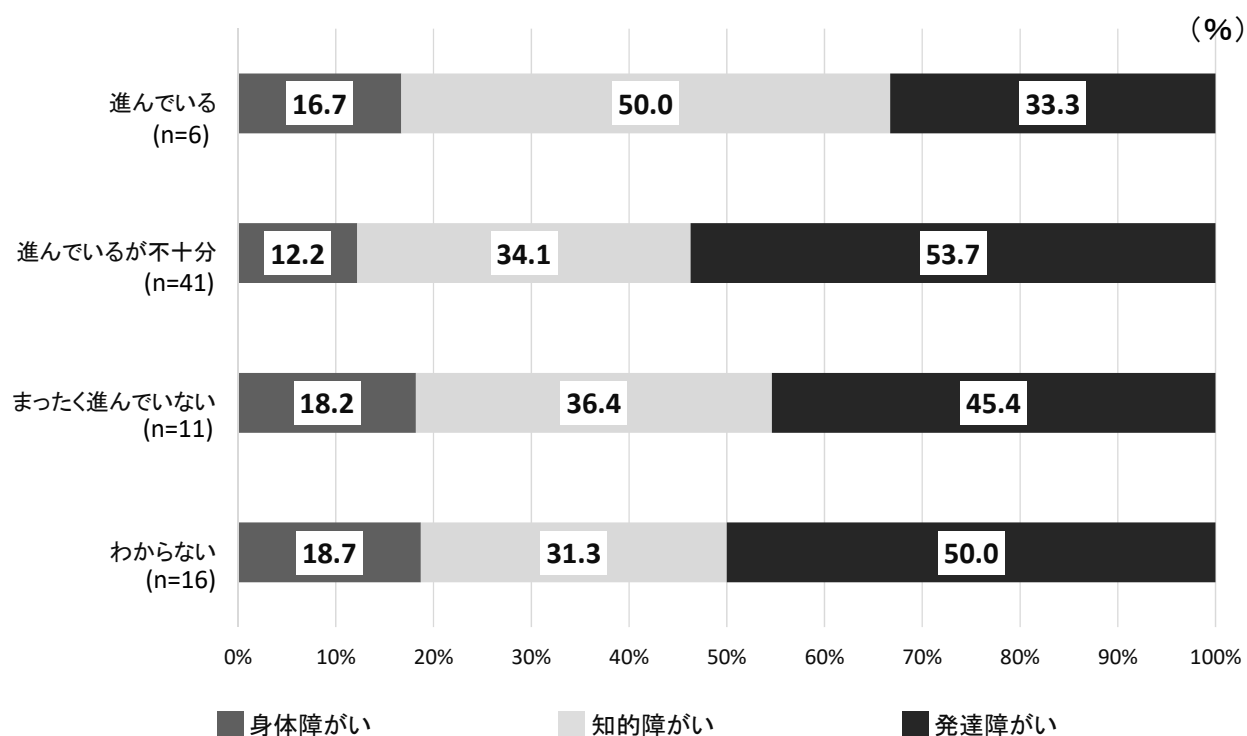


工 障がいへの理解

周りの人の障がい、障がい者への理解については、進んでいるが不十分と考えている人が最も多くなっています。啓発等に関する様々な取り組みや施策が一定の効果を出していることが推察されますが、さらなる理解促進が必要といえます。

一方、障がい、障がい者への理解が進まない理由については、「障がいが正しく理解されていない」が最も多いことから、啓発や正しい知識の普及が必要といえます。

■ 障がいへの理解が進んでいるか



※設問回答ごとの数値（％）は、障がい種別ごとの回答割合である。表記のn=は設問回答数であり、回答者ではない。

才 障害福祉サービス等

現在利用しているサービスとして、身体障がいでは「児童発達支援」が最も多く、知的障がい、発達障がいでは「放課後等デイサービス」が最も多くなっています。

現在利用しているサービス以外で利用したいサービスは、身体障がいでは「日中一時支援」、知的障がいでは「自立訓練（生活訓練）」、「日中一時支援」等、発達障がいでは「自立訓練（生活訓練）」が入っています。

現在利用しているサービスと利用したいサービスが一致していないものについては、適切な見込量の算定と、その確保方策が課題となります。2018（平成30）年度から始まる「居宅訪問型児童発達支援」についても、利用希望が2件あることから、サービス開始に向けた準備が課題となります。

■現在利用しているサービス、今後利用したいサービス（複数回答）

障がい種別	利用しているサービス			利用したいサービス		
	項目	件数	割合	項目	件数	割合
身体障がい (N=11)	児童発達支援	3	27.3%	放課後等デイサービス	4	36.4%
	放課後等デイサービス	3	27.3%	短期入所	2	18.2%
	短期入所	2	18.2%	児童発達支援	2	18.2%
	障害児相談支援	2	18.2%	居宅訪問型児童発達支援 (H30年4月より)	2	18.2%
	日常生活用具給付	2	18.2%	障害児相談支援	2	18.2%
				日中一時支援	2	18.2%
知的障がい (N=26)	放課後等デイサービス	10	38.5%	放課後等デイサービス	9	34.6%
	児童発達支援	6	23.1%	障害児相談支援	7	26.9%
	障害児相談支援	4	15.4%	自立訓練（生活訓練）	5	19.2%
	居宅介護	1	3.8%	短期入所	4	15.4%
	重度障害者等包括支援	1	3.8%	児童発達支援	4	15.4%
	短期入所	1	3.8%	日中一時支援	4	15.4%
	医療型児童発達支援	1	3.8%	自立訓練（機能訓練）	4	15.4%
	福祉型児童入所支援	1	3.8%			
	日常生活用具給付	1	3.8%			
	保育所等訪問支援	1	3.8%			
発達障がい (N=37)	放課後等デイサービス	17	45.9%	短期入所	7	18.9%
	児童発達支援	12	32.4%	放課後等デイサービス	7	18.9%
	障害児相談支援	9	24.3%	障害児相談支援	5	13.5%
	短期入所	2	5.4%	自立訓練（生活訓練）	5	13.5%

7 発達障がい児等（配慮を要する子）実態調査について

(1) 調査の概要

本調査は、配慮が必要な児童に対して、幼児期から成人期までの一貫した療育支援のあり方を障がい児福祉計画に盛り込むことを目的として、市内の障がい児福祉サービス利用児童（未就学児、学齢児童）が通う市内保育所・幼稚園を対象に実施したものです。

(2) 主な調査内容

- ① 気になる行動をする園児の人数、行動内容
- ② 障がい児と診断された児童の人数、内訳
- ③ 発達障がい児の支援体制・小学校引継ぎについて
- ④ 発達障がい児・知的障がい児の障がい特性に応じた支援について
- ⑤ 関係機関の支援・協力体制について

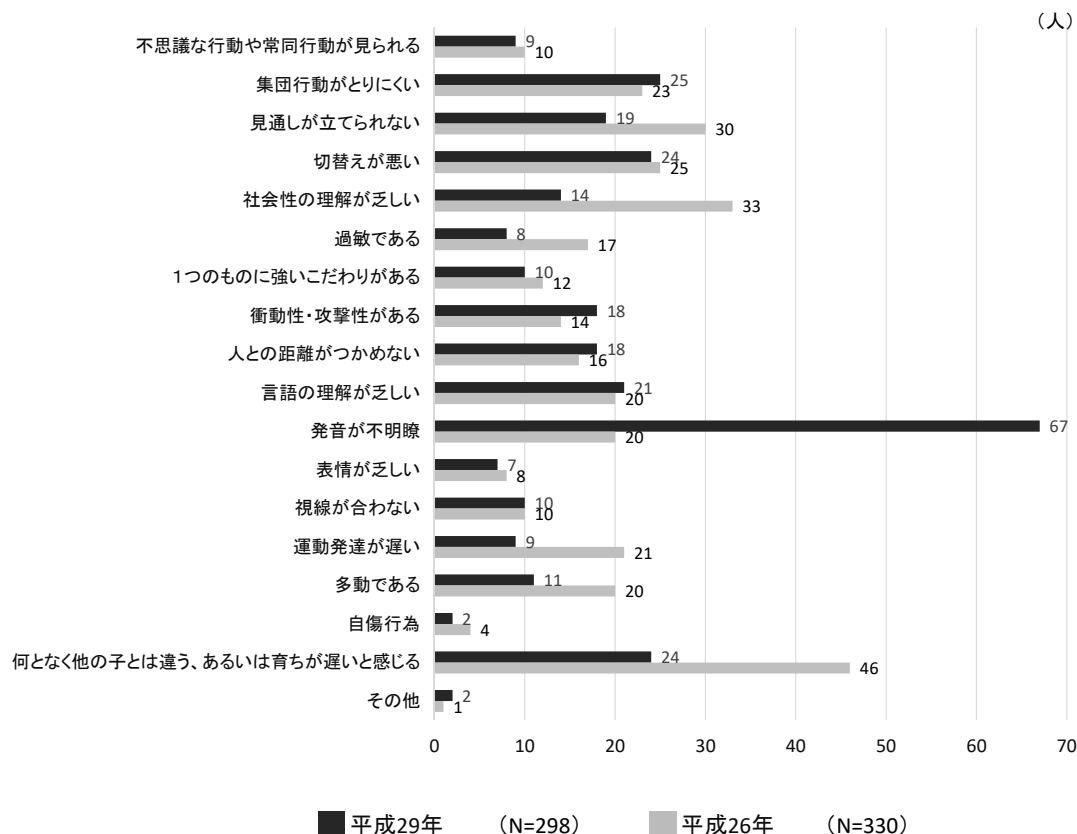
(3) 結果及び分析

回収率：発達障がい児等（配慮を要する子）実態調査 15/18 施設

ア 障がい疑われる「気になる行動」をする園児について

■ 身体障がい・知的障がい・発達障がい等が疑われるような「気になる行動」をする園児についてお伺いします。

「発音が不明瞭」の回答が一番多く、2014（平成26）年度の回答の3倍に増加しています。



イ 「配慮を要する子」の対応・支援での課題

■発達障がい児への支援に関する課題について、該当するものに○印をつけていただきました。

発達支援の課題は「職員数の不足」「職員の知識や経験が不足している」が27.6%、「子どもや障がいを理解することの難しさを感じる」が17.2%、「保護者の理解が得られない」が13.8%という上位回答となっています。職員の確保と資質向上が必要です。

	市立 保育所	市立 幼稚園	私立 保育所等	平成29年 (2017年) 計	割合 (%)	平成26年 (2014年) 計	割合 (%)
職員数の不足	5	2	1	8	27.6	5	13.9
保護者の理解が得られない	1	2	1	4	13.8	8	22.2
保護者との連携がうまく取れない	0	0	0	0	0.0	7	19.4
職員の知識や経験が不足している	5	1	2	8	27.6	2	5.6
専門機関との連携ができていない	0	1	0	1	3.5	1	2.8
時間的なゆとり、精神的なゆとりがない	3	0	0	3	10.3	1	2.8
子どもや障がいを理解することの難しさを感じる	3	1	1	5	17.2	11	30.5
その他	0	0	0	0	0.0	1	2.8
計	17	7	5	29	100.0	36	100.0

8 事業所アンケート調査について

(1) 調査の概要

伊予市の障がい福祉の課題や事業所の意見を把握するため、事業所を対象としたアンケート調査を実施しました。

(2) 調査結果

■利用者の抱える生活上の課題

- ・親亡き後、介護者が介護できなくなった時の生活の心配、親や家族がいつまで本人を介護できるのかという心配を抱えている。
- ・障がい児を抱えると生活にストレスを感じ、本人が成長すると家族での対応が難しくなっていく心配を抱えている。
- ・グループホームや空き家利用など自立生活をしていくための住居の確保。地域生活が可能であっても、保証人がいないこと、家賃負担が大きいこと。
- ・サービスの種類と手続きがわからない。

■利用者が希望する障害福祉サービス

- ・グループホーム、短期入所、施設入所、就労継続支援A型・B型、生活介護、日中一時支援、自立（生活）訓練。
- ・短期入所施設が圧倒的に少なく、いざというときのために事業所と契約し、利用できる体制を整えていても、本当に必要なときに空きがなく利用できない。
- ・松山市の特別支援学校が遠く、公共交通での移動が難しい。送迎に対応している事業所が1か所である上、定員がいっぱいで利用できない。
- ・同様に双海、中山地区の人が、他のサービス事業所を利用するにも公共交通での移動が難しい。移動上の課題を抱えている。

■伊予市に必要な障害福祉サービス

- ・グループホーム、短期入所、施設入所、就労継続支援A型・B型、生活介護、日中一時支援、自立（生活）訓練、児童発達支援、中高生向けの放課後等デイサービス、特別支援学校への送迎、医療型移動発達支援。
- ・知的障がい者に対応できる医療機関。

■サービス等利用計画作成上の課題

- ・本人の思いと家族の思いの食い違い。家族の理解が得られない。
- ・医療機関、教育機関との十分な話し合いが必要。
- ・親が障がいを理解していない。
- ・福祉人材の確保。

■ 自立生活支援に必要なこと

- 地域全体でのバリアフリー化。
- 個別のアセスメント（※1）体制の構築とサポート体制の充実。
- 金銭管理（成年後見制度）。
- 障がい者がいつでも使える場所（駐車場、トイレ、道等）の確保。

■ 地域の課題

- 民生委員との会議に参加する機会がない。
- 障がいへの理解が必要。個々の障がい特性が異なるため、理解に時間がかかることや支援経験者と地域住民が交流を持って障がい特性を把握すること。

■ 相談支援

- 利用者の増加（年間30人程度）に経営（収支）バランスがとれず、相談支援専門員の増員ができない。
- 関係団体や地域住民の理解や協力が重要であるが、個人情報保護の問題もあるため、地域の不安を取り除くことが難しい場面がある。
- 制度改正による2019（平成31）年以降の相談支援従事者初任者研修のあり方が不安。
- 相談支援事業所の業務内容が知られていない。

■ 就労支援

- 受け入れ企業の開拓、ハローワークとの連携が必要。
- 企業の環境整備、通勤利用の公共交通機関の配慮や整備。
- 在宅支援が受けられる体制。
- 一般就労を希望する利用者確保が難しい。

■ 障がい児支援

- 放課後等デイサービスは、共働き世帯の場合、サービス支給量を増やすことが必要。
- リレーファイル（※2）等で、1人の利用者の情報が共通理解できるシステムを確立する必要がある。

※1 アセスメント：事前評価

※2 リレーファイル：子どもについて、これまでどのような支援を受けてきたのか、今どのような支援を必要としているのか等の情報を、新たに関わる支援者に伝えるものです。

第3章

国の動向



ピワひめ

第3章 国の動向

1 支援の充実に向けた動き

(1) 目的

障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保と向上を図るための環境整備等を行います。

(2) 法律改正の背景

障がい者が地域生活に移行する際の受け皿となるグループホームの利用者数は、2009（平成 21）年3月は4万8千人でしたが、2016（平成 28）年3月には10万2千人となっています。

また、一般就労に移行する障がい者数は、2009（平成 21）年度は3千3百人でしたが、2015（平成 27）年度には1万2千人となっています。

さらに、障害福祉サービスを利用する65歳以上の高齢者は、2010（平成 22）年5月の5万3千人から、2015（平成 27）年3月には11万7千人となっています。

こうした障がい者を取り巻く状況を背景に、「障がい者の望む地域生活への支援」、「障がい児支援ニーズのきめ細かな対応」、「サービスの質の確保・向上に向けた環境整備」を主な柱として改正されました。

(3) 基本方針見直しのポイント

○地域における生活の維持及び継続の推進

本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問等により支援を行うサービス（自立生活援助）が創設されました。

○就労定着に向けた支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者を対象として、事業所や家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービス（就労定着支援）が創設されました。

○地域共生社会の実現に向けた取り組み

ニッポン一億総活躍プランを閣議決定し、子どもや高齢者、障がい者など全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現を提唱しました。

○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期入院の精神障がい者の地域移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者の努力だけでは限界があり、自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みに加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会を構築していく必要があります。

○障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

児童福祉法に基づくサービスを持続的に提供できる環境を整備するため、都道府県及び市町村に対して、障がい児に対するサービスについても、サービスの種類ごとの必要量や見込み、提供体制の確保に係る目標を定める障がい児福祉計画の策定を義務付けました。

○発達障がい者支援の一層の充実

発達障害者支援法が改正され、発達障がい者及びその家族等からの相談に対し、個々の発達障がい者の特性に配慮しつつ総合的に応じるようにするため、関係機関の連携の下、相談体制の整備を行うことが規定されました。

○その他

- ・障がい者虐待の防止、擁護者に対する支援
- ・難病患者への一層の周知
- ・障がい者の芸術文化活動支援
- ・障がいを理由とする差別の解消の推進
- ・意思決定支援、成年後見制度の利用促進のあり方 など

平成18年4月施行「障害者自立支援法」

- 身体・知的・精神の3障がいのサービスを一元化 ●利用者負担額の定率化
- 支援の必要度に関する客観的な尺度(障害程度区分)の導入など

平成22年6月「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」閣議決定

- 障がいの有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う 共生社会の実現

「障害者基本法」改正

- H23. 8施行
- ・差別の禁止、教育・選挙における配慮等を規定

「児童福祉法」改正

- H24. 4施行
- ・障がい児を対象とした施設・事業について、児童福祉法に根拠規定が一本化

「障害者自立支援法」の一部改正

- H22. 12施行
- H23. 10施行
- H24. 4 施行
- ・利用者負担額にかかわる定率負担から応能負担原則への見直し
- ・障害福祉サービスにかかる支給決定プロセスの見直し
- ・障がい児支援の強化
- ・相談支援の充実

「障害者虐待防止法」制定

- H24. 10施行
- ・障がい者虐待の防止等
- ・虐待を受けたと思われる障がい者を発見した時の通報義務

平成25年4月施行「障害者総合支援法」

- 社会モデルに基づく理念の具現化 ●難病患者への支援 ●地域生活支援事業の追加等(平成26年4月施行)
- 障害者支援区分の創設 ●重度訪問介護の対象拡大 ●ケアホームとグループホームの統合
- 地域移行支援の対象拡大

「障害者差別解消法」制定

- H28. 4施行
- ・障がいを理由とする差別の禁止
- ・合理的配慮の提供

平成30年4月施行(予定)「障害者総合支援法及び児童福祉法」改正

- 自立生活援助の創設 ●就労定着支援の創設 ●重度訪問介護の訪問先の拡大
- 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用 ●居宅訪問型児童発達支援の創設
- 保育所等訪問支援の支援対象の拡大
- 医療的ケアを要する障害児に対する支援(平成28年6月施行)
- 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築 ●補装具費の支給範囲の拡大(貸与の追加)

その他の法改正等

- H28. 5施行
成年後見制度利用促進法
- H28. 8施行
発達障害者支援法の一部を改正する法律

国の基本指針の見直し 第4期⇒第5期

**伊予市障がい者計画
第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画**

第4章

障がい者計画



ハモのすけ

第4章 障がい者計画

1 基本理念

本計画は、障害者基本法第1条に規定された、「障がい者施策は、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」という理念の下、『誰もが自分らしく暮らせ、お互いが支え合う、思いやりのあるまちづくり』とします。

(障害者基本法第1条)

この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

2 基本原則

第2次障がい者計画は、伊予市における障がい者施策の基本的な計画となるものです。

伊予市総合計画の具体的な分野別計画として位置付けられ、他の福祉関連計画との整合・調整を図りながら、関係機関との連携の下、障がいの特性に応じた福祉サービスをより円滑に利用できるようにするため策定するものです。

基本理念の実現を図るため、以下の基本原則を定め各種施策を実行します。

(1) 地域社会における共生等

障がいのある人もない人も、社会の一員として互いに尊重し支え合いながら、地域の中でともに生活することが当たり前であるというノーマライゼーションの理念をさらに浸透させ、共生社会の実現を目指します。

(障害者基本法第3条)

第1条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げられる事項を旨として図られなければならない。

- (1) 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (2) 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- (3) 全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(2) 差別の禁止

障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化するため、障害者差別解消法が施行されるとともに、障害者雇用促進法が改正されており、これらに基づき障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みを進めます。

(障害者基本法第4条)

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

3 国は、第1項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者基本法第5条)

第1条に規定する社会の実現は、そのための施策が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的な協調の下に図られなければならない。

3 基本的な考え方・体系図

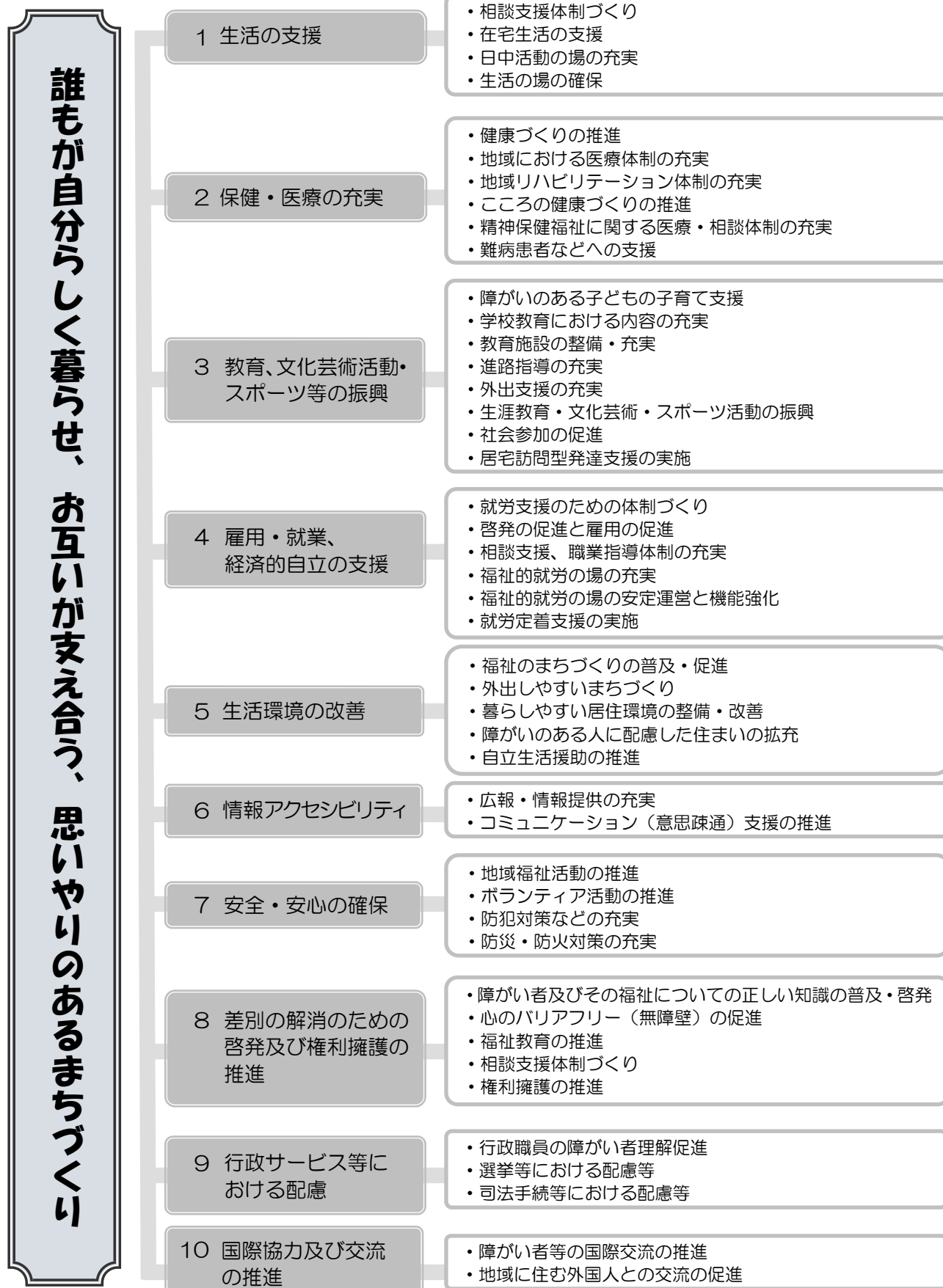
国の基本的考え方	基本方針と主な事業・取り組み
<p>1 生活の支援</p> <p>障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより、社会参加の機会が確保されるように努めます。どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されることを旨として、障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等による支援を行います。</p>	<p>【基本方針】</p> <p>基幹相談支援センターの機能強化、関係団体等との連携による相談支援体制の整備拡充に努めます。</p> <p>福祉サービスの基盤整備と質の向上、障がい者の総合的な生活支援の充実と地域への参画促進などにより、障害福祉サービスの充実に努めます。</p> <p>障がい児の早期発見体制や療育支援の整備により、療育の充実に努めます。また、障がい児の放課後活動の促進など、障がい者の自立に向けた教育の充実に努めます。</p> <p>障がい者を支援するボランティアの育成や障がい者団体等のノウハウ（知識や技術の情報）を生かした障がい者支援活動の推進に努めます。</p> <p>【推進施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①相談支援体制づくり ②在宅生活の支援 ③日中活動の場の充実 ④生活の場の確保
<p>2 保健・医療の充実</p> <p>障がい者が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション（機能回復訓練）等を受けることができるよう、提供体制の充実を図ります。特に、入院中の精神障がい者の退院、地域移行を推進するため、精神障がい者が地域で暮らせる環境の整備に取り組みます。併せて、難病に関する施策を推進します。</p>	<p>【基本方針】</p> <p>疾病予防の推進と早期治療の促進などにより、保健・医療・リハビリテーション（機能回復訓練）の充実に努めます。</p> <p>【推進施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①健康づくりの推進 ②地域における医療体制の充実 ③地域リハビリテーション体制の充実 ④こころの健康づくりの推進 ⑤精神保健福祉に関する医療・相談体制の充実 ⑥難病患者などへの支援

国の基本的考え方	基本方針と主な事業・取り組み
<p>3 教育、文化芸術活動・スポーツ等の振興</p> <p>障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性等を踏まえた十分な教育を可能な限り障がいのない児童生徒とともに受けることのできる仕組みを構築します。また、障がい者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう、環境の整備等を推進します。</p> <p>重度の障がいのため外出が著しく困難な障がい児のために、居宅を訪問して発達支援を行います。</p>	<p>【基本方針】</p> <p>障がい児の教育指導体制や教育相談体制等の整備、障がいのある子どもと障がいのない子どもとの交流など、教育の充実に努めます。</p> <p>また、スポーツ等を実施する場や障がい者関係団体等が開催する催しを充実させ、障がい者のスポーツ、文化芸術活動を促進します。</p> <p>【推進施策】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①障がいのある子どもの子育て支援 ②学校教育における内容の充実 ③教育施設の整備・充実 ④進路指導の充実 ⑤外出支援の充実 ⑥生涯学習・文化芸術・スポーツ活動の振興 ⑦社会参加の促進 ⑧居宅訪問型発達支援の実施
<p>4 雇用・就業、経済的自立の支援</p> <p>障がい者が地域で自立した生活を送るためには就労が重要です。働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、希望する者にはできる限り一般就労ができるように支援します。一般就労が困難である者には就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように、総合的な支援を推進します。あわせて、年金等の支給、経済的負担の軽減等により経済的自立を支援します。</p> <p>就労移行支援によって一般企業へ就労した方に、職場、自宅などへの訪問等により、関係機関への連絡調整、本人の体調管理、環境変化などへの対応などのサポートを行います。</p>	<p>【基本方針】</p> <p>障がい者の一般就労や職業定着の促進、障がいの特性等に応じた職業選択の支援、福祉サービス事業所等での就労支援など、総合的な就労支援に努めます。</p> <p>あわせて、障がい者雇用の拡大・定着に向けた関係機関等とのネットワークの構築や企業等による障がい者雇用の促進により、障がい者雇用の拡大促進に努めます。</p> <p>【推進施策】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①就労支援のための体制づくり ②啓発の促進と雇用の促進 ③相談支援、職業指導体制の充実 ④福祉的就労の場の充実 ⑤福祉的就労の場の安定運営と機能強化 ⑥就労定着支援の実施

国の基本的考え方	基本方針と主な事業・取り組み
<p>5 生活環境の改善</p> <p>障がい者の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障がい者が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー（無障壁）化を推進するとともに、障がい者に配慮したまちづくりを推進します。</p> <p>一人暮らしを始めた人の家を定期的に訪問し、生活面や体調面の確認や助言などを行うことで、入所施設等から地域生活への移行を促進します。</p>	<p>【基本方針】</p> <p>市民からのニーズ・意見等を参考に障がい者が外出しやすい環境づくりに努めるとともに、バリアフリー化の推進など、障がいの特性等に配慮した市営住宅の整備・改善等やグループホーム等の整備促進などによって、障がい者が安心して暮らせる住まいの確保に努めます。</p> <p>【推進施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①福祉のまちづくりの普及・促進 ②外出しやすいまちづくり ③暮らしやすい居住環境の整備・改善 ④障がいのある人に配慮した住まいの拡充 ⑤自立生活援助の推進
<p>6 情報アクセシビリティ</p> <p>障がい者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーション(意思疎通)を行うことができるように、情報提供の充実、意思疎通支援の充実等、情報の利用におけるアクセシビリティの向上を推進します。</p> <p>(アクセシビリティとは、利用のしやすさのこと。)</p>	<p>【基本方針】</p> <p>障がいの特性等に応じた情報提供サービスや障がい者の意思疎通支援の充実に努めます。</p> <p>【推進施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①広報・情報提供の充実 ②意思疎通支援の推進
<p>7 安全・安心の確保</p> <p>障がい者が地域社会において、安全・安心して生活することができるよう、防災・防犯対策の推進、消費者被害からの保護等を図るとともに、東日本大震災の被災地における障がい者に配慮した復興施策を推進します。</p>	<p>【基本方針】</p> <p>地域ぐるみの防災・防犯体制の整備や障がいの特性等に応じた災害時の支援と心の健康対策の充実などによって、防災・防犯等の対策と災害時支援対策の推進に努めます。</p> <p>【推進施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域福祉活動の推進 ②ボランティア活動の推進 ③防犯対策などの充実 ④防災・防火対策の充実

国の基本的考え方	基本方針と主な事業・取り組み
<p>8 差別の解消のための啓発及び権利擁護の推進</p> <p>全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別解消法等に基づき、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。併せて、障害者虐待防止法に基づく障がい者虐待の防止等、障がい者の権利擁護のための取り組みを進めます。</p>	<p>【基本方針】</p> <p>地域、学校、企業等において、あらゆる障がいや障がい者についての理解を促進します。この中で、合理的配慮の促進、十分な認知が進んでいない発達障がい、高次脳機能障がい、難病についての理解を促進します。</p> <p>各種行事等への障がい者の参加や障がい者を含む幅広い市民の交流の場づくりの促進などにより、障がい者と地域住民等との交流を促進します。</p> <p>障がい者の権利を守る取り組みの充実や障がい者虐待防止体制の整備などにより、障がい者の権利擁護の推進に努めます。</p> <p>【推進施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①心のバリアフリー（無障壁）の促進 ②福祉教育の推進 ③相談支援体制づくり ④権利擁護の推進
<p>9 行政サービス等における配慮</p> <p>障がい者が適切な配慮を受けることができるよう、行政機関の職員等における障がい者理解の促進に努めるとともに、障がい者がその権利を円滑に行使することができるように、障がい者に対して、選挙等における配慮、司法手続等における配慮を行います。</p>	<p>【基本方針】</p> <p>行政サービス等において、障がい者が適切な配慮を受けることができるように努めます。</p> <p>【推進施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①行政職員の障がい者理解促進 ②選挙等における配慮等 ③司法手続等における配慮等
<p>10 国際交流及び交流の推進</p> <p>障がい者施策を国際的な協調の下に推進するため、障がい分野における国際的な取り組みへの積極的な参加、国際協力の推進、障がい者団体等による国際交流の推進等を進める。また、障がい者の権利に関する条約について、その早期締結に向け、必要な手続を進めます。</p>	<p>【基本方針】</p> <p>障がいのある人が暮らしやすくなるように、国連の障害者権利条例の考え方に合わせて法律や制度の見直しを支援し、共生社会を創ることを目指します。</p> <p>【推進施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①障がい者等の国際交流の推進 ②地域に住む外国人との交流の促進

第2次伊予市障がい者計画の体系図



4 重点目標

国の基本指針に規定されている項目を踏まえた上で、伊予市が重点的に取り組む目標を設定し、着実な推進を図ります。

(1) 障がいへの理解の促進

障がいの有無にかかわらず、支え合って生活していくためには、地域住民一人一人が、障がいに対する理解を深めることが重要です。障がい者団体、関係機関等と連携し、学習講座の開催や、各種啓発活動を行います。

次世代を担う児童・生徒への「福祉教育」の推進のため、高齢者や障がいのある方との交流を深め、福祉活動へ参加できる機会を充実させていきます。

- ア 広報・啓発活動の推進
- イ 障がいを正しく理解するための教育の推進
- ウ ボランティア活動等の推進
- エ 関係団体の育成支援と連携強化

～ 具体的な施策の内容 ～

広報・啓発活動の推進

- 広報いよし、ホームページ、社協だよりなど、多様な手段を用いて、民間団体等も含めた幅広い啓発活動を推進します。
- 市内の諸行事やイベント開催時に、啓発コーナーを設けてポスターを掲示するなどの啓発活動を推進します。

障がいを正しく理解するための教育の促進

- 障がいのある子どもと障がいのない子どもの相互理解を深めるため、保育所、幼稚園、学校などと連携し、個性や多様性を認め合う教育を推進します。
- 互いの理解と認識を深めるために、特別支援学校、障がい者支援施設等と保育所、幼稚園、学校等との交流活動を推進します。
- 地域活動を通じた交流を図り、障がい者（児）への理解を深めます。

ボランティア活動等の推進

- 社会福祉協議会のボランティアセンター等を通じて、障がい者支援施設等におけるボランティア活動を奨励し、障がい者（児）との交流を図ります。

関係団体の育成支援と連携強化

- 障がい者当事者団体は、高齢化や社会情勢の変化による新規加入者の減少などによって、組織力の低下が心配されています。障がいのある人たちが自分たちのことについて、自ら決定することができる組織を運営するため、活動を支援していきます。

(2) 暮らし、社会参加や学びへの支援

個人の多様なニーズに対応し、障がい者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送るため、相談体制の強化や、地域生活支援事業の充実を図ります。

地域と関わりながら自分らしい社会参加ができるよう、地域イベントへの参加機会の確保等を支援します。

また、一人一人の障がいに応じた療育や教育が受けられる体制づくりを充実します。

- ア 身近な地域での相談体制の充実
- イ 地域での生活支援の充実
- ウ 地域の文化活動への参加
- エ 障がいに応じた適切な教育の充実

～ 具体的な施策の内容 ～

障害者福祉相談員等との連携

- 各障害者相談員が行う障がいのある人または保護者への相談や情報提供、助言などの活動を支援します。
- 地域の福祉活動の相談、推進役として重要な役割を担う民生児童委員に対し、障がいに関する知識を深めるための研修の実施や関係機関との連携を行います。

地域での生活支援の強化

- 広域的な連携の下で、社会参加しやすい・暮らしやすいまちづくりを目指して活動する障がい者団体に対して支援を行い、障がい者相互の親睦を深めます。

地域の文化活動への参加

- 障がいのある人が参加する作品展・文化祭等を支援し、特別支援学級の児童生徒の作品展や、事業所製品の展示・販売の機会を提供します。
- 障がいの有無に関わらず、誰もが共に親しめるレクリエーションへの参加を支援します。

障がいに応じた適切な教育の充実

- 障がい児の切れ目のない支援を行うための地域中核的な療育機関として、幼稚園・保育園・教育機関・福祉関係機関との連携した支援体制を構築します。
- 特別支援学校の高等部や、一般の高校に通う障がいのある生徒に対し、教育機関や就労機関等と連携し、相談や情報提供などの支援を行います。

(3) 働き方への支援

就労移行支援事業等の推進により、福祉事業所から一般就労への移行を進めていますが、受入れ事業所が不足しています。また、就労における障がい理解等への対策も必要になっています。

就労移行の受入れ事業所の拡大のため、福祉分野と農業分野が連携した「農福連携」による農業分野での障がい者の就労機会の拡大の推進に取り組み、障がい者の働く場の確保に努めます。

また、障がい理解のため、市の広報紙等により福祉事業所について周知を図ります。

- ア 福祉事業所から一般就労への移行
- イ 就労移行の受入れ事業所の拡大
- ウ 農業分野での障がい者の就労機会の拡大の推進
- エ 障がい理解等への対策

～ 具体的な施策の内容 ～

福祉事業所から一般就労への移行

- 福祉事業所から一般就労への移行を促進するために、ハローワーク等の障がい者雇用の情報を収集し、必要な方へ提供します。
- 市の物品調達等において、障がい者を雇用する企業に対する優遇措置を実施し、企業の障がい者雇用を促進します。
- 一般企業等への就職につなげることを目的として、市の職員等の障がい者雇用の実施を推進します。

就労移行の受入れ事業所の拡大

- 障がい者雇用率制度の周知・啓発を図るとともに、障がい者の職場見学、実習及び就労先受入企業の開拓、企業への障がい者雇用に対する理解促進を図り、障がい者と企業とのマッチングを支援します。

農業分野での障がい者の就労機会の拡大の推進

- 農業法人や農林関係部門、関係団体等と連携し、農林分野における情報提供に努めるとともに、障がい者の就労訓練や雇用を目的とした農園の整備等を促進し、農業分野への障がい者雇用を支援します。

障がい理解等への対策

- 自立支援協議会等との連携による研修会の実施や障がい者の作品の展示、就労事業所製品の紹介等を通じて、障がいに対する理解を推進します。

(4) 保健・医療の充実

障がいの発生原因となりやすい「脳血管疾患」「心臓病」「糖尿病」「高血圧」などの疾病を予防するため、保健センター等と連携をとり、健康診査・健康相談事業を充実し、早期発見、早期治療につなげます。

近年、在宅医療の必要性が高まっており、保健・医療・福祉の連携強化が求められています。医療機関や関係機関等と連携を密にし、ネットワークづくりに努めます。

- ア 障がいの早期発見・治療
- イ 障がいの原因となる疾病の予防
- ウ 精神保健福祉施策の充実

～ 具体的な施策の内容 ～

保健センター等との連携

- 健康診査、健康教育、健康相談等、各種保健事業を推進し、生活習慣病などに起因する内部障がいの予防に努めます。
- 糖尿病対策に関する事業を推進します。
- 母親学級、育児学級の充実を図り、障がい発生の原因となる疾病予防についての知識の普及に努めます。

長寿介護課との連携

- 介護予防事業の利用促進を図り、加齢に伴う障がいの発生防止を推進します。

医療機関等との連携

- 治療やリハビリテーションにより、軽減が期待できる障がいについて、それぞれの段階に応じたリハビリテーション情報を把握できるネットワークづくりに努めます。
- 障がいがある方の在宅療養支援について、環境整備を図ります。

精神保健福祉関係機関との連携

- 保健所、地域の医療・保健・福祉等関係機関と連携を図り、相談・訪問等の支援体制の整備を図ります。

（５）情報提供の充実

日常生活や社会参加に欠かせない情報を、障がいの特性等や種別に配慮し、多様なコミュニケーション手段により提供します。

手話通訳者の設置や、職員が対応できるよう各種マニュアルを作成し、庁内周知を図っていきます。

- ア 多様な情報発信
- イ 社会参加できる環境整備
- ウ 相談しやすい窓口づくり

～ 具体的な施策の内容 ～

各種方法による情報発信

- 障がい者に関する制度や各種関係団体の活動について、様々な方法で情報発信を行い、市民及び障がい者が障がいに対する理解を深められるよう努めます。
- 図書館等の施設内に、障がい者が情報を取得・利用しやすい環境を整備します。

サポート体制の充実

- 障がい者の情報支援、意思疎通支援を行う手話奉仕員等を養成し、ボランティア活動を通して障がい者の社会参加の支援を行う環境づくりに努めます。

相談しやすい窓口づくり

- 障がい者の社会参加のきっかけとなるよう、相談しやすい窓口づくりに努めます。
- 多様な障がい種別に対応した「障がいのある方への対応マニュアル」を活用し、合理的配慮による対応を心がけます。

(6) 共に生きる地域社会

誰もが自分らしく暮らせ、お互いが支え合う、思いやりのまちづくりを実現するため、障がいのある人もない人も共に生きる地域社会づくりを推進します。

防災・安全対策のため、避難行動要支援者の支援体制の整備を図ります。

- ア 障がいのある人にやさしいまちづくり
- イ 心のバリアフリーの実現
- ウ 防災安全対策の充実

～ 具体的な施策の内容 ～

障がいのある人にやさしいまちづくり

- 重度の障がいのある人に対して、住宅改造に係る費用の助成を行います。
- 道路や駅・バス停などの表示について、障がいに配慮した分かりやすいものにしていきます。
- 歩道や通路の幅・段差などの解消や傾斜の改善、点字ブロック等の充実に努めます。
- エレベーターの設置、段差の解消など、障がい者にやさしい建物への建築・改造を推進します。
- 外出時に利用できるトイレや休憩所などの必要なスペースを確保できるように努めます。

心のバリアフリーの充実

- 学校教育、社会教育を通して、障がいのある人もない人も、お互いが理解し合い、助け合い、社会に参加できるようそれぞれが障がいの特性や必要な配慮について学び、体験していく機会を設けます。

防災安全対策の充実

- 災害発生に備え、平素の準備や心構えなどの啓発活動を行います。
- 障がい者通所施設での避難訓練を推進します。
- 伊予市避難行動要支援者避難支援全体計画を円滑に推進するために、避難支援個別計画（あい・愛プラン）の登録を支援します。
- 福祉避難所での「障がいのある人」の受入体制を整備していきます。

第5章

障がい福祉計画



おタイ

第5章 障がい福祉計画

1 基本的な考え方

障がいのある人もない人も当たり前で生活できる地域社会の実現を目指し、障がい者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る 2020（平成32）年度までの数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業）を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とします。

- (1) 障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 障がいの種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

【障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方】

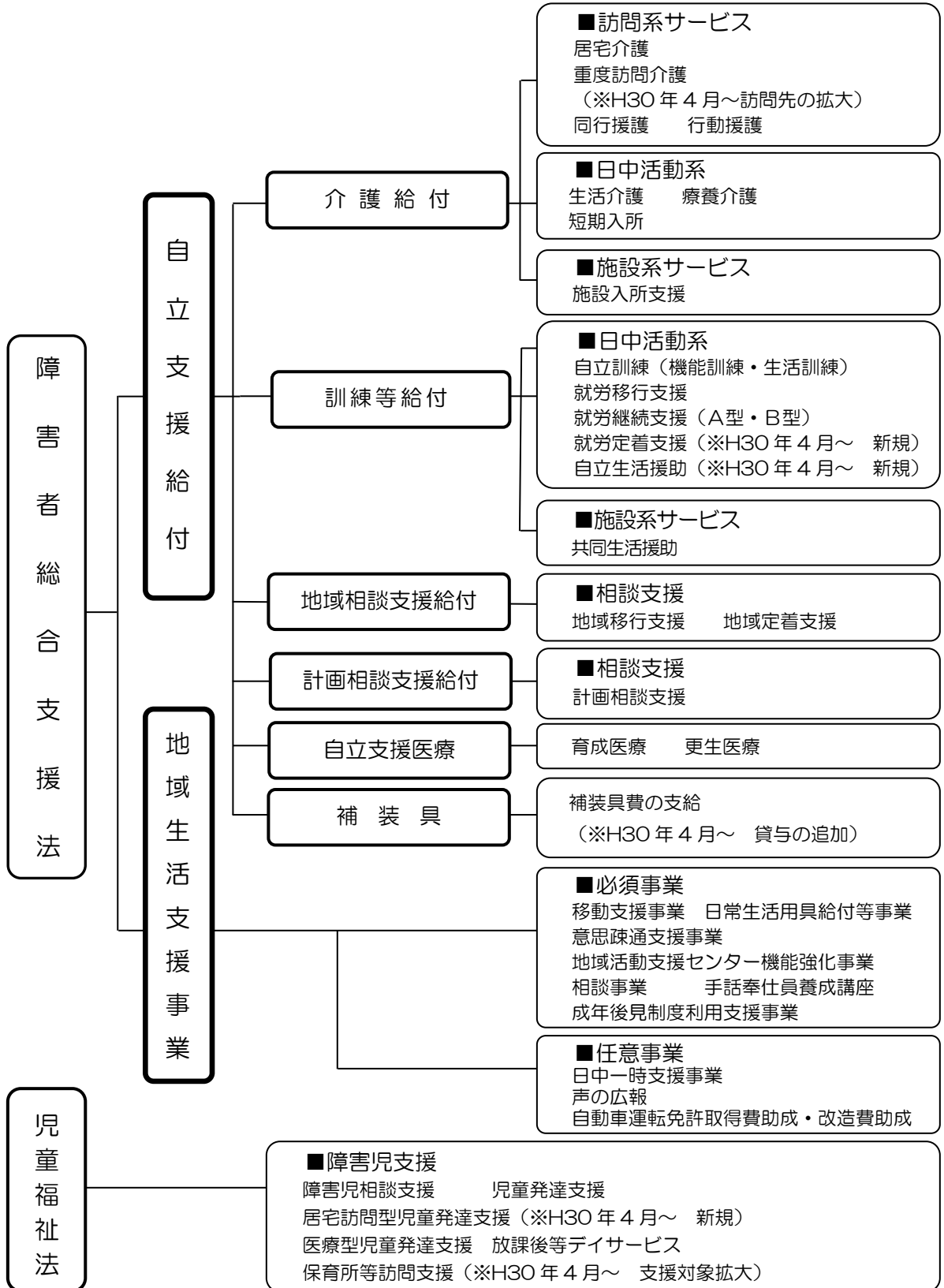
- ・全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- ・希望する障がい者等への日中活動系サービスの確保
- ・グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- ・福祉施設から一般就労への移行の推進

【基本指針の主な見直しポイント】

- ・地域における生活の維持及び継続の推進
- ・就労定着に向けた支援
- ・地域共生社会の実現に向けた取り組み
- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・発達障がい者支援の一層の充実

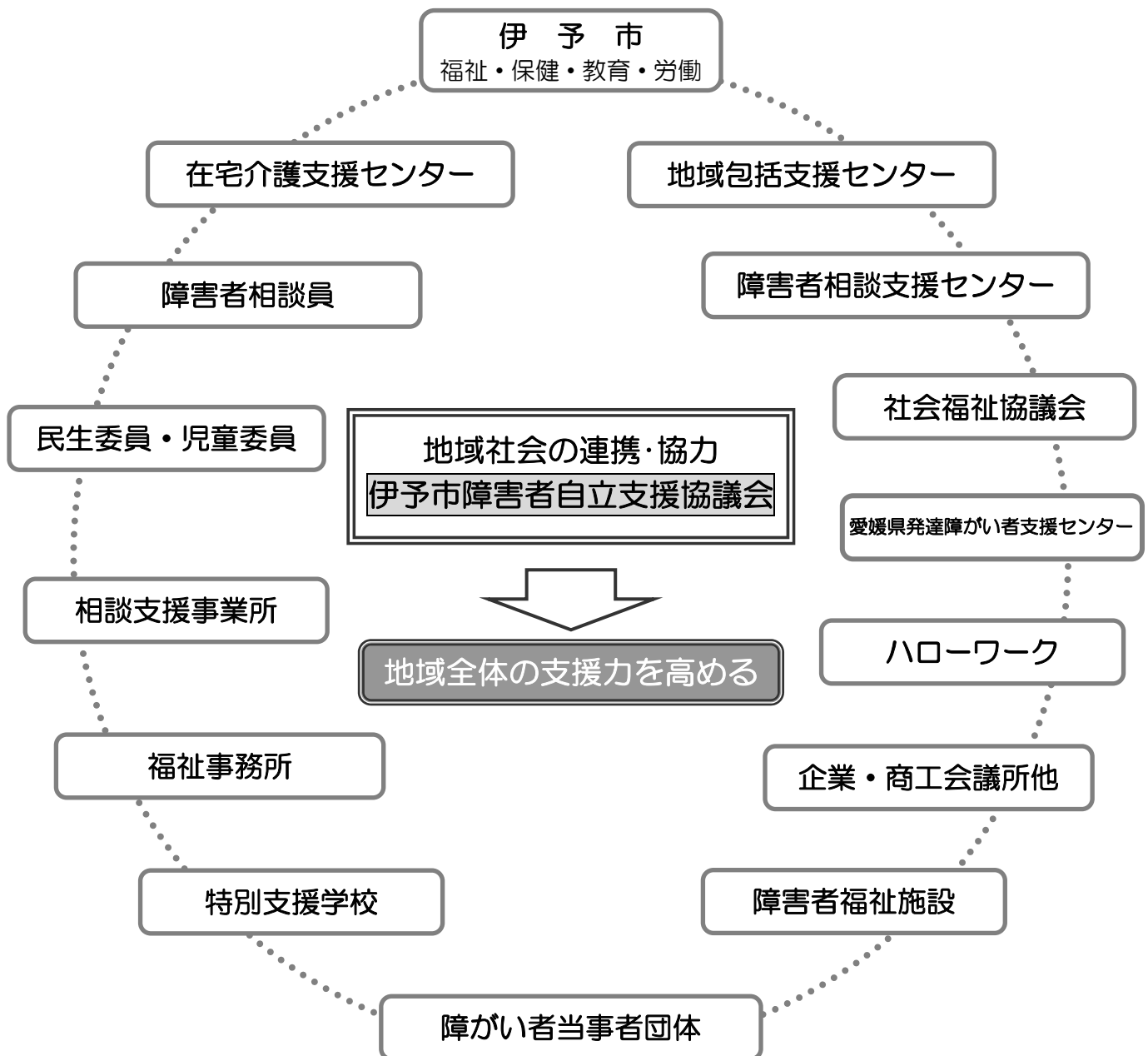
■サービス体系図

障害者総合支援法では、障がい者が自らサービスを選択する自立支援給付と地域特性に応じて実施する地域生活支援事業があります。



2 推進体制

障がい福祉計画の推進については、伊予市障害者自立支援協議会が中核的存在となります。協議会は、福祉・保健・教育・労働関係者が参加する組織で、対象者のニーズに即して相談からサービス提供までを関係者の連携により実施します。



3 目標の設定及び事業量の見込み

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障がいのある人もない人も当たり前で生活できる地域社会の実現を目指すため、障がいの者の地域生活への移行について、国の指針が示されています。

○第5期の国の指針による成果目標

福祉施設の入所者の地域生活への移行	
ア	2016（平成 28）年度末時点の施設入所者数の 9%以上が地域生活へ移行
イ	2020（平成 32）年度末の施設入所者数を 2016（平成 28）年度末時点の施設入所者数から 2%以上削減

【入所施設の入所者の地域生活への移行支援に関する目標値】（2020（平成 32）年度）

項 目	数 値	考 え 方
現在の全入所者数（市外）（A）	68 人	2016（平成 28）年度末（3 月 31 日）の施設入所者数
目標年度入所者数（B）	64 人	2020（平成 32）年度末時点の利用人員
削減見込（C）	4 人	差引減少見込み数（A－B）
地域生活移行者数（D）	7 人	施設入所からグループホーム等に移行する人の数

(2) 福祉施設から一般就労への移行

○第5期の国の指針による成果目標

福祉施設から一般就労への移行	
ア	一般就労への移行者数：2016（平成 28）年度の 1.5 倍以上
イ	就労移行支援事業利用者：2016（平成 28）年度の 2 割増
ウ	移行率 3 割以上の就労移行支援事業所：5 割以上
エ	就労定着支援後 1 年後の就労定着率 80%以上

【一般就労移行の目標値】（2020（平成 32）年度）

区 分	目標数値	摘 要
一般就労移行者	6 人	2020（平成 32）年度中に福祉施設を退所し、一般就労する人数 （国の基本方針により、2016（平成 28）年度中に福祉施設を退所して一般就労した人数 4 人の 1.5 倍とする）
就労移行支援事業利用	12 人	2020（平成 32）年度末において就労移行支援事業を利用する人数 （国の基本方針により、2016（平成 28）年度末に就労移行支援事業を利用した人数 10 人の 2 割以上増加）
就労移行率 3 割以上の就労支援事業所	50%	2020（平成 32）年度末の就労移行者が 3 割以上である就労支援事業者の割合
就労定着率	80%	

(3) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

地域における受入れ体制が十分に整備されていないため退院できない、いわゆる「社会的入院」を解消し、誰もが住み慣れた地域で生活できるよう支援します。

また、2020（平成32）年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。

○第5期の国の指針による成果目標

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築				
ア	保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置			
イ	2020（平成32）年度における退院率の目標			
	退院率	入院後3か月	69%	入院後6か月 84% 入院後1年 90%



(4) 障害福祉サービス

障害福祉サービスの見込みについては、第4期計画期間中における利用実績とアンケートによる利用意向を踏まえ、本市の状況を勘案して見込量を設定しています。

ア 訪問系サービス

在宅生活をサポートするため、関係機関と連携を図り、一人一人のニーズに対応できるサービス提供体制の充実に努めます。

居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事などの介助や通院等の補助を行います
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助を行います
行動援護	知的障がい、精神障がいにより、行動が困難で常に介護が必要な方に、危険回避のための援護や外出時の移動の補助等を行います
重度障害者等 包括支援	常に介護が必要で、介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護等のサービスを包括的に提供します
同行援護	重度の視覚障がいのある人の外出の手伝い等を行います



イ 日中活動系サービス

利用希望者を適切に把握し、サービス提供内容などの情報の周知に努めます。

「就労移行支援」、「就労継続支援」については多様な事業所の参入を促進し、一般就労に向けた支援を行い、官公需に係る福祉施設の更なる受注機会の拡大に取り組みます。

生活介護	常に介護が必要な方に、施設での入浴や排せつ、食事の介護や、軽作業等の生産活動、創作的活動等の機会を提供します
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため支援が必要な身体障がい者に対し、身体機能のリハビリテーションや歩行支援、コミュニケーションや家事等の支援を行います
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため支援が必要な知的障がい者・精神障がい者に対し、食事や家事等日常生活能力を向上するための支援を行います
就労移行支援	一般企業や在宅での就労を希望する人に対し、事業所内における作業や実習、一般就労に必要な知識・能力の養成、適正に合った職場探しなどの支援を行います
就労継続支援 (A型)	一般就労が困難な方に、雇用契約に基づく就労の機会の提供や一般就労に必要な知識及び能力向上のための支援を行います
就労継続支援 (B型)	年齢や体力面等で雇用されることが困難な方に、就労の機会の提供や知識及び能力向上のための訓練を行います(雇用契約なし)
療養介護	医療が必要で、常に介護を必要とする方に、主に昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護等を提供します
短期入所 (福祉型・医療型)	在宅の障がい者(児)を介護する方が病気の場合等に、施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事の介護等を提供します ※福祉型：障害支援区分1以上が対象 ※医療型：重症の障がい者等で障害支援区分5以上が対象
就労定着支援	一般就労に移行した人に対し、企業や自宅等への訪問等により、就労に伴う生活面の課題解決に向けた支援を行います

ウ 居住系サービス

入所施設等から地域生活への移行を進めるために、関係機関と連携・協議しながらグループホームの整備を推進します。

共同生活援助	共同生活を行う住居で、夜間や休日に相談や日常生活上の援助を行います
施設入所支援	施設に入所している障がい者に対し、主として夜間に、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行います
自立生活援助	入所施設やグループホーム等から一人暮らしに移行した人の家を定期的に訪問し、生活面や体調面の確認や助言等を行います

エ 相談支援

専門機関が、それぞれの悩みや問題点について相談を受け、必要に応じて、適切なサービス等の利用計画を作成します。

伊予市内には、現在3つの障害者相談支援事業所があります。そのうちのひとつ「伊予市障害者相談支援センター」は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の相談支援に関する業務を総合的に行い、地域の相談支援事業者間の連絡調整や関係機関の連携の支援を行うなど、基幹相談支援センターとして、地域における相談支援の中核的な役割を担っています。

計画相談支援	障がい者（児）が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障がい者等の依頼により、心身の状況やサービス利用に関する意向等を考慮し利用するサービスの種類や内容、総合的な援助の方針等を定めたサービス利用計画を作成するとともに、その計画に基づくサービスの利用支援及び継続利用支援を行います
障害児相談支援	障がいのある子どもの心身の状況や生活環境等を考え、保健、医療、福祉等のサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮したサービス等利用計画の作成を行います
地域相談支援 (地域移行支援)	住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います
地域相談支援 (地域定着支援)	居宅において、単身等で生活する障がい者を対象に、連絡体制を常時確保し、障がいの特性等に起因して生じた緊急の事態において相談や支援を行います

■第4期障害福祉サービスの目標と実績

サービス名		平成27年度 (2015年度)				
		目 標		実 績		
訪問系サービス		実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	
	居宅介護	52	630	47	662	
	重度訪問介護	1	370	1	282	
	行動援護	1	20	0	0	
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	
	同行援護	7	30	6	110	
日中活動系サービス		実人数 (人/月)	延べ日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ日数 (人日/月)	
	生活介護	103	2,266	106	2,168	
	自立訓練（機能訓練）	1	30	2	32	
	自立訓練（生活訓練）	1	30	2	37	
	就労移行支援	10	220	8	172	
	就労継続支援（A型）	24	528	36	665	
	就労継続支援（B型）	88	1,936	93	1,606	
	療養介護	5	—	4	—	
		実人数 (人/月)	延べ人数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ人数 (人日/月)	
	短期入所	12	96	14	83	
居住系サービス		実人数 (人/月)		実人数 (人/月)		
	共同生活援助	30		35		
	施設入所支援 (内、加齢児)	64 (7)		67 (4)		
相談支援		累積人数 (人/月)	累積人数 (人/年)	累積人数 (人/月)	累積人数 (人/年)	
	計画相談支援	支給決定件数	25	300	26	310
		請求件数	70	840	69	760
	障がい児相談支援	支給決定件数	8	90	4	49
		請求件数	26	312	18	141
	地域相談支援	支給決定件数	2	10	0	0
請求件数		2	20	0	0	

平成28年度 (2016年度)				平成29年度(平成29年6月末) (2017年度)			
目 標		実 績		目 標		実 績	
実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)
55	660	52	709	58	700	56	685
2	870	1	299	3	995	1	282
1	40	0	0	1	40	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
8	60	5	90	9	90	7	110
実人数 (人/月)	延べ日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ日数 (人日/月)
108	2,376	109	2,189	110	2,420	110	2,145
1	30	1	20	1	30	1	20
1	30	1	22	1	30	1	22
12	264	10	197	13	286	8	161
27	594	35	713	30	660	36	712
96	2,112	90	1,637	104	2,288	92	1,634
5	—	3	—	5	—	3	—
実人数 (人/月)	延べ人数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ人数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ人数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ人数 (人日/月)
14	112	11	73	16	144	9	65
実人数 (人/月)		実人数 (人/月)		実人数 (人/月)		実人数 (人/月)	
35		34		40		35	
63 (7)		68 (4)		62 (7)		67 (4)	
累積人数 (人/月)	累積人数 (人/年)	累積人数 (人/月)	累積人数 (人/年)	累積人数 (人/月)	累積人数 (人/年)	累積人数 (人/月)	累積人数 (人/年)
27	330	27	326	27	330	28	331
70	840	71	800	70	840	50	205
8	100	5	65	8	100	6	71
26	312	18	220	26	312	18	63
2	10	0	0	4	20	0	0
2	40	0	0	4	60	0	0

■第5期障害福祉サービスの目標

サービス名		平成30年度 (2018年度)		平成31年度 (2019年度)		平成32年度 (2020年度)		
訪問系サービス		実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	
	居宅介護	55	760	55	760	55	760	
	重度訪問介護	1	313	1	313	1	313	
	行動援護	0	0	0	0	0	0	
	重度障害者等包括支援 同行援護	0 7	0 122	0 7	0 122	0 7	0 122	
日中活動系サービス		実人数 (人/月)	延べ日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ日数 (人日/月)	
	生活介護	117	2,230	117	2,230	117	2,230	
	自立訓練（機能訓練）	1	20	1	20	1	20	
	自立訓練（生活訓練）	1	20	1	20	1	20	
	就労移行支援	9	175	10	194	12	232	
	就労継続支援（A型）	36	740	36	740	36	740	
	就労継続支援（B型）	104	2,288	104	2,288	104	2,288	
	療養介護	3	—	3	—	3	—	
	就労定着支援 ※新規	—	—	9	45	10	50	
		実人数 (人/月)	延べ人数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ人数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ人数 (人日/月)	
	短期入所（福祉型）	14	140	14	140	14	140	
短期入所（医療型）	1	10	1	10	1	10		
居住系サービス		実人数 (人/月)		実人数 (人/月)		実人数 (人/月)		
	共同生活援助	36		36		36		
	施設入所支援 (内、加齢児)	67 (4)		65 (4)		64 (4)		
	自立生活援助 ※新規	6		6		6		
相談支援		累積人数 (人/月)	累積人数 (人/年)	累積人数 (人/月)	累積人数 (人/年)	累積人数 (人/月)	累積人数 (人/年)	
	計画相談支援	支給決定件数	28	340	29	345	29	350
		請求件数	67	800	68	810	68	820
	障がい児相談支援	支給決定件数	7	84	7	84	7	84
		請求件数	22	260	23	270	23	280
	地域相談支援 (地域移行支援)	支給決定件数	1	12	1	12	1	12
		請求件数	1	12	1	12	1	12
	地域相談支援 (地域定着支援)	支給決定件数	1	12	1	12	1	12
請求件数		1	12	1	12	1	12	

(5) 地域生活支援事業

一般相談事業の周知に努めるとともに、情報提供や、助言等による相談支援体制を整備し、一人一人のニーズに対応できるサービス提供体制の充実に努めます。

ア 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用もしくは利用しようとする知的障がいのある方、または精神障がいのある方に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費の全て、または一部について補助を行います。

イ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方に、意思疎通を支援する手話通訳者や要約筆記者等を派遣します。

ウ 日常生活用具給付等事業

在宅で生活している重度障がいのある方の日常生活上の便宜を図るため、障がいの種別や程度に応じて日常生活用具を給付します。

エ 移動支援事業

地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援をします。

オ 地域活動支援センター事業

地域で生活する障がいのある方の日中活動の場として、地域活動支援センターを開設し、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流活動への参加支援を行います。

カ 日中一時支援事業

障がい者や障がい児の日中における活動の場を確保するとともに、障がい者を介護している家族の就労支援や一時的な休息を図ります。

■第4期計画における地域生活支援事業の目標と実績

サービス名	平成 27 年度 (2015 年度)		平成 28 年度 (2016 年度)		平成 29 年度 (6 月末) (2017 年度)		
	目 標	実 績	目 標	実 績	目 標	実 績	
成年後見制度利用支援事業 (件)	—	1	—	1	—	0	
意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣事業 (人)	5	2	5	1	5	2	
要約筆記者派遣事業 (人)	0	0	0	0	0	0	
市主催派遣事業 (件)	1	0	1	0	1	0	
手話通訳者設置	有		有		有		
日常生活用具給付等事業 (件)	1,115	1,039	1,135	1,052	1,155	181	
内 訳	介護・訓練支援用具	3	3	3	2	3	0
	自立生活支援用具	6	6	6	7	6	0
	在宅療養等支援用具	7	5	7	4	7	1
	情報・意思疎通支援用具	4	43	4	43	4	10
	排せつ管理支援用具	1,092	981	1,112	995	1,132	170
	住宅改修費	3	1	3	1	3	0
移動支援事業 (人)	30	35	33	26	37	24	
内 訳	身体障がい者	9	8	9	6	9	6
	知的障がい者	19	13	22	16	26	14
	精神障がい者	2	14	2	4	2	4
	内障がい児	22	1	33	1	37	2
地域活動支援センター事業 (人)	18	21	18	21	18	20	
日中一時支援事業 (人)	10	8	10	16	10	9	
タイムケア事業 (人)	25	31	25		25		

※伊予市でのタイムケア事業は、2015（平成 27）年度で終了しました。

■第5期計画における地域生活支援事業の目標

サービス名		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
成年後見制度利用支援事業 (件)		1	1	1
意思疎通支援事業				
手話通訳者派遣事業 (人)		2	2	2
要約筆記者派遣事業 (人)		1	1	1
市主催派遣事業 (件)		1	1	1
日常生活用具給付等事業 (件)		1,059	1,059	1,059
内 訳	介護・訓練支援用具	3	3	3
	自立生活支援用具	7	7	7
	在宅療養等支援用具	5	5	5
	情報・意思疎通支援用具	43	43	43
	排せつ管理支援用具	1,000	1,000	1,000
	住宅改修費	1	1	1
移動支援事業 (人)		38	38	38
内 訳	身体障がい者	8	8	8
	知的障がい者	16	16	16
	精神障がい者	14	14	14
地域活動支援センター事業 (人)		21	21	21
日中一時支援事業 (人)		10	10	10

(6) 地域生活拠点の整備

障がい者・児が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、さまざまな支援を切れ目なく提供できるしくみを構築するため、2020（平成32）年度末までに地域生活支援拠点機能を整備します。

事業者によるグループホームの整備促進をはじめ、事業所関係者間の連携を図り、それぞれの事業所等が機能を分担し合う「面的整備型」を目指します。

○第5期の国の指針による成果目標

地域生活支援拠点等の整備

各市町村または各圏域に少なくとも1つ整備

具体的取り組み

ア 国の補助制度等の活用を図りながら、計画的に障がい者の居住の安定確保及び自立支援を図ります。

イ 事業所間同士の連携を働きかけ、居住系サービス及び日中活動の場の確保など、障がい者の地域生活を支援するための多機能拠点（地域生活支援拠点）または機能を分担する面的整備を含めた整備目標に掲げた事業を推進します。

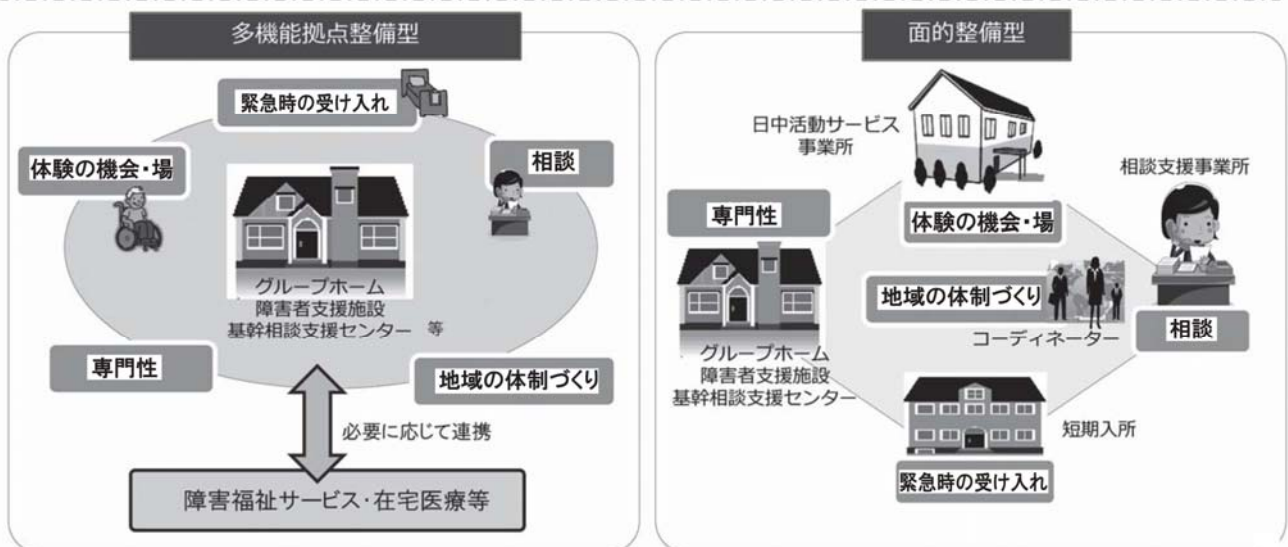
ウ グループホームの整備促進には、地域における障がい者への理解が不可欠です。障がいに対する地域の理解を深められるよう、日頃から施設の地域開放や地域行事への参加など、交流機会の拡充を促進します。

地域生活支援拠点等の整備について

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●**地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）** ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

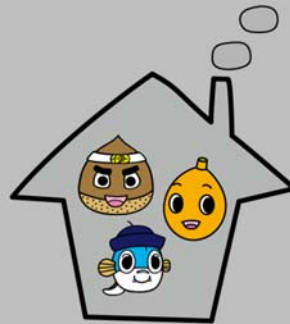
各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



厚生労働省 地域生活支援拠点等整備促進のための全国担当者会議資料より

第6章

障がい児福祉計画



第6章 障がい児福祉計画

1 基本的な考え方

障がいの有無に関わらず、人は皆、社会の一員としてお互いに支え合う存在であるという考えの下、障がい児を輝きながら社会に送り出すために、その子の状態に応じて、学校や各種の障がい児福祉サービスを選択できるようにするために、松山圏域を中心としたサービス提供体制を構築し、適切な療育等のサービスを提供することを目的とします。

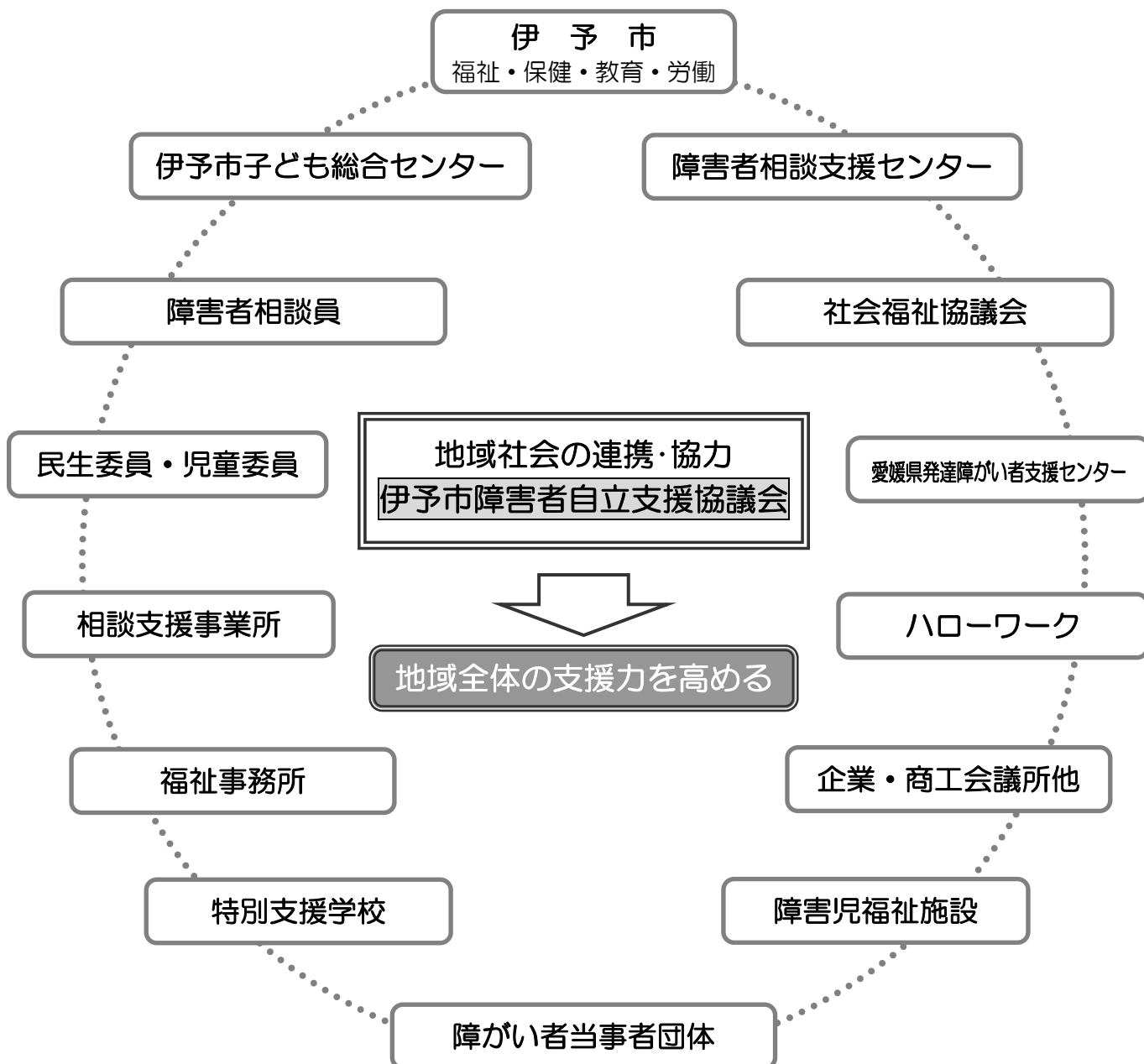
- (1) 障がいの早期発見と迅速な対応への支援
- (2) 保護者への啓発活動の実施
- (3) 子どもの将来を見据えた適切な療育サービスの提供及び相談等の実施

【障がい児福祉サービスの提供の確保に関する基本的な考え方】

- ア 巡回相談員、特別支援教育巡回相談員等による早期発見、早期対応
- イ 児童発達支援センターの整備
- ウ 重症の障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- エ 医療的ケア児支援のための協議の場の設置

2 推進体制

障がい児福祉計画の推進についても、伊予市障害者自立支援協議会が中核的存在となります。協議会は、福祉・保健・教育・労働関係者が参加する組織で、対象者のニーズに即して相談からサービス提供までを関係者の連携により実施します。



3 目標の設定及び事業量の見込み

児童福祉法が改正され、2018（平成30）年度から障がい児福祉計画を定めることとしました。これにより、以下のような成果目標が国から示されています。この目標の達成に向けて、関係者と協議の上、推進していきます。

○第5期の国の指針による成果目標

障がい児支援の提供体制の整備等【新たな項目】

- (1) 児童発達支援センター（※1）を1か所設置
- (2) 保育所等訪問支援（※2）を利用できる体制の構築
- (3) 主に重症の障がい児（※3）を支援する児童発達支援事業所（※4）、放課後等デイサービス（※5）を1か所確保
- (4) 医療的ケア児（※6）支援の協議の場の設置（2018（平成30）年度末まで）

主な用語解説

- | | | |
|----|------------|--|
| ※1 | 児童発達支援センター | 未就学の障がいがある子どもへ日常生活の動作支援や集団生活に慣れるための支援を行う施設 |
| ※2 | 保育所等訪問支援 | 次ページ参照 |
| ※3 | 重症の障がい児 | 重度の肢体不自由と重度の知的障がいのある子 |
| ※4 | 児童発達支援事業所 | 児童発達支援センターとほぼ同じ施設（できる限り身近な地域に多く設置） |
| ※5 | 放課後等デイサービス | 次ページ参照 |
| ※6 | 医療的ケア児 | たんの吸引や酸素吸入などが必要とされる子ども |

○現在の主な障がい児福祉サービス

主として18歳未満の子どもたちへのサービスです。

児童発達支援	未就学の障がいのある子どもへ日常生活の動作の支援や集団生活に慣れるための支援を行います
医療型児童発達支援	障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の支援、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行います
居宅訪問型児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の支援、知識技能の付与等の支援を実施します
保育所等訪問支援	障がいのある子どもが通う保育所等へ出向き、本人や訪問先施設のスタッフに対して集団生活への適応支援を行います
放課後等デイサービス	障がいのある学齢期の子どもへの放課後や夏休み等の居場所です。生活能力向上のための支援等を行います
障がい児相談支援	障がい児が障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリング等の支援を行います

（１）児童発達支援

前期目標・実績

	平成27年度 (2015年度)		平成28年度 (2016年度)		平成29年度(6月末) (2017年度)	
	実人数 (人/月)	延べ人数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ人数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ人数 (人日/月)
目標	30	354	30	384	30	384
実績	27	209	27	267	23	274

今期目標

	平成30年度 (2018年度)		平成31年度 (2019年度)		平成32年度 (2020年度)	
	実人数 (人/月)	延べ人数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ人数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ人数 (人日/月)
目標	30	384	30	384	30	384

（２）医療型児童発達支援

今期目標

	平成30年度 (2018年度)		平成31年度 (2019年度)		平成32年度 (2020年度)	
	実人数 (人/月)	延べ人数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ人数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ人数 (人日/月)
目標	1	4	1	4	1	4

(3) 居宅訪問型児童発達支援

今期目標

	平成30年度 (2018年度)		平成31年度 (2019年度)		平成32年度 (2020年度)	
	実人数 (人/月)	延べ人数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ人数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ人数 (人日/月)
目標	2	8	2	8	2	8

(4) 保育所等訪問支援

前期目標・実績

	平成27年度 (2015年)		平成28年度 (2016年)		平成29年度(6月末) (2017年)	
	実人数 (人/月)	延べ人数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ人数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ人数 (人日/月)
目標	0	0	0	0	3	15
実績	0	0	0	0	0	0

今期目標

	平成30年度 (2018年度)		平成31年度 (2019年度)		平成32年度 (2020年度)	
	実人数 (人/月)	延べ人数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ人数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ人数 (人日/月)
目標	3	15	3	15	3	15

(5) 放課後等デイサービス

前期目標・実績

	平成27年度 (2015年)		平成28年度 (2016年)		平成29年度(6月末) (2017年)	
	実人数 (人/月)	延べ人数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ人数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ人数 (人日/月)
目標	23	161	26	182	29	203
実績	30	342	44	498	50	507

今期目標

	平成30年度 (2018年度)		平成31年度 (2019年度)		平成32年度 (2020年度)	
	実人数 (人/月)	延べ人数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ人数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ人数 (人日/月)
目標	76	578	76	578	76	578

(6) 医療的ケア児に対するコーディネーター

今期目標

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
	人数	人数	人数
医療的ケア児に対する コーディネーター配置	1	1	1

○障害者総合支援法によるサービスで、18歳未満の子どもたちを対象とするもの

(1) 訪問系サービス

在宅で暮らす障がいのある方に、ヘルパーなどが行うサービスです。

居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行います
行動援護	知的障がい、精神障がいにより、行動が困難で常に介護が必要な方に、危険回避のための援護や外出時の移動の補助等を行います
重度障害者等包括支援	常に介護が必要で、介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護等のサービスを包括的に提供します
同行援護	重度の視覚障がいのある人の外出の手伝い等を行います

今期目標

	平成30年度 (2018年)		平成31年度 (2019年)		平成32年度 (2020年)	
	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)
居宅介護	2	26	2	26	2	26
行動援護	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
同行援護	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

主に事業所などで行うサービスです。

自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため支援が必要な身体障がい者に対し、身体機能のリハビリテーションや歩行支援、コミュニケーションや家事等の支援を行います
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため支援が必要な知的障がい者・精神障がい者に対し、食事や家事等日常生活能力を向上するための支援を行います

今期目標

	平成30年度 (2018年)		平成31年度 (2019年)		平成32年度 (2020年)	
	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)
自立訓練 (機能訓練)	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	0	0	0	0	0	0

(3) 短期入所

在宅の障がい児を介護する方が病気の場合等に、施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。

今期目標

	平成30年度 (2018年)		平成31年度 (2019年)		平成32年度 (2020年)	
	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)
短期入所	5	8	5	8	5	8

(4) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい児等を支援する手話通訳者や要約筆記者等を派遣します。

今期目標

	平成30年度 (2018年)		平成31年度 (2019年)		平成32年度 (2020年)	
	実人数 (人)	件数 (件/年)	実人数 (人)	件数 (件/年)	実人数 (人)	件数 (件/年)
手話通訳者派遣事業	0	0	0	0	0	0
要約筆記者派遣事業	0	0	0	0	0	0
市主催派遣事業	—		—		—	

(5) 日常生活用具給付等事業

自立生活支援用具等の日常生活用具を必要とする障がい児に対して給付や貸与をします。

今期目標

	平成30年度 (2018年)	平成31年度 (2019年)	平成32年度 (2020年)
	給付件数(件/年)	給付件数(件/年)	給付件数(件/年)
日常生活用具給付等事業	15	15	15
(内訳)			
介護・訓練支援用具	0	0	0
自立生活支援用具	0	0	0
在宅療養等支援用具	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	1	1	1
排せつ管理支援用具	14	14	14
住宅改修費	0	0	0

(6) 移動支援事業

屋外での移動が困難と認められる障がい児に対し外出のための支援を行います。

今期目標

		平成30年度 (2018年)			平成31年度 (2019年)			平成32年度 (2020年)		
		実人数 (人)	延べ時間 (時間/年)	時間/月	実人数 (人)	延べ時間 (時間/年)	時間/月	実人数 (人)	延べ時間 (時間/年)	時間/月
障がい児	身体	1	60	5	1	60	5	1	60	5
	知的	1	60	5	1	60	5	1	60	5
	精神	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	2	120	10	2	120	10	2	120	10

(7) 地域活動支援センター

障がいがある方が住み慣れた地域において、可能な限り自らの意思で、その人らしく自立した生活ができるよう社会交流の促進、生産活動の機会を提供し、社会的孤立を防いでいくことを目的とします。

今期目標

	平成30年度 (2018年)		平成31年度 (2019年)		平成32年度 (2020年)	
	利用日数 (日/年)	利用人数 (人/月)	利用日数 (日/年)	利用人数 (人/月)	利用日数 (日/年)	利用人数 (人/月)
地域活動支援センター	0	0	0	0	0	0

(8) 日中一時支援事業

家族の休息等のため、障がい児に一時的に日中活動の場を提供します。

今期目標

	平成30年度 (2018年)	平成31年度 (2019年)	平成32年度 (2020年)
	利用人数(人/月)	利用人数(人/月)	利用人数(人/月)
日中一時支援事業	8	8	8

第7章

計画の推進



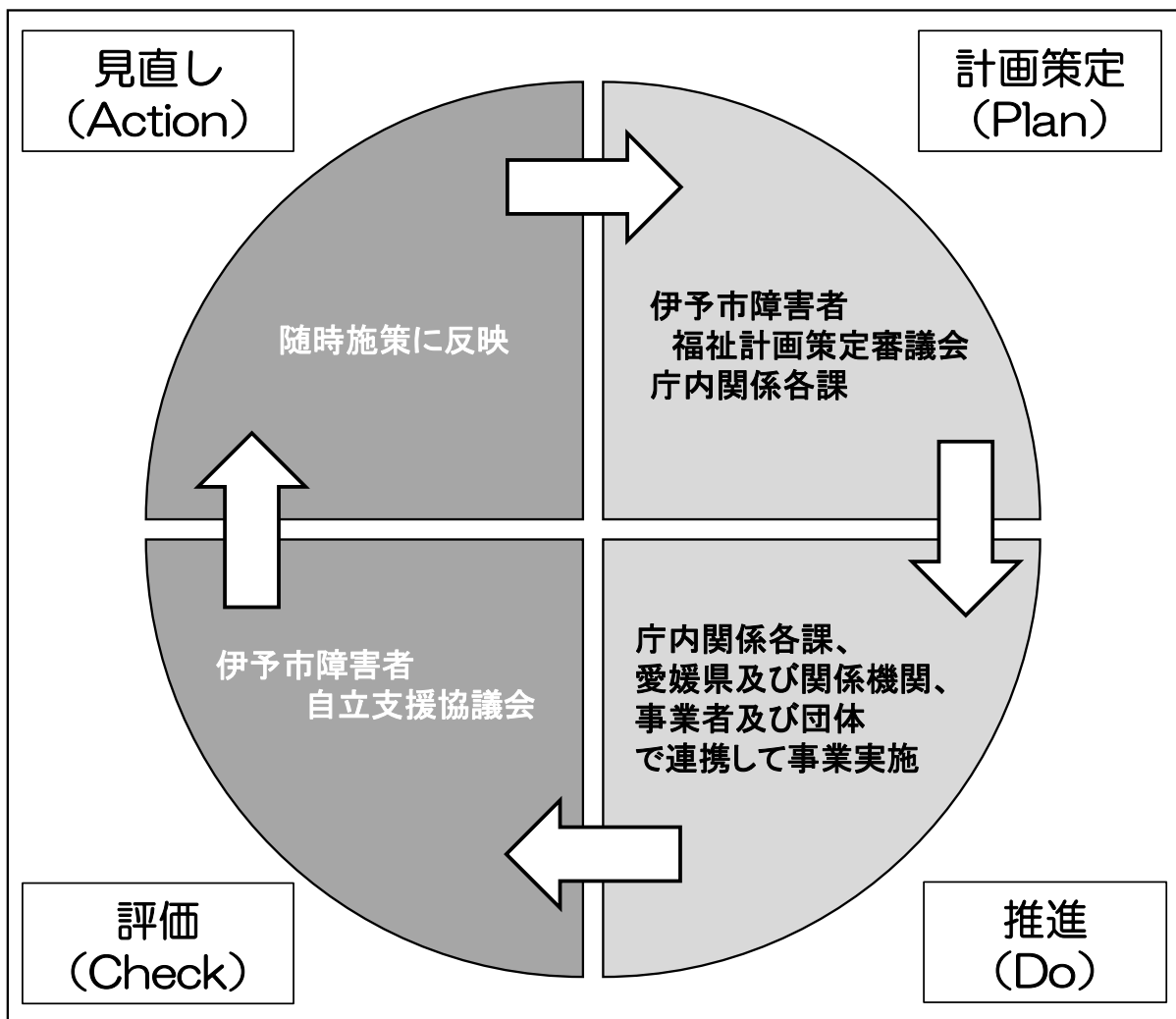
クリベえ

第7章 計画の推進

1 計画の進行管理

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講ずること（PDCAサイクル）とされています。

計画をより効果的に推進するために、少なくとも年に1回は、成果目標等に関する実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等の措置を講じます。中間評価の際には、審議会や自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果を公表します。



2 計画の推進体制

伊予市障害者福祉計画策定審議会条例

平成23年3月23日条例第4号
改正 平成25年3月15日条例第16号

(設置)

第1条 障害者計画及び障害福祉計画の策定に関する調査及び審議を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、伊予市障害者福祉計画策定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、審議する。

- (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく障害者計画の策定及び評価に関すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害福祉計画の策定及び評価に関すること。
- (3) その他障害者の福祉に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員16人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 保健に携わる者
- (2) 医療に携わる者
- (3) 福祉に携わる者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 公募による市民
- (6) 行政に携わる者
- (7) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席で成立し、議事は、出席委員の過半数で決するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月15日条例第16号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

伊予市障害者福祉計画策定審議会委員名簿

任期：委嘱の日から2020（平成32）年3月31日

	区 分	役 職 名	氏 名
1	保健関係者	精神保健福祉士	矢野 雄大
2	医療関係者	こにし心療クリニック院長	小西 省三
3	福祉関係者	伊予市社会福祉協議会会長	上本 昌幸
4		伊予市民生児童委員協議会会長	西田 孝博
5		伊予市身体障害者福祉協会会長	水田 恒二
6		伊予市手をつなぐ育成会会長	福島 久子
7		ワークハウス睦美	井上 寛規
8		相談支援専門員	阿部 富美
9		相談支援専門員	岡田 隆志
10		相談支援専門員	西村 幸
11	学識経験を有する者	元愛媛県立第三養護学校長	友沢 祐一
12		元愛媛大学教育学部教授	上岡 一世
13	公募による市民		友澤 秀文
14	行政関係者	伊予市行政監理監	西川 重子
15		伊予市健康増進課係長	谷本 恵子
16	その他市長が認める者	伊予市教育委員会 学校教育課指導主幹	大西 聡

(順不同・敬称略)

資料編



資料編

1 伊予市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定経過

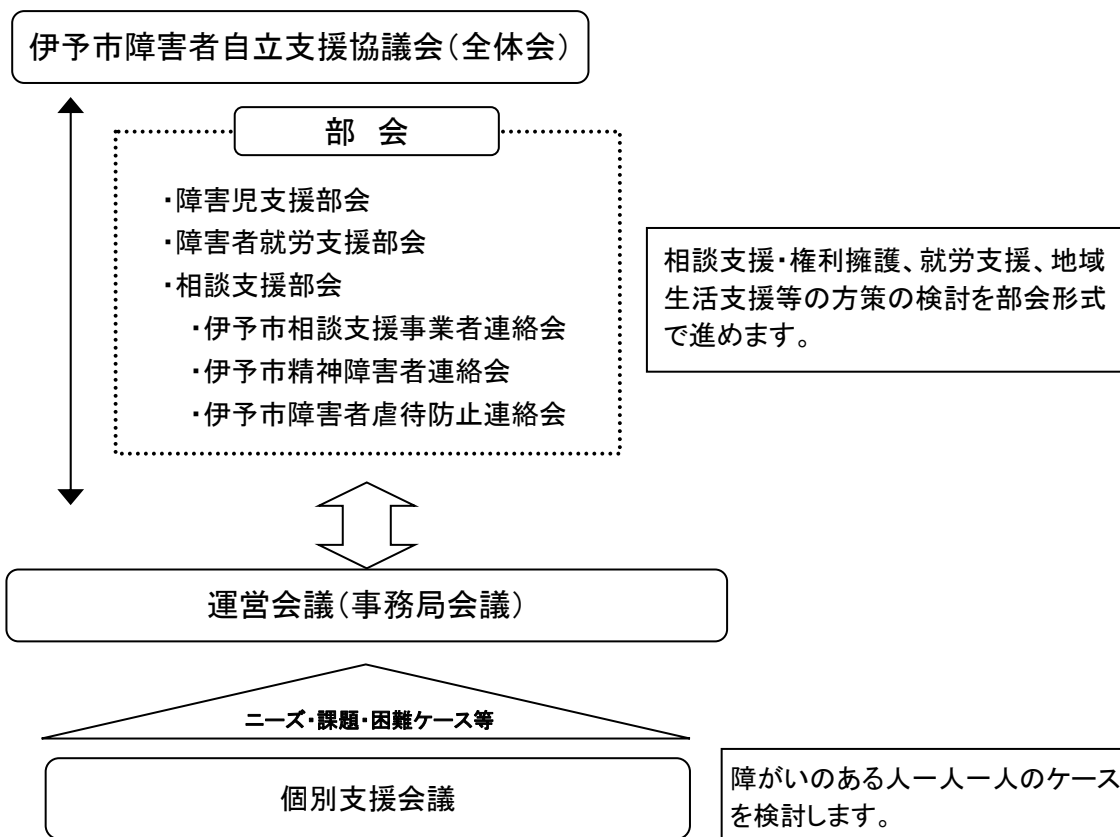
2011（平成23）年 3月23日	伊予市障害者福祉計画策定審議会条例制定
2013（平成25）年 3月15日	伊予市障害者福祉計画策定審議会条例改正
2017（平成29）年 7月 3日～24日	障がい者アンケート実施
2017（平成29）年 7月 3日～24日	障がい児アンケート実施
2017（平成29）年 8月22日	第1回伊予市障害者自立支援協議会開催
2017（平成29）年 8月22日	第1回伊予市障害者福祉計画策定審議会開催
2017（平成29）年10月26日	第2回伊予市障害者福祉計画策定審議会開催
2017（平成29）年11月16日	第3回伊予市障害者福祉計画策定審議会開催
2018（平成30）年 2月 2日	意見公募手続開始
2018（平成30）年 2月22日	意見公募手続終了

2 伊予市障害者自立支援協議会の体系

伊予市障害者自立支援協議会は、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置しています。

障害者基本法の改正や障害者総合支援法及び障害者虐待防止法を踏まえ、①サービス等利用計画の質の向上を図る役割 ②地域移行のネットワークや資源開発の役割 ③地域における障がい者虐待防止等のためのネットワークの役割、これらの役割を担う専門部会の設置等について検討し、より効果的・効率的な運営を目指します。

<伊予市障害者自立支援協議会の体制>



○伊予市障害者自立支援協議会の主な機能

全体会 ……課題全般についての確認・協議、情報の共有、啓発と情報の発信など

運営会議(事務局会議) ……個別支援会議等で確認した課題の取り扱いについての調整、全体会や部会の協議事項や提出資料等の調整、協議会の運営の方向性や地域づくりに関する戦略についての協議など

障害児支援部会 ……障がい児が抱える課題解決や支援など

障害者就労支援部会 ……障害者就労支援ネットワークの充実など

相談支援部会 ……相談支援員の質向上、相談活動の支援など

伊予市相談支援事業者連絡会 ……個別の課題解決、困難ケースのカンファレンスなど

伊予市精神障害者連絡会 ……精神障がい者の地域移行支援(退院促進支援)など

伊予市障害者虐待防止連絡会 ……障害者虐待防止ネットワークの構築など

3 障がい者アンケート調査結果（抜粋）

1. 調査の概要

■調査期間：平成 29 年 7 月 3 日～7 月 24 日

■調査方法：郵送配布

■対 象：障害者手帳所持者

■配布数：(全体) 1,953 人
(内訳) ①身体障害者手帳所持者 1,492 人 76.4%
②療育手帳所持者 262 人 13.4%
③精神障害者手帳所持者 199 人 10.2%

■回収数：(全体) 1,001 人 有効回収率 51.3%
(内訳) ①身体障がい者 708 人 有効回収率 70.7%
②知的障がい者 153 人 有効回収率 15.3%
③精神障がい者 97 人 有効回収率 9.7%
④その他 43 人 有効回収率 4.3%

2. アンケートの見方

■回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第 2 位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から 1 つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。

■複数回答（複数の選択肢から 2 つ以上の選択肢を選ぶ方式）の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。

■図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数を表しています。

3. 障がいのある方ご本人等の状況（基本事項）

問1 この調査にお答えくださる方は、どなたですか。（1つ回答）

回答者の状況は、障がいのある方ご本人（代筆含む）が64.8%、ご本人以外の近親者が全体の約30%、その内訳は「夫または妻」が9.8%、「父・母」が5.9%「子・孫（子・孫の夫や妻を含む）」が10.8%、「祖父母」が0.1%、「兄弟・姉妹」が3.4%となっています。

	内容	平成29年		平成26年	
		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
1	障がいのある方ご本人(代筆含む)	622	64.8	582	63.7
2	夫または妻	94	9.8	110	12.0
3	父・母	57	6.0	80	8.8
4	子・孫(子・孫の夫や妻を含む)	104	10.8	84	9.2
5	祖父母	1	0.1	0	0.0
6	兄弟・姉妹	33	3.4	25	2.7
7	病院・施設等の職員	32	3.3	17	1.9
8	相談支援専門員	2	0.2	3	0.3
9	成年後見人	3	0.3	2	0.2
10	その他	12	1.3	11	1.2
	未回答	41	-	-	-
	合計(未回答除く)	960	100.0	914	100.0

平成29年：N=960 平成26年：N=914

問2 年齢と性別をお答えください。（平成29年4月1日現在）

回答者の性別については、男性は482人、女性は481人とほぼ同数となっています。また、年齢については、18～59歳が約29%、60歳以上が約71%となっています。

	年齢	平成29年				平成26年			
		男性(人)	女性(人)	合計(人)	割合(%)	男性(人)	女性(人)	合計(人)	割合(%)
1	18～29歳以下	23	19	42	4.4	24	15	39	4.2
2	30～39歳以下	40	26	66	6.9	24	21	45	4.8
3	40～49歳以下	45	31	76	7.9	47	25	72	7.7
4	50～59歳以下	56	37	93	9.7	50	35	85	9.1
5	60～69歳以下	91	87	178	18.4	94	91	185	19.7
7	70～79歳以下	116	95	211	21.9	120	110	230	24.5
8	80歳以上	111	186	297	30.8	113	169	282	30.0
	未回答	14	14	28	-	-	-	-	-
	合計(未回答除く)	482	481	963	100.0	472	466	938	100.0

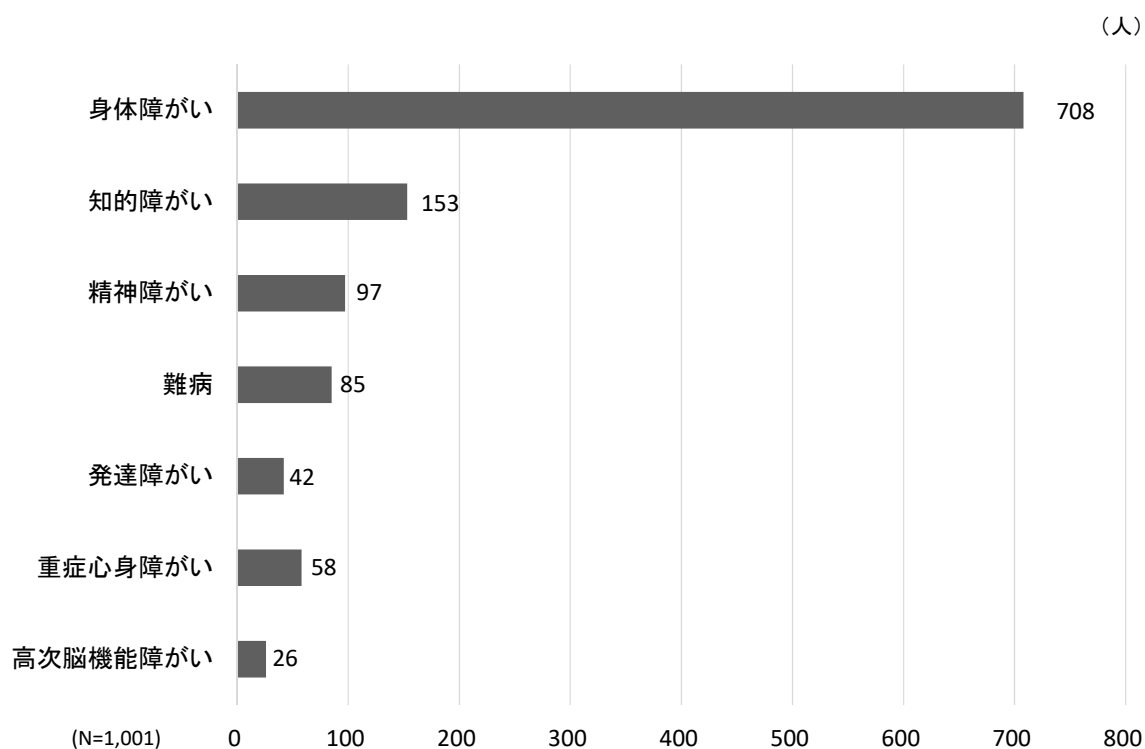
平成29年：N=963 平成26年：N=938

問4 ご本人の障がいについて（複数回答）

	種別	平成29年		平成26年	
		人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
1	身体障がい	708	70.7	736	74.2
2	知的障がい	153	15.3	121	12.2
3	精神障がい	97	9.7	86	8.7
4	難病	85	8.5	63	6.4
5	発達障がい	42	4.2	43	4.3
6	重症心身障がい	58	5.8	87	8.8
7	高次脳機能障がい	26	2.6	34	3.4
	合計	1,169	116.8	1,170	118.0

平成 29 年 : N=1,001 平成 26 年 : N=992

【平成 29 年 全体】

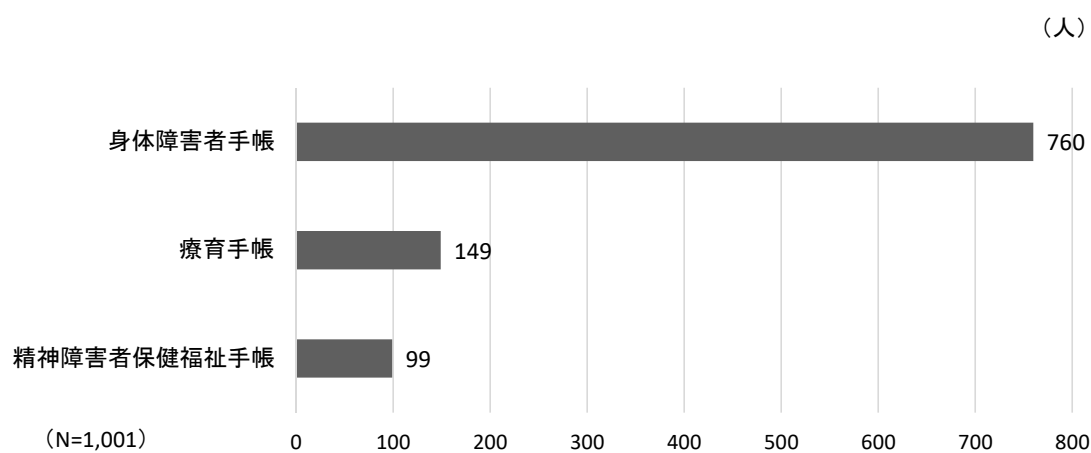


問4の2 障害者手帳について (複数回答)

	種別	平成29年		平成26年	
		人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
1	身体障害者手帳	760	75.9	781	78.7
2	療育手帳	149	14.9	117	11.8
3	精神障害者保健福祉手帳	99	9.9	85	8.6
	合計	1,008	100.7	983	99.1

平成29年 : N=1,001 平成26年 : N=992

【平成29年 全体】

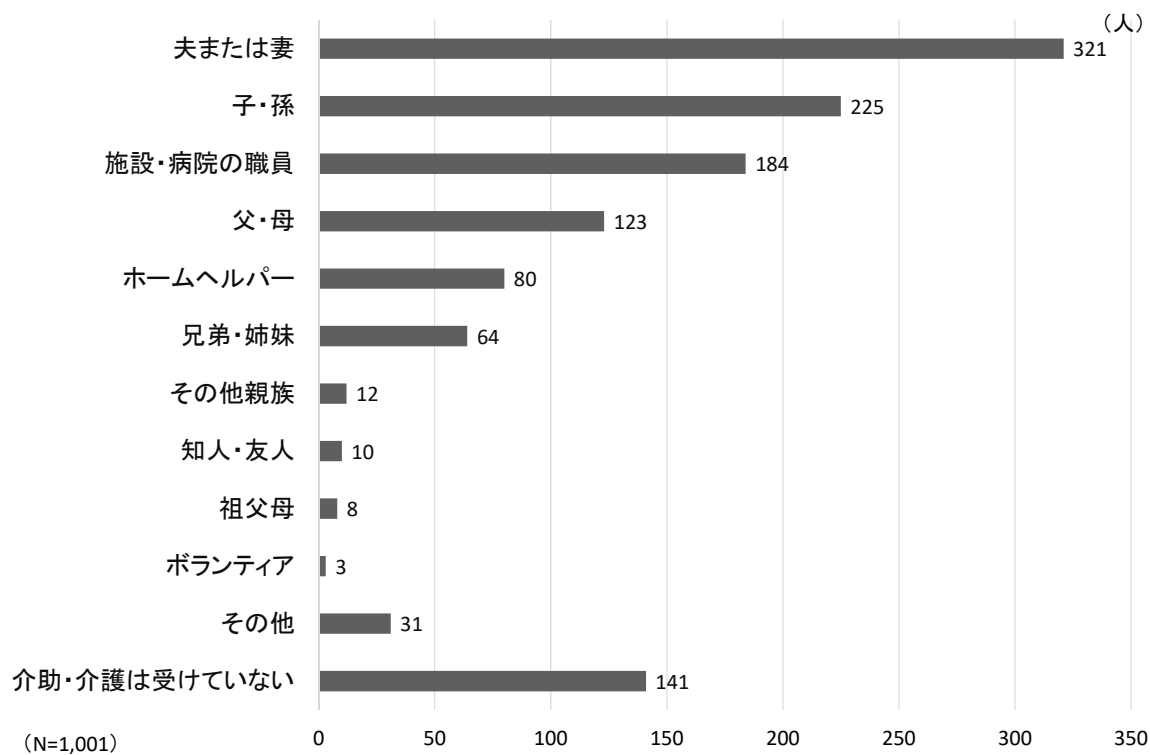


問6の2 主にどなたからの援助、手助け、介護、看護を受けていますか（複数回答）

	主な介助者	平成29年		平成26年	
		人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
1	夫または妻	321	32.1	299	30.1
2	父・母	123	12.3	107	10.8
3	子・孫	225	22.5	140	14.1
4	兄弟・姉妹	64	6.4	26	2.6
5	祖父母	8	0.8	0	0.0
6	その他親族	12	1.2	6	0.6
7	知人・友人	10	1.0	1	0.1
8	ボランティア	3	0.3	0	0.0
9	ホームヘルパー	80	8.0	28	2.8
10	施設・病院の職員	184	18.4	67	6.8
11	介助・介護は受けていない	141	14.1	133	13.4
12	その他	31	3.1	12	1.2
	合計	1,202	120.1	819	82.6

平成 29 年 : N=1,001 平成 26 年 : N=992

【平成 29 年 全体】



問6の2 主に援助、手助け、介護、看護されている方の年齢と性別をお答えください

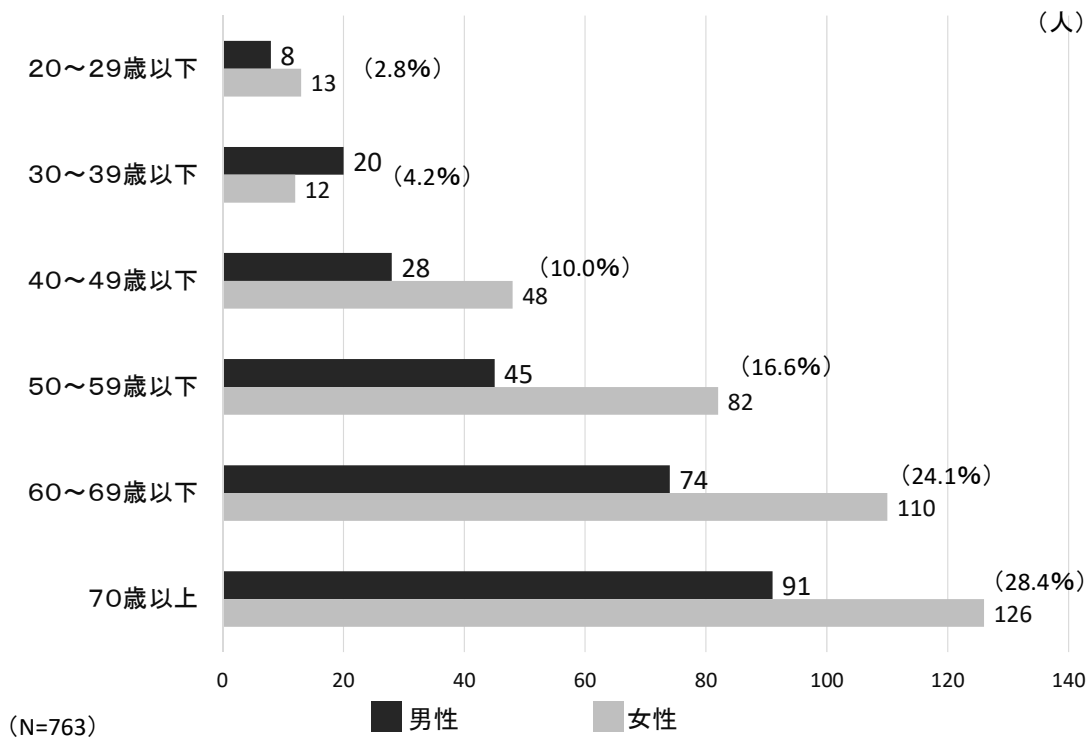
(複数回答)

援助や手助け等をしている人の数が年齢と比例する関係になっており、援助者の高齢化が見て取れます。

	年 齢	平成29年				平成26年			
		男性 (人)	女性 (人)	合計 (人)	割合 (%)	男性 (人)	女性 (人)	合計 (人)	割合 (%)
1	20～29歳以下	8	13	21	2.8	1	1	2	0.3
2	30～39歳以下	20	12	32	4.2	9	9	18	3.1
3	40～49歳以下	28	48	76	10.0	24	22	46	7.9
4	50～59歳以下	45	82	127	16.6	34	60	94	16.2
5	60～69歳以下	74	110	184	24.1	68	82	150	25.9
6	70歳以上	91	126	217	28.4	128	80	208	35.9
	合計	266	391	657	86.1	264	254	518	89.5

平成 29 年 : N=763 平成 26 年 : N=579

【平成 29 年 全体】



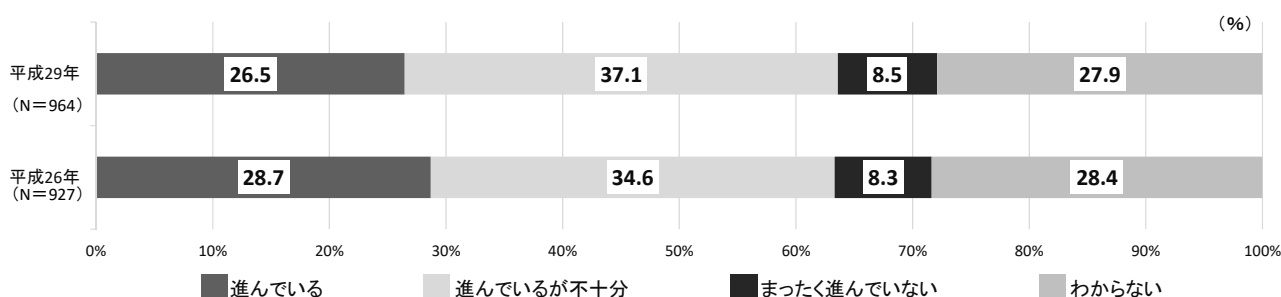
問7 障がいや障がいのある人に対する周りの理解は、進んでいると思いますか

周りの人の障がい、障がい者への理解については、「進んでいるが不十分」が37.1%と最も多く、次いで、「わからない」が27.9%、「進んでいる」が26.5%、「まったく進んでいない」が8.5%の順になっています。

	内容	平成29年		平成26年	
		人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
1	進んでいる	255	26.5	266	28.7
2	進んでいるが不十分	358	37.1	321	34.6
3	まったく進んでいない	82	8.5	77	8.3
4	わからない	269	27.9	263	28.4
	未回答	37	-	-	-
	合計 (未回答除く)	964	100.0	927	100.0

平成29年：N=964 平成26年：N=927

【平成29年と平成26年】



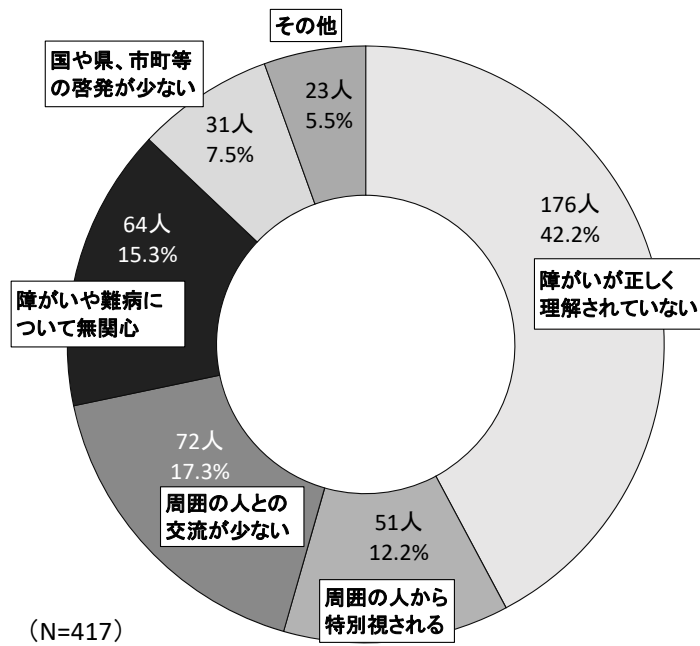
問7の2 問7で「2 進んでいるが不十分」または「3 まったく進んでいない」と答えられた方にお尋ねします。障がいや障がいのある人に対する周りの人の理解が進まない理由は、何だと思いませんか (1つ回答)

障がい、障がい者への理解が進まない理由では、「障がいが正しく理解されていない」が42.2%と最も多く、「周囲の人との交流が少ない」が17.3%、「障がいや難病について無関心」が15.3%となっています。「障がいが正しく理解されていない」と「周囲の人との交流が少ない」とでは、約25ポイントの差となっています。

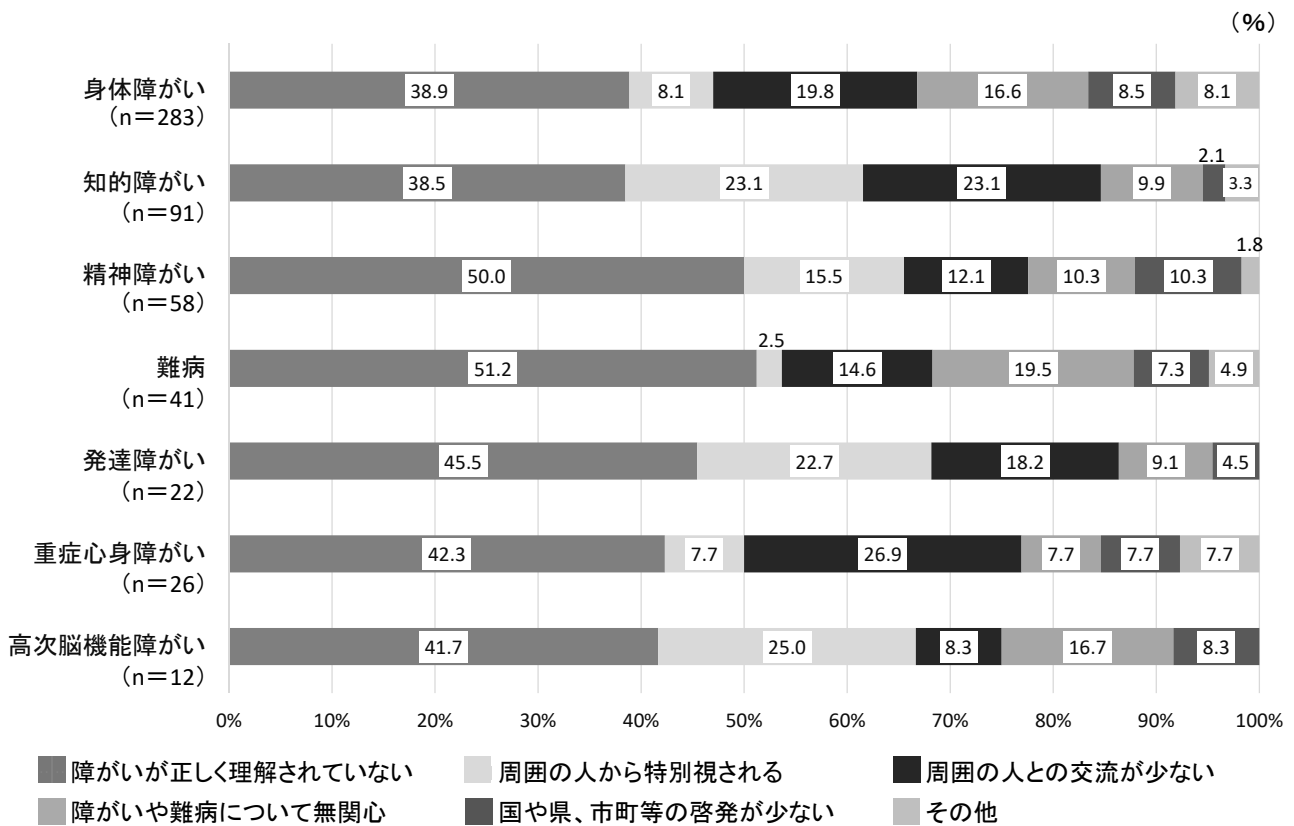
	内容	平成29年		平成26年	
		人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
1	障がいが正しく理解されていない	176	42.2	257	64.6
2	周囲の人から特別視される	51	12.2	86	21.6
3	周囲の人との交流が少ない	72	17.3	138	34.7
4	障がいや難病について無関心	64	15.3	143	35.9
5	国や県、市町等の啓発が少ない	31	7.4	104	26.1
6	その他	23	5.5	14	3.5
	合計	417	100.0	742	186.4

平成29年：N=417 平成26年：N=398

【平成 29 年 全体】



【平成 29 年 障がい種別】



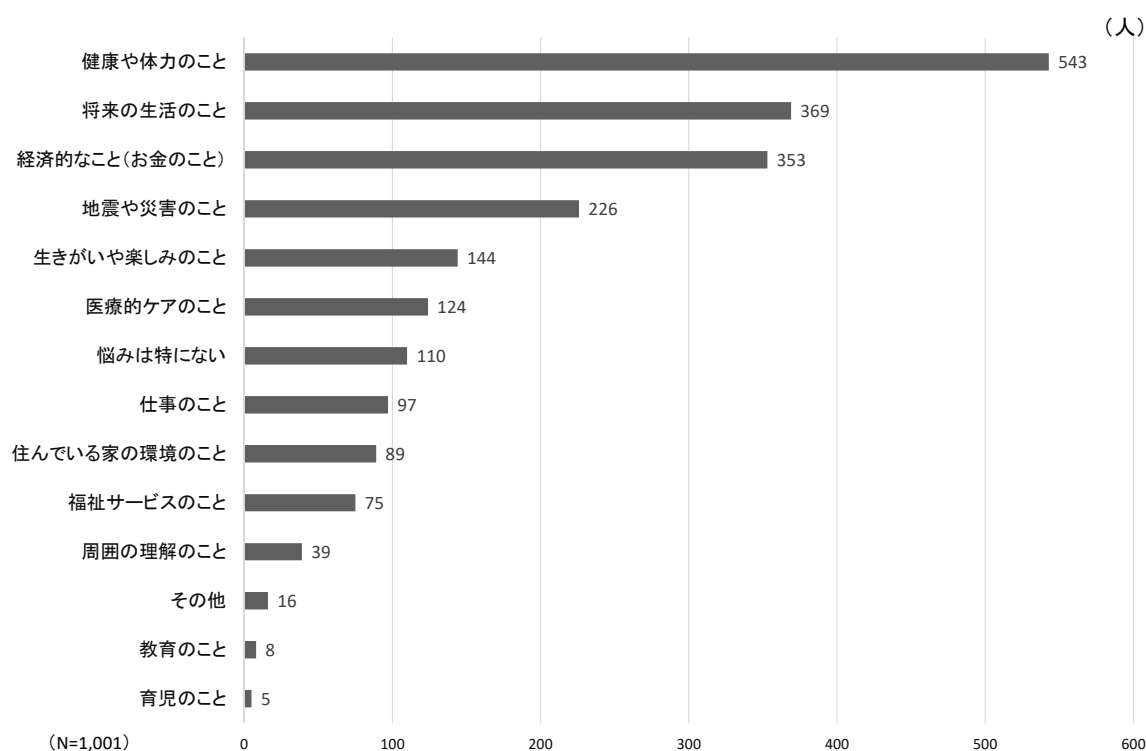
問 10 現在の悩み事は何ですか (3つまで回答)

全体では、「健康や体力のこと」が54.2%で最も多く、「将来の生活のこと」が36.9%、「経済的なこと(お金のこと)」が35.3%と続いています。

	内容	平成29年		平成26年	
		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
1	経済的なこと(お金のこと)	353	35.3	311	31.4
2	健康や体力のこと	543	54.2	490	49.4
3	仕事のこと	97	9.7	114	11.5
4	育児のこと	5	0.5	11	1.1
5	教育のこと	8	0.8	12	1.2
6	医療的ケアのこと	124	12.4	92	9.3
7	住んでいる家の環境のこと	89	8.9	63	6.4
8	福祉サービスのこと	75	7.5	110	11.1
9	将来の生活のこと	369	36.9	328	33.1
10	生きがいや楽しみのこと	144	14.4	104	10.5
11	周囲の理解のこと	39	3.9	33	3.3
12	地震や災害のこと	226	22.6	196	19.8
13	悩みは特にない	110	11.0	124	12.5
14	その他	16	1.6	17	1.7
	合計	2,198	219.6	2,005	202.1

平成 29 年 : N=1,001 平成 26 年 : N=992

【平成 29 年 全体】



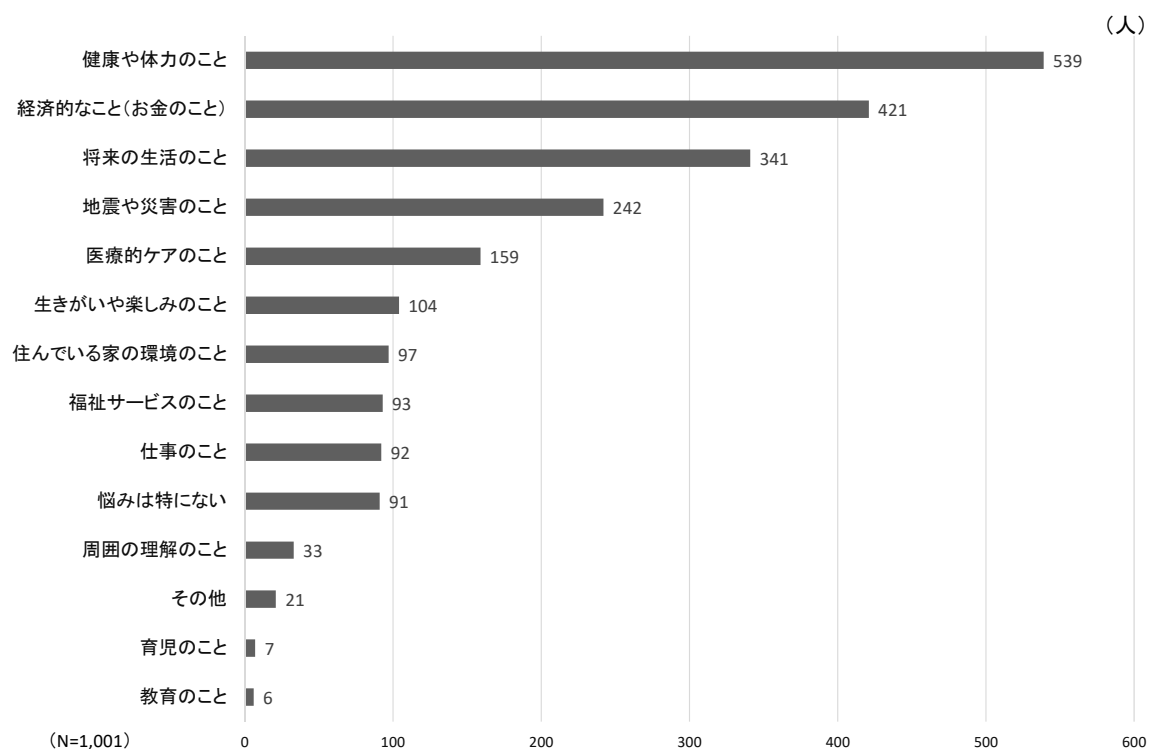
問 11 将来について不安に思うことは何ですか (3つまで回答)

全体では、「健康や体力のこと」が53.8%で最も多く、「経済的なこと(お金のこと)」が42.1%、「将来の生活のこと」が34.1%と続いています。

	内容	平成29年		平成26年	
		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
1	経済的なこと(お金のこと)	421	42.1	366	36.9
2	健康や体力のこと	539	53.8	489	49.3
3	仕事のこと	92	9.2	97	9.8
4	育児のこと	7	0.7	8	0.8
5	教育のこと	6	0.6	3	0.3
6	医療的ケアのこと	159	15.9	124	12.5
7	住んでいる家の環境のこと	97	9.7	61	6.1
8	福祉サービスのこと	93	9.3	144	14.5
9	将来の生活のこと	341	34.1	280	28.2
10	生きがいや楽しみのこと	104	10.4	105	10.6
11	周囲の理解のこと	33	3.3	36	3.6
12	地震や災害のこと	242	24.2	201	20.3
13	悩みは特にない	91	9.1	85	8.6
14	その他	21	2.1	14	1.4
	合計	2,246	224.4	2,013	202.9

平成 29 年 : N=1,001 平成 26 年 : N=992

【平成 29 年 全体】



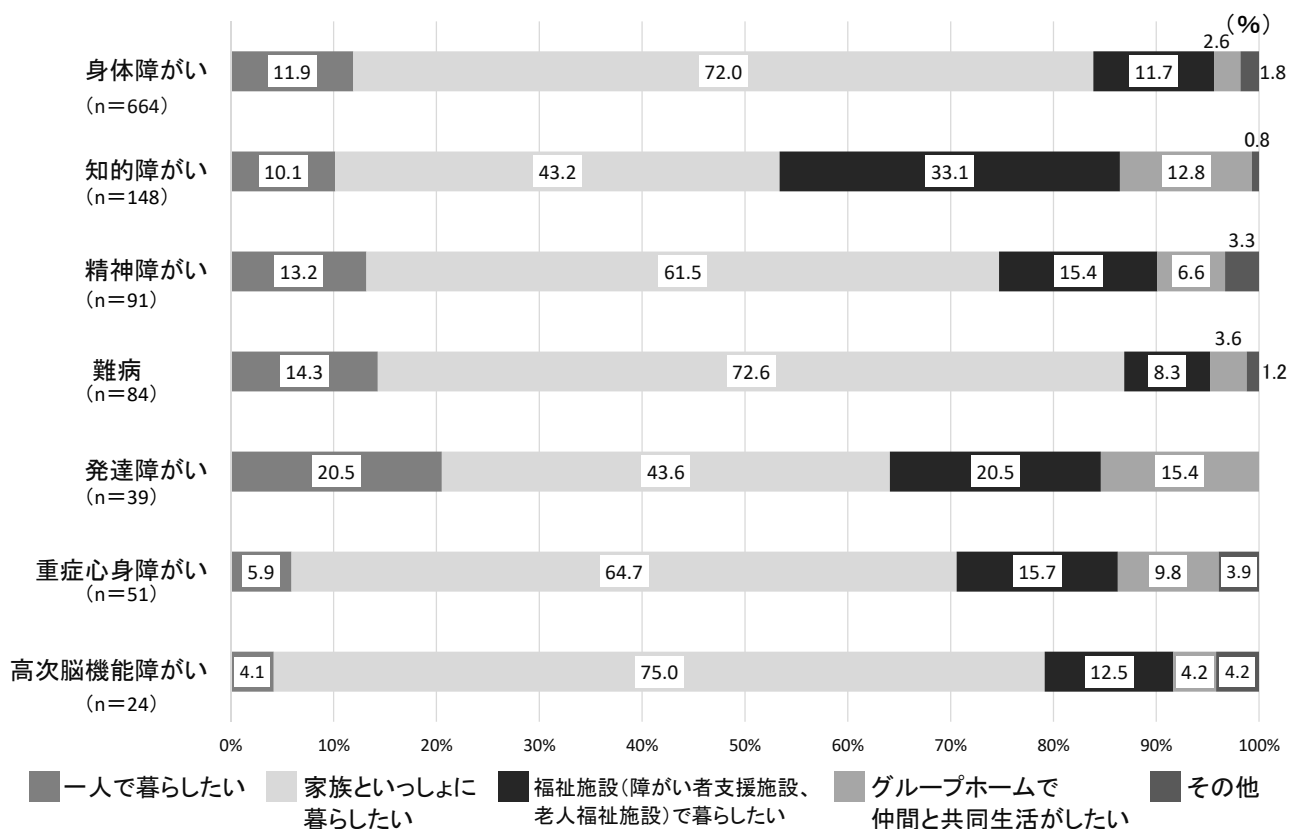
問 15 あなたは、今後、どのように暮らしたいですか（1つ回答）

全体では、「一人で暮らしたい」が12.6%、「家族といっしょに暮らしたい」が66.5%となっており、この2つを合わせると79.1%の人が在宅で暮らすことを希望しています。

	内容	平成29年		平成26年	
		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
1	一人で暮らしたい	119	12.6	103	11.3
2	家族といっしょに暮らしたい	626	66.5	656	72.1
3	福祉施設（障害者支援施設、老人福祉施設）で暮らしたい	134	14.2	92	10.1
4	グループホームで仲間と共同生活がしたい	42	4.5	34	3.7
5	その他	21	2.2	25	2.8
	未回答	59			
	合計（未回答除く）	942	100.0	910	100.0

平成 29 年：N=942 平成 26 年：N=910

【平成 29 年 障がい種別】



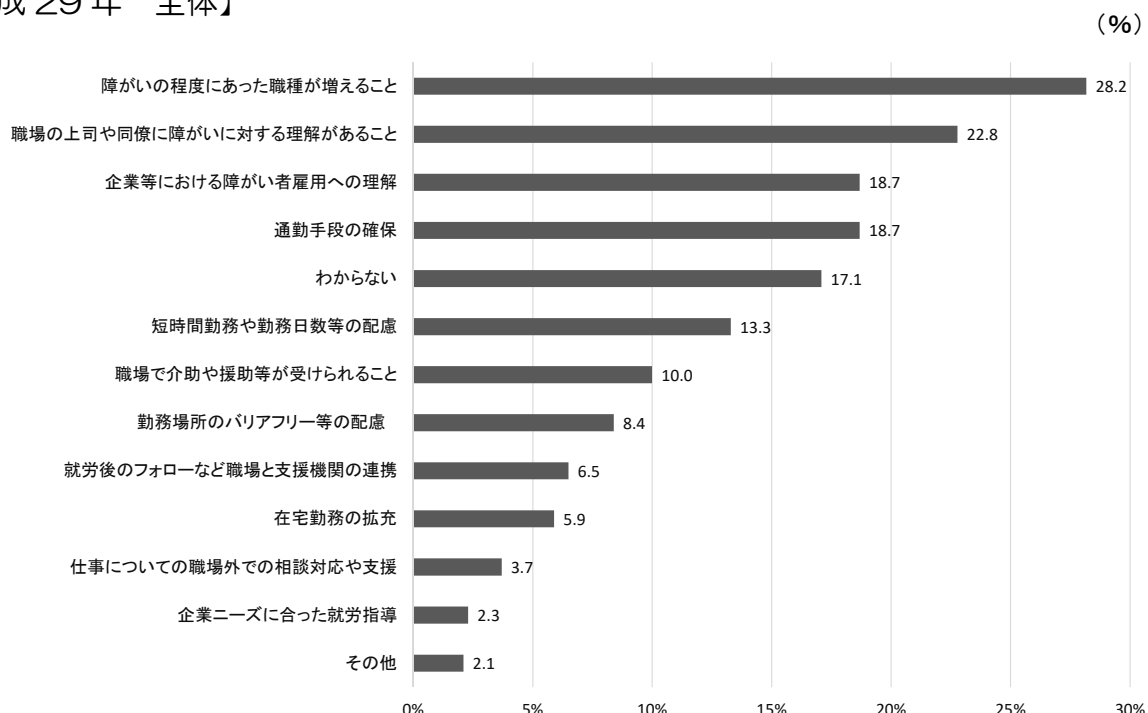
問 23 あなたは、障がいのある人の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか（3つ回答）

「障がいの程度にあった職種が増えること」が28.2%と最も多く、「職場の上司や同僚に障がいに対する理解があること」が22.8%、「企業等における障がい者雇用への理解」と「通勤手段の確保」が同数で18.7%と続いています。

	内容	平成29年		平成26年	
		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
1	通勤手段の確保	187	18.7	88	8.9
2	勤務場所のバリアフリー等の配慮	84	8.4	32	3.2
3	短時間勤務や勤務日数等の配慮	133	13.3	63	6.4
4	在宅勤務の拡充	59	5.9	45	4.5
5	企業等における障がい者雇用への理解	187	18.7	94	9.5
6	職場の上司や同僚に障がいに対する理解があること	228	22.8	104	10.5
7	職場で介助や援助等が受けられること	100	10.0	38	3.8
8	就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	65	6.5	40	4.0
9	企業ニーズに合った就労指導	23	2.3	20	2.0
10	障がいの程度にあった職種が増えること	282	28.2	146	14.7
11	仕事についての職場外での相談対応や支援	37	3.7	23	2.3
12	わからない	171	17.1	92	9.3
13	その他	21	2.1	25	2.5
	合計	1,577	157.5	810	91.3

平成 29 年 : N=1,001 平成 26 年 : N=992

【平成 29 年 全体】



(N=1,001)

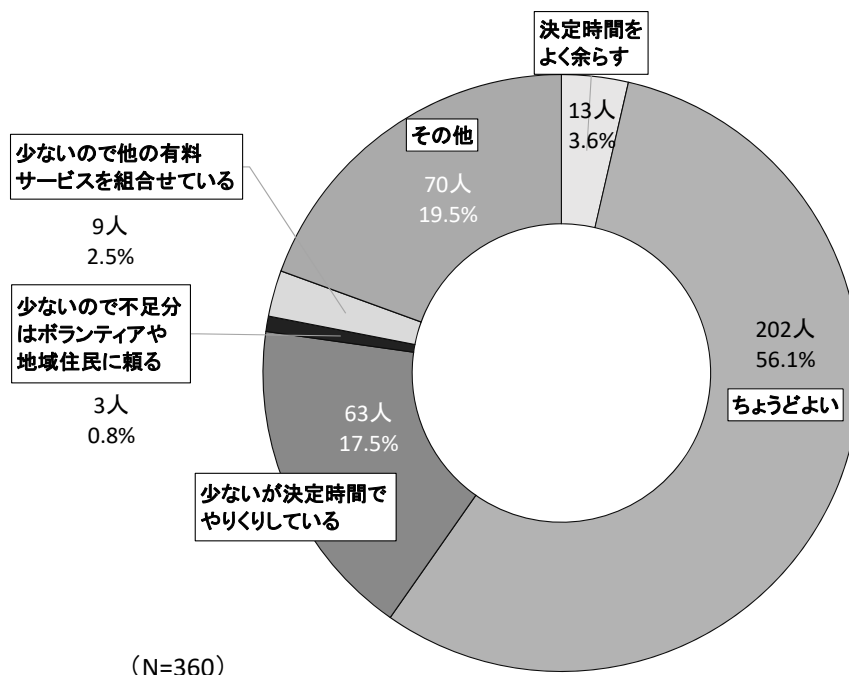
問 32 の 2 サービスの提供量（時間数）はどうか （1つ回答）

「ちょうどよい」が56.1%で最も多く、次が「少ないが決定時間でやりくりしている」が17.5%となっています。この2つと「決定時間をよく余らす」を合わせると約77%となります。

	内容	平成29年		平成26年	
		人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
1	決定時間をよく余らす	13	3.6	2	1.2
2	ちょうどよい	202	56.1	96	58.2
3	少ないが決定時間でやりくりしている	63	17.5	49	29.7
4	少ないので不足分はボランティアや地域住民に頼る	3	0.8	1	0.6
5	少ないので他の有料サービスを組合せている	9	2.5	5	3.0
6	その他	70	19.5	12	7.3
	合計	360	100.0	165	100.0

平成 29 年 : N=360 平成 26 年 : N=165

【平成 29 年 全体】



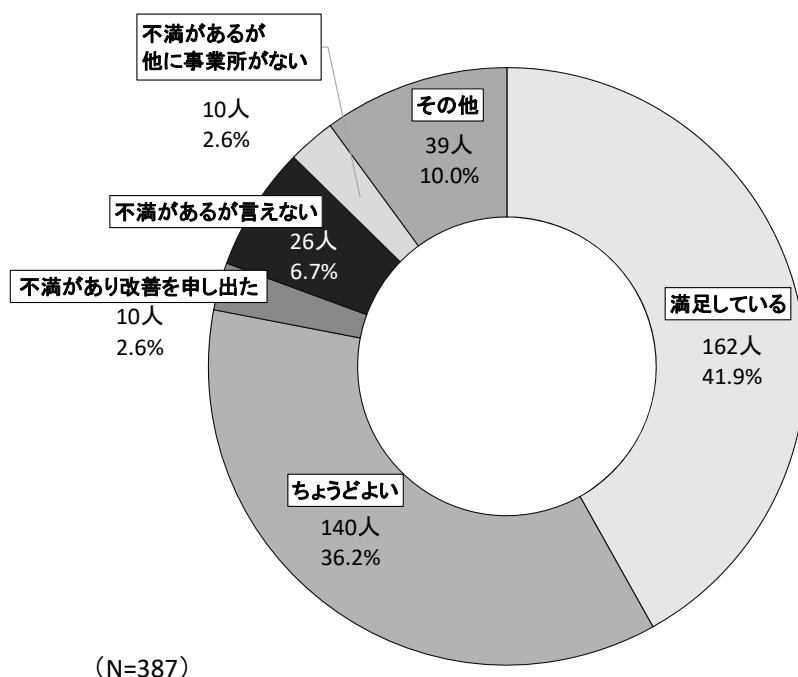
問 32 の 3 サービスの質はどうか (1つ回答)

「満足している」が41.9%と最も多く、次に「ちょうどよい」が36.2%となっています。この2つを合わせると約78%となります。

	内容	平成29年		平成26年	
		人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
1	満足している	162	41.9	70	39.8
2	ちょうどよい	140	36.2	72	40.9
3	不満があり改善を申し出た	10	2.6	1	0.6
4	不満があるが言えない	26	6.7	20	11.3
5	不満があるが他に事業所がない	10	2.6	9	5.1
6	その他	39	10.0	4	2.3
	合計	387	100.0	176	100.0

平成 29 年 : N=387 平成 26 年 : N=176

【平成 29 年 全体】



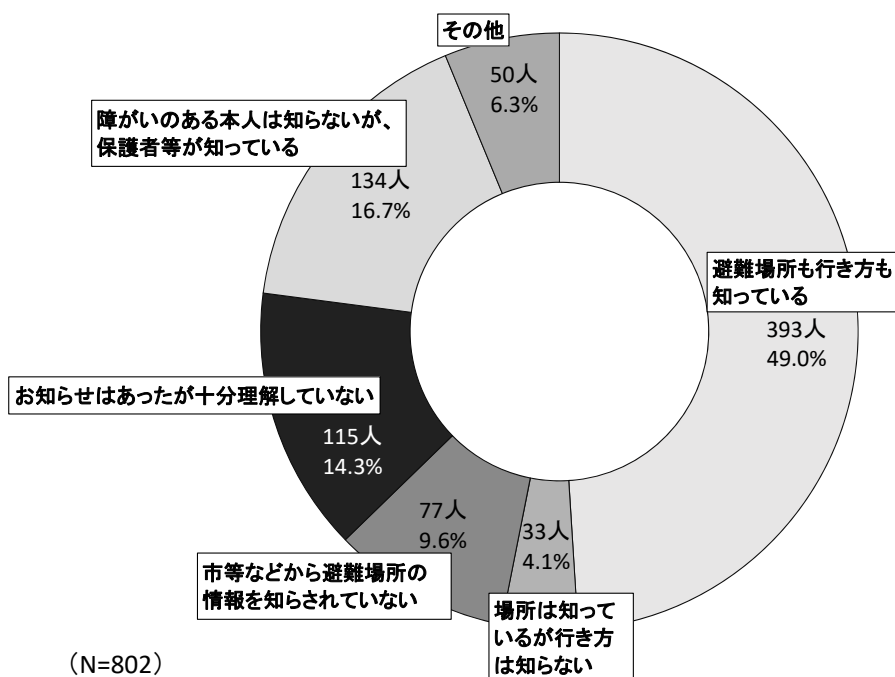
問 38 避難場所や、避難場所への行き方を知っていますか (1つ回答)

「避難場所も行き方も知っている」が 49.0%と最も多く、次に「障がいのある本人は知らないが、保護者等が知っている」が 16.7%、「お知らせはあったが十分理解していない」が 14.3%となっています。「避難場所も行き方も知っている」と「障がいのある本人は知らないが、保護者等が知っている」を合わせると約 66%となります。

	内容	平成29年		平成26年	
		人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
1	避難場所も行き方も知っている	393	49.0	317	43.2
2	場所は知っているが行き方は知らない	33	4.1	23	3.1
3	市などから避難場所の情報を知らされていない	77	9.6	123	16.8
4	お知らせはあったが十分理解していない	115	14.3	94	12.8
5	障がいのある本人は知らないが、保護者等が知っている	134	16.7	136	18.6
6	その他	50	6.3	40	5.5
	合計	802	100.0	733	100.0

平成 29 年 : N=802 平成 26 年 : N=733

【平成 29 年 全体】

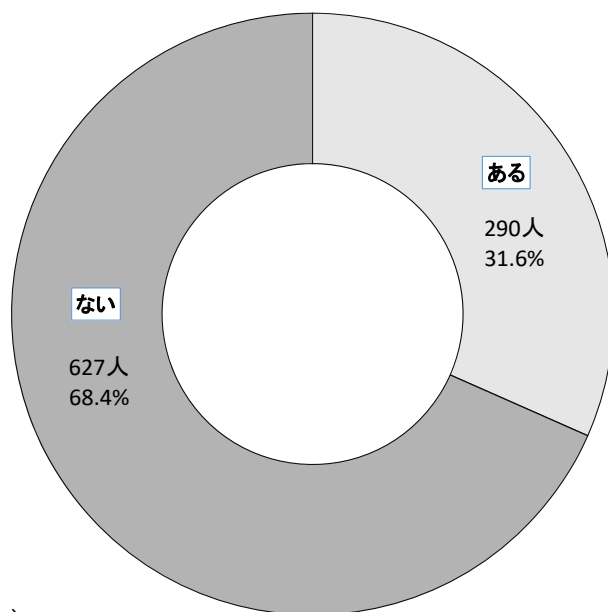


問 39 これまで避難訓練に参加したことがありますか (1つ回答)

	内容	平成29年		平成26年	
		人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
1	ある	290	31.6	209	25.0
2	ない	627	68.4	627	75.0
	未回答	84	—	—	—
	合計	917	100.0	836	100.0

平成 29 年 : N=917 平成 26 年 : N=836

【平成 29 年 全体】



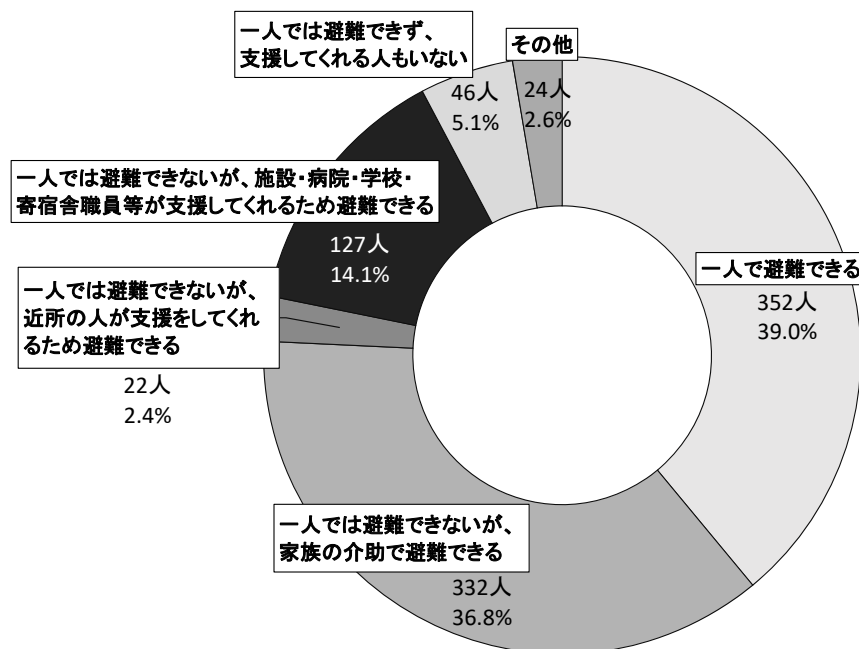
問 40 災害時に一人で避難できますか (1つ回答)

「一人で避難できる」が39.0%と最も多く、次に「一人では避難できないが、家族の介助で避難できる」が36.8%、「一人では避難できないが、施設・病院・学校・寄宿舍職員等が支援してくれるため避難できる」が14.1%と続いています。この3つと「一人では避難できないが、近所の人支援してくれるため避難できる」を合わせると、約90%となります。

	内容	平成29年		平成26年	
		人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
1	一人で避難できる	352	39.0	362	42.5
2	一人では避難できないが、家族の介助で避難できる	332	36.8	307	36.1
3	一人では避難できないが、近所の人支援してくれるため避難できる	22	2.4	29	3.4
4	一人では避難できないが、施設・病院・学校・寄宿舍職員等が支援してくれるため避難できる	127	14.1	82	9.6
5	一人では避難できず、支援してくれる人もいない	46	5.1	59	6.9
6	その他	24	2.6	12	1.4
	合計	903	100.0	851	100.0

平成 29 年 : N=903 平成 26 年 : N=851

【平成 29 年 全体】



(N=903)

4 障がい児アンケート調査結果（抜粋）

1. 調査の概要

■調査期間：平成 29 年 7 月 3 日～7 月 24 日

■調査方法：郵送配布

■対象：18 歳未満の手帳所持者の保護者

■配布数：(全体) 92 人
(内訳) ①身体障害者手帳所持者 21 人 22.8%
②療育手帳 71 人 77.2%
③精神障害者保健福祉手帳 0 人

■回収数：(全体) 56 人 有効回収率 60.9%
(内訳) ①身体障がい者 11 人 有効回収率 52.4%
②知的障がい者 26 人 有効回収率 36.6%
③精神障がい者 4 人 有効回収率 7.1%
④その他 15 人 有効回収率 26.8%

2. アンケートの見方

■回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第 2 位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から 1 つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。

■複数回答（複数の選択肢から 2 つ以上の選択肢を選ぶ方式）の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。

■図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数を表しています。

3. 調査結果

問3 障がいの種別について (複数回答)

発達障がい が 66.1% と最も多く次に、知的障がい 46.4%、身体障がい 19.6% の順で続いています。

	種別	人数 (人)	割合 (%)
1	身体障がい	11	19.6
2	知的障がい	26	46.4
3	精神障がい	4	7.1
4	難病	2	3.6
5	発達障がい	37	66.1
6	重症心身障がい	3	5.4
7	高次脳機能障がい	0	0.0
	合計	83	148.2

N=56

○発達障がいの内容 (1つ)

発達障がいの内容では、「自閉症スペクトラム」が 55.6% と最も多く、「その他」が 16.7%、「学習障がい」13.9%、「注意欠陥多動性障がい」13.9% となっています。

	内容	人数 (人)	割合 (%)
1	自閉症スペクトラム	20	55.6
2	学習障がい	5	13.9
3	注意欠陥多動性障がい	5	13.9
4	その他	6	16.6
	合計	36	100.0

N=56

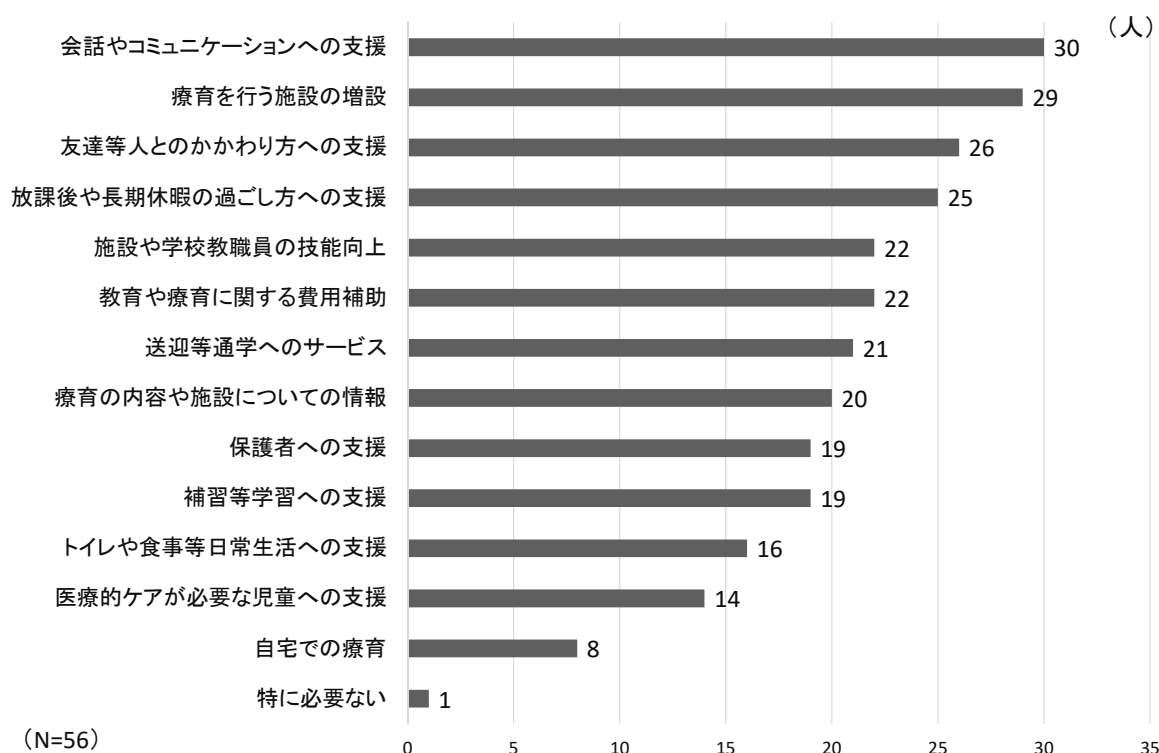
問 16 教育や療育が充実するために必要だと思うこと（複数回答）

教育や療育の充実のために必要なことについては、「会話やコミュニケーションへの支援」が53.6%と最も多く、次に、「療育を行う施設の増設」51.8%、「友達等人とのかかわり方への支援」46.4%、「放課後や長期休暇の過ごし方への支援」44.6%と続いています。

	内容	人数 (人)	割合 (%)
1	会話やコミュニケーションへの支援	30	53.6
2	トイレや食事等日常生活への支援	16	28.6
3	補習等学習への支援	19	33.9
4	友達等人とのかかわり方への支援	26	46.4
5	保護者への支援	19	33.9
6	療育を行う施設の増設	29	51.8
7	教育や療育に関する費用補助	22	39.3
8	送迎等通学へのサービス	21	37.5
9	療育の内容や施設についての情報	20	35.7
10	自宅での療育	8	14.3
11	施設や学校教職員の技能向上	22	39.3
12	医療的ケアが必要な児童への支援	14	25.0
13	放課後や長期休暇の過ごし方への支援	25	44.6
14	特に必要ない	1	1.8
15	その他	0	0.0
	合計	272	485.7

N=56

【全体 人数】



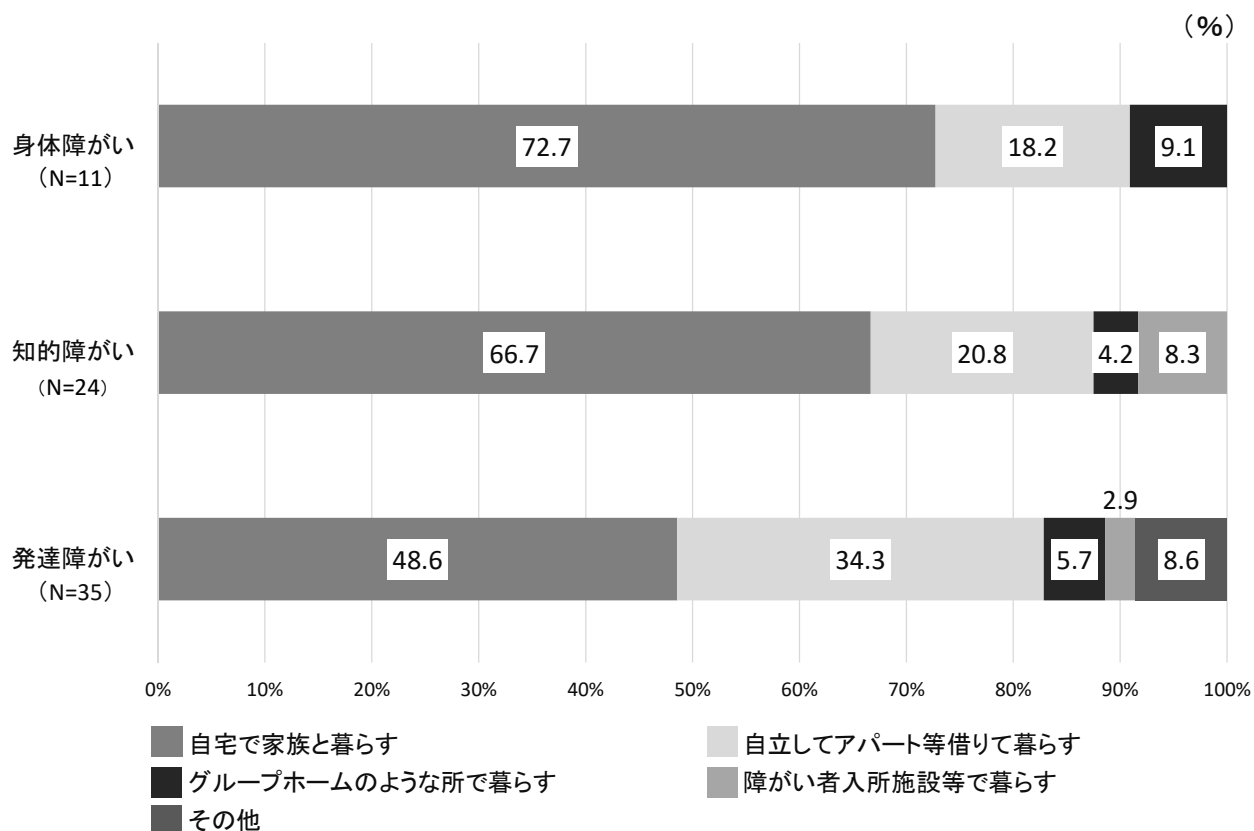
問 17 将来、どのような暮らしをしたいですか (1つ)

「自宅で家族と暮らす」が54.7%と最も多く、次に「自立してアパート等借りて暮らす」が30.2%となっています。この2つを合わせた居宅を希望する人は84.9%となっています。

	内容	人数 (人)	割合 (%)
1	自宅で家族と暮らす	29	54.7
2	自立してアパート等借りて暮らす	16	30.2
3	グループホームのような所で暮らす	3	5.7
4	障がい者入施設所等で暮らす	2	3.8
5	その他	3	5.7
	合計	53	100.0

N=53

【障がい種別ごと 割合】



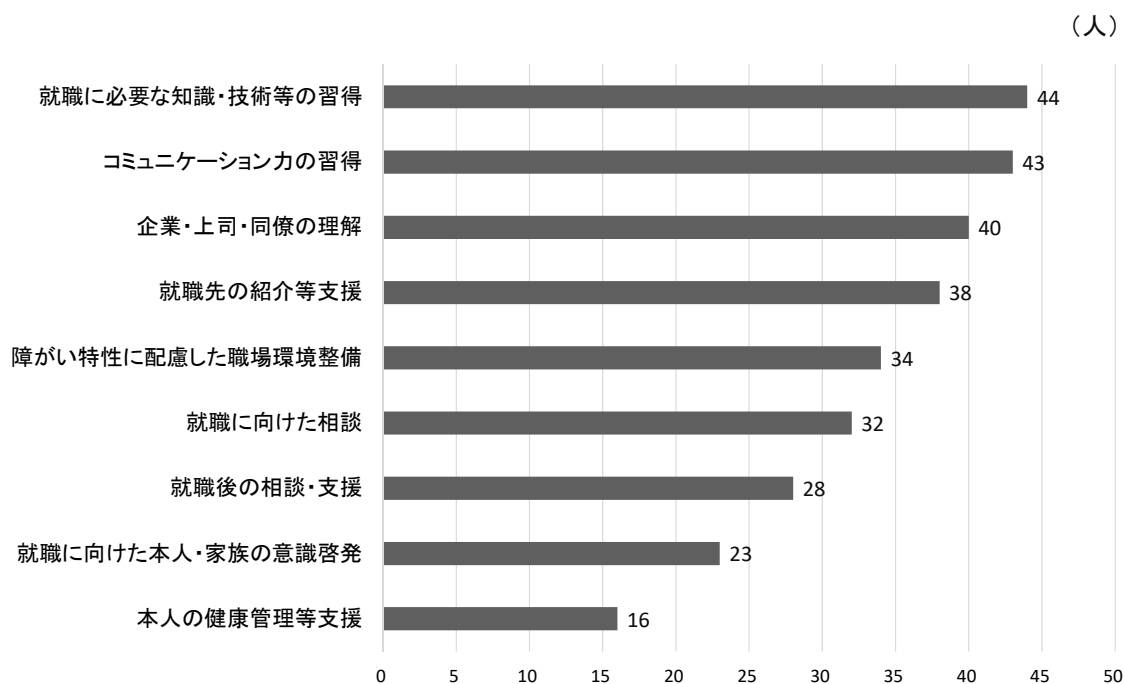
問 18 将来、仕事に就くために必要なこと（複数回答）

将来の就業のために必要なことについての質問では、「就職に必要な知識・技術等の習得」が78.6%と最も高く、次に「コミュニケーション力の習得」76.8%、「企業・上司・同僚の理解」71.4%、「就職先の紹介等支援」67.9%と続いています。

	内容	人数 (人)	割合 (%)
1	就職に向けた本人・家族の意識啓発	23	41.1
2	就職に向けた相談	32	57.1
3	就職先の紹介等支援	38	67.9
4	就職に必要な知識・技術等の習得	44	78.6
5	コミュニケーション力の習得	43	76.8
6	本人の健康管理等支援	16	28.6
7	障がい特性に配慮した職場環境整備	34	60.7
8	就職後の相談・支援	28	50.0
9	企業・上司・同僚の理解	40	71.4
10	その他	0	0.0
	合計	298	532.1

N=56

【全体 人数】



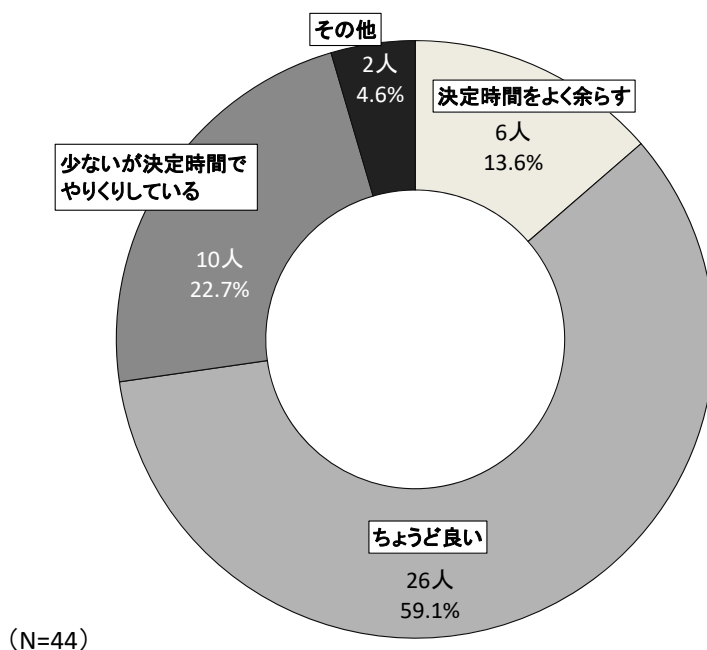
(N=56)

問 23 サービスの提供量（時間数）はどうか（1つ）

「ちょうど良い」が59.1%で最も多く、次が「少ないが決定時間でやりくりしている」が22.7%となっています。この2つと「決定時間をよく余らす」を合わせると95.4%となります。

	内容	人数（人）	割合（%）
1	決定時間をよく余らす	6	13.6
2	ちょうど良い	26	59.1
3	少ないが決定時間でやりくりしている	10	22.7
4	少ないので不足分はボランティアや地域住民に頼る	0	0.0
5	少ないので他の有料サービス組合せ	0	0.0
6	その他	2	4.6
	合計	44	100.0

【全体 人数、割合】

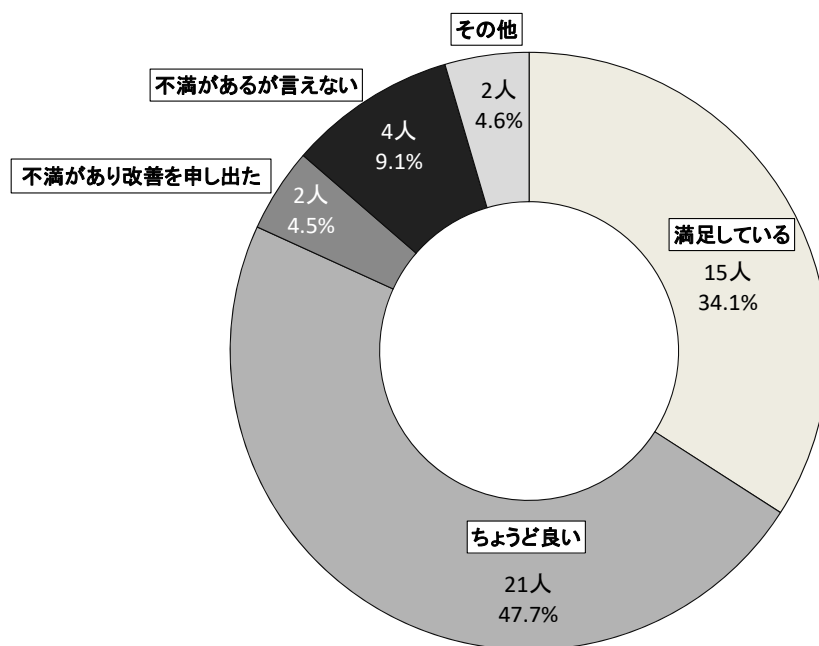


問23の2 サービスの質はどうか (1つ)

「ちょうどよい」が47.7%と最も多く、次に「満足している」が34.1%となっています。この2つを合わせると81.8%となります。

	内容	人数 (人)	割合 (%)
1	満足している	15	34.1
2	ちょうどよい	21	47.7
3	不満があり改善を申し出た	2	4.5
4	不満があるが言えない	4	9.1
5	不満があるが他に事業所がない	0	0.0
6	その他	2	4.6
	合計	44	100.0

【全体 人数、割合】



(N=44)

伊予市
第2次障がい者計画
第5期障がい福祉計画
第1期障がい児福祉計画

発行年月：2018（平成30）年3月
発行者：伊予市市民福祉部福祉課
伊予市米湊820番地
電話：089-982-1121



伊予市